

第1回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 次第

令和5年7月24日(月)  
午後1時30分～3時  
京都府公館第5会議室

1 あいさつ

2 委員等紹介

3 報告

- (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」に係る取組状況について
- (2) 京都府におけるDV相談等の現状について
- (3) 京都府におけるDV施策（啓発・対策等）について
- (4) 配偶者等からの暴力に関する調査について
- (5) 今後の会議開催スケジュール（案）について

4 議題

- (1) 計画改定に係る主な論点について（意見交換）
- (2) 質疑応答、意見交換

5 その他（第2回意見聴取会議開催について 等）

## 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議設置要領

### （目的）

第1条 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に当たり、学識者や関係者等有識者から意見を聴取するため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を設置する。

### （委員）

第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）を改定するまでの期間とする。
- 3 意見聴取会議の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
- 4 意見聴取会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、意見聴取会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議の招集）

第3条 意見聴取会議は、知事が必要に応じ、これを招集する。

### （委員の役割）

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に関すること。
- (2) その他配偶者等からの暴力への対策に関すること。

### （委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、意見聴取会議で知り得た非公開の情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りでない。

### （公開）

第6条 意見聴取会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

別表

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 意見聴取委員 一覧

【委員】

氏 名	所 属 等
上田 三穂	一般社団法人京都府医師会 理事
大川 聡子	関西医科大学看護学部・看護学研究科 教授
奥野 眞美	京都弁護士会
芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会 会長
竹之下 雅代	株式会社ウイメンズカウンセリング京都 代表取締役
中村 正	立命館大学産業社会学部 教授
富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長
三木 秀樹	京都府精神科医会 会長
元井 摩耶	京都府DV被害者地域生活サポーター
吉川 園子	京都府民生児童委員協議会 常任理事
太田 昌志	京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 課長
藤井 真由美	宇治市人権環境部男女共同参画課 課長
田邊 茂雄	与謝野町福祉課 課長

【オブザーバー】

力石 淳嗣	京都府教育庁指導部学校教育課人権教育室 室長
寺井 亮彦	京都府警察本部生活安全部人身安全対策課 人身安全企画官

## 傍 聴 要 領

### 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」 改定に係る意見聴取会議

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議の傍聴を希望する者は、開催日前日（土日祝日除く）の午後5時までに、京都府文化生活部男女共同参画課宛、電話、ファクシミリ又はメールのいずれかの方法により申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順としますので、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入室していただくことができません。

#### 2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切る又はマナーモードに設定しておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

#### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

資料3

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)に係る数値目標

	計画上の文言	目標値	実績(累計)	実績内訳					担当
				令和5年	令和4年	令和3年	令和2年度	令和元年度	
1	幼稚園、保育園、認定こども園等の保護者に対する啓発	幼稚園等に通う幼児がいる全世帯	142280 世帯	46,878	47,135	48,067	200	文化生活部 男女共同参画課	
2	各年齢期における暴力を許さない心を育む学び、デートDVの啓発	600回(120回/年)	378 回	81	88	99	110		
3	DVIに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置	参加民間団体20団体	11 団体	0	1	2	8		
4	企業の職場等における啓発	500社(100社/年)	529 社	224	149	45	111		
5	DV被害者等への自立支援計画の作成件数	250件(50件/年)	330 件	70	74	125	61		
6	来所相談時間を延長することにより増加する相談件数	500件(100件/年)	263 件	55	54	69	85		
7	市町村相談員等の体系的研修受講者数	1,400名(年280名/年)	685 名	216	109	103	257		
8	アウトリーチによる相談・自立支援件数	500件(100件/年)	349 件	67	76	124	82		
9	地域生活サポーターの活動件数	100件(20件/年)	39 件	0	0	21	18		

## 【相談件数等の推移】

## ①配偶者暴力相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市DV相談支援センター)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	5,373	5,964	6,333	6,360	6,387	5,232	5,408
女性	5,348	5,882	6,204	6,188	6,209	5,147	5,295
男性	25	82	129	172	178	85	113
増加率(%)	▲ 4.7	11.0	6.2	0.4	0.4	▲ 18.1	3.4
うち京都市DV相談支援センター	2,656	3,437	3,276	3,148	3,102	2,834	2,917
うち舞鶴市DV相談支援センター							143
交際相手からの暴力による相談件数	123	76	69	150	103	65	103
うち京都市DV相談支援センター	84	31	35	87	41	39	34
うち舞鶴市DV相談支援センター							21
DVIによる一時保護	77	84	88	88	87	47	46
DVIによる一時保護同伴児童	85	92	105	96	89	59	53

\* 内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

\* 相談件数には、京都市DV相談支援センター(平成23年10月3日開所)及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センター(令和4年9月1日開所)を含む。

## ②男女共同参画センター

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全相談件数	2,826	2,747	2,428	2,515	2,448	3,869	4,440
うちDV関係	144	58	148	136	103	133	139
割合	5.1%	2.1%	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

\* 全相談件数:一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

## ③京都府警察本部

## ●DV事案検挙状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数	109	114	109	91	94	79	85

## 京都府におけるDV相談及び一時保護の状況等について

## 1 相談及び一時保護の推移

年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4
相談件数	5,172	5,638	5,373	5,964	6,333	6,360	6,387	5,232	5,408
京都府	2,890	2,668	2,717	2,527	3,057	3,212	3,285	2,398	2,348
京都市DV相談支援センター	2,282	2,970	2,656	3,437	3,276	3,148	3,102	2,834	2,917
舞鶴市DV相談支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	143
一時保護	158	148	114	115	140	147	146	79	63
DV対応	107	110	77	84	88	88	87	47	46
割合(%)	67.7	74.3	67.5	73.0	62.9	59.9%	59.6%	59.5%	73.0%
DVによる一時保護同伴児童等	118	127	85	92	105	96	89	59	53

\* 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(内閣府調査:被害者本人からの相談のみ対象)

\* 相談件数には、京都市DV相談支援センター(平成23年10月3日開所)及び舞鶴市DV相談支援センター(令和4年9月1日開所)を

\* 京都府:京都府家庭支援総合センター、北部・南部家庭センターの合計

## 2 DVが原因による一時保護の年齢別状況

年度	20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	計
23年度	2	26	39	12	11	6	3	99
24年度	1	15	36	19	7	5	3	86
25年度	2	25	32	23	4	5	3	94
26年度	1	19	40	27	9	8	3	107
27年度	3	26	45	20	11	3	2	110
28年度	2	22	26	14	8	4	1	77
29年度	0	18	32	17	6	6	5	84
30年度	0	25	26	23	6	2	6	88
元年度	1	17	24	23	8	3	12	88
2年度	2	12	26	14	15	11	7	87
3年度	2	8	20	11	4	0	2	47
4年度	1	16	13	11	3	0	2	46

## 3 DVが原因により一時保護所入所者の同伴した児童等の数

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
23年度	61	27	11	2	0	101
24年度	36	31	11	0	3	81
25年度	64	33	10	4	2	113
26年度	70	38	7	3	0	118
27年度	76	36	12	2	1	127
28年度	55	23	6	1	0	85
29年度	57	31	2	2	0	92
30年度	61	40	2	2	0	105
元年度	54	32	5	5	0	96
2年度	39	33	15	2	0	89
3年度	36	19	1	3	0	59
4年度	29	20	4	0	0	53

## 4 DVによる一時保護入所後の退所先

年度	就職	住宅設定	母子生活支援施設	帰宅	肉親・知人宅	その他	計
23年度	4	17	24	18	20	7	90
24年度	1	18	17	18	18	11	83
25年度	6	11	22	21	27	4	91
26年度	1	34	16	20	25	8	104
27年度	0	17	20	20	35	11	103
28年度	1	13	17	16	15	11	73
29年度	5	7	16	16	23	11	78
30年度	6	5	21	11	27	15	85
元年度	11	3	24	15	20	12	85
2年度	7	1	17	18	26	16	85
3年度	1	1	11	10	12	12	47
4年度	0	4	16	10	11	5	46

## DV施策（啓発・対策等）に関する市町村アンケート【結果集計】

区 分	課 題 等	内 容	(参考) 主な計画上の関連目標
体 制	1 庁内連携の充実	・被害が多様化していることから、DV関係部署だけでなく、福祉関係、児童関係、住民票や市税等関連部署等との連携が必要。	Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
	2 関係機関連携の充実	・家庭支援センター、警察、弁護士等関係機関との一層の情報共有・連携・体制構築が必要 ・一時保護事案に係るスムーズな連携と方針決定、適切な受入が可能になれば良い。	
	3 安心して相談できる体制・環境づくり（匿名性の確保）	・狭い地域であっても被害者が加害者や近隣に知られず、安心して相談できる環境づくりが必要。	Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
	4 安心して相談できる体制・環境づくり（広域連携）	・住まい以外の市町村や保健所で気兼ねなく相談できるための窓口広域化があれば良い。	Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
	5 相談体制が脆弱	・専門職員がいない。（相談員の派遣、広域的な相談体制の構築） ・相談員の専門的知識・対応経験不足。 ・スキルアップが必要。（定期的な相談員研修の実施、新任者研修） ・市町村へのDV相談時対応マニュアルの共有。 ・困難事例のアドバイスをほしい。	
	6 教職員の理解促進	・教育機関と連携して、若年層に向けた授業や研修会などの実施。	Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
	7 外国人への対応	・通訳支援等が必要。	Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
	8 障害者・精神疾患者等への対応	・障害者・精神疾患者等複合的な困難を抱える方の相談や避難、入院等の対応が難しい。	
	9 高齢者への対応	・地域包括支援センターとの一層の連携が必要	
	10 男性被害者への対応	・男性被害者の相談体制の構築や一時保護等の支援が必要。	
	11 精神的・経済的DVへの対応	・身体的暴力を伴わないモラハラ等の精神的DVや経済的DVへの相談体制の構築が必要。	
	12 LGBTQへの対応	・性的マイノリティの被害者と心身ともに女性の被害者の保護の整理が必要。	
	13 被害者だけでなく家族全体への支援	・DVの原因や影響が本人だけでなく家族全体にあるケースは家族全体にも支援が必要のため、女性相談だけの支援に限界を感じる。	
	14 加害者への対応	・北部でも加害者プログラムを実施してほしい。ノウハウがないため、市町村での実施困難。	Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
	15 DV相談証明書の発行ができないこと	・相談後に、家庭支援センターや警察に行ってもらう負担がかかる。	
	16 避難以外の支援	・女性の社会進出、経済的自立が進む中、「逃げる支援」ではない支援が必要。	
	17 長期支援体制の構築	・一時的な避難だけでなく、安全確保後、自立に向けて地域で生きるための長期支援が必要。 ・シェルター退所後に悩みが生じた際の相談体制等被害者と繋がり続ける体制の構築。	
人材育成	1 新たな類型の暴力についての研修	・AV強要、JKビジネス等新たな事象に係る知識習得機会や対応マニュアルがあれば良い。	Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
	2 女性相談員の養成	・相談員のなり手を確保するための取組、現職の資質向上の取組があれば良い。	Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
	3 スーパーバイザーの派遣		
啓 発	1 DVへの理解、認知度の向上	・被害者本人がDVを受けている認識を持っていない場合があり、潜在ニーズを相談に繋げる啓発が必要。 ・府民全体へのDV講座の実施（講師派遣支援の充実）	Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
	2 若年層への啓発	・府内の統一的な啓発が必要 ・学生へのデートDV予防啓発講座実施のための講師派遣支援の充実。（府内全校への講座実施）	Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
	3 保護者への啓発		
	4 加害者への啓発	・加害者自身がDVを行っている認識がない場合があるため、気づきを与える啓発が必要。	
	5 広報手段の工夫	・人材、ノウハウ、財源が限られ、手段が限定的 ・あらゆる世代に向けた広報の単独自治体での実施は困難 ・SNS等を活用した広報手段があれば良い。	
	6 啓発資材の充実	・キャンペーン期間中の啓発資材がもっとあれば良い。 ・DV防止啓発期間以外のJKビジネスや若年層の性暴力被害予防月間に対する啓発物品の作成。	Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
施 設	1 避難施設の確保・設置	・京都府北部に一時保護施設の設置	Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
	2 シェルター入所基準・利用ルールの緩和	・支援を必要としているより多くの被害者を支援するため、入所基準を緩和するとともに、安全を確保しながら利用者のニーズ（通勤・通学）にあった一時保護が必要。	
	3 緩やかな避難施設の設置・一時保護の民間委託の推進	・一時保護には該当しない本人の状況や意向の場合でも、重大事案に発展するおそれがある場合に利用できる緩やかな避難施設の設置や一時保護の民間委託の推進が必要。（高齢男児同伴での避難、本人又は同伴児が通勤・通学を希望している、携帯電話の使用を希望するなど）	
	4 母子一体の避難の実現	・子どもの意思を尊重した母子一体の避難の実現	
	5 民間シェルター運営費支援の充実		



## 「配偶者等からの暴力に関する調査」の結果

### 1 調査目的

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間 令和元（平成31）年度から5年度まで）の改定にあたり、配偶者等からの暴力（DV）の実態把握と、それに即したDVの防止及び被害者の保護・自立支援のための施策を検討するための基礎資料とする。

### 2 調査実施主体

京都府

### 3 調査対象

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
- (2) 調査対象者 府内在住の満18歳以上の男女
- (3) 有効回答数 2,000人（女性1,000人、男性1,000人）

### 4 調査時期

令和5年2月1日～令和5年2月3日

### 5 調査方法

インターネット調査

#### ※注

- 1 文中で、設問の選択肢は「 」で表記した。
- 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入した。合計の百分比は基数（標本数）を元に算出したため、個々の選択肢の百分比の合計と一致しない場合がある。
- 3 前回調査に同じ設問がある場合は、今回と前回の比較を行っている。

## 目 次

- I 回答者の属性
- II DVに関する認識
  - 配偶者暴力防止法の認知度
- III 配偶者からのDVに関する認識と被害経験、被害を受けたときの対応
  - どのような行為を暴力だと思うか
  - 被害経験の有無
  - 暴力が続いた期間
  - 暴力を受けた時期
  - 暴力を受けたとき、どうしたか
  - 相手と別れなかった理由
  - 被害の程度、医師に相談したか
  - 被害を受けたときに相談したか、相談先
  - 相談しなかった理由
- IV DVの子どもへの影響
  - 子どもがDVを見聞きしたことがあるか
  - DV後の子どもの変化
  - 暴力が子どもにも及んだか
- V 交際相手からのDVに関する認識と被害経験、被害を受けたときの対応
  - どのような行為を暴力だと思うか
  - 被害経験の有無
  - 暴力を受けたとき、どうしたか
  - 相手と別れなかった理由
  - 被害の程度、医師に相談したか
  - 被害を受けたときに相談したか、相談先
  - 相談しなかった理由
- VI DVを見聞きした経験とそのときの対応
  - DVの被害者がまわりにいるか、被害者との関係、暴力の種類
  - DVに気づいたときにどうしたか
- VII DVに関する施策
  - 必要な施策
  - 京都府の施策の認知度
  - 相談窓口の認知度
  - 加害者への対応

VIII ストーカー行為や被害経験

被害経験の有無

加害者との関係性

被害による生活の変化

被害を受けたときに相談したか、相談先

相談しなかった理由

IX リベンジポルノに関する被害経験

性的な画像等を撮影・所持された経験の有無

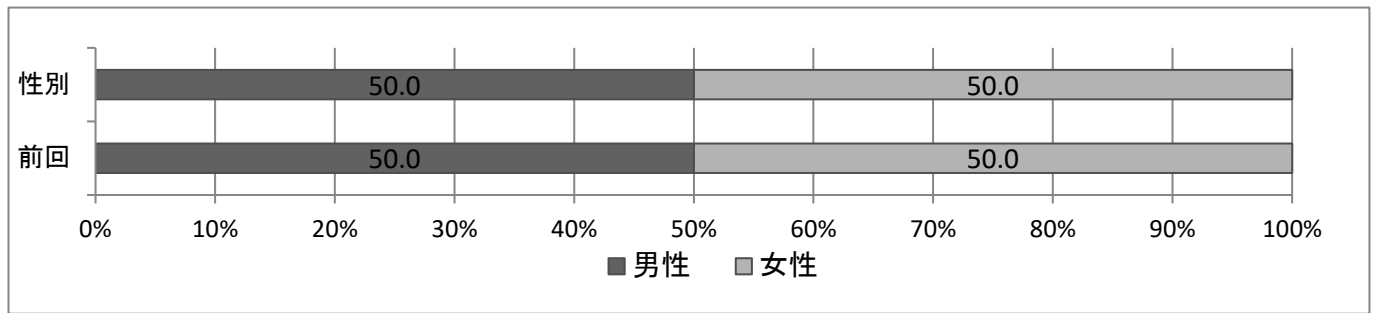
性的な画像等を公開された経験の有無

被害を受けたときに相談したか、相談先

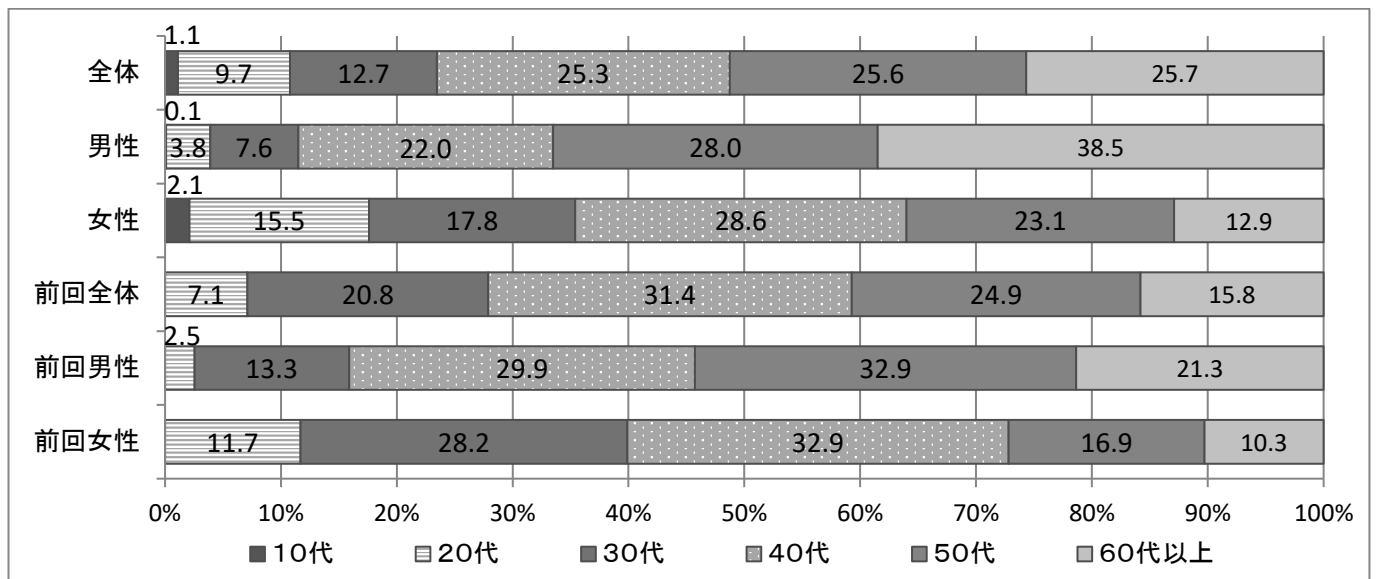
相談しなかった理由

# I 回答者の属性

## (1) 性別

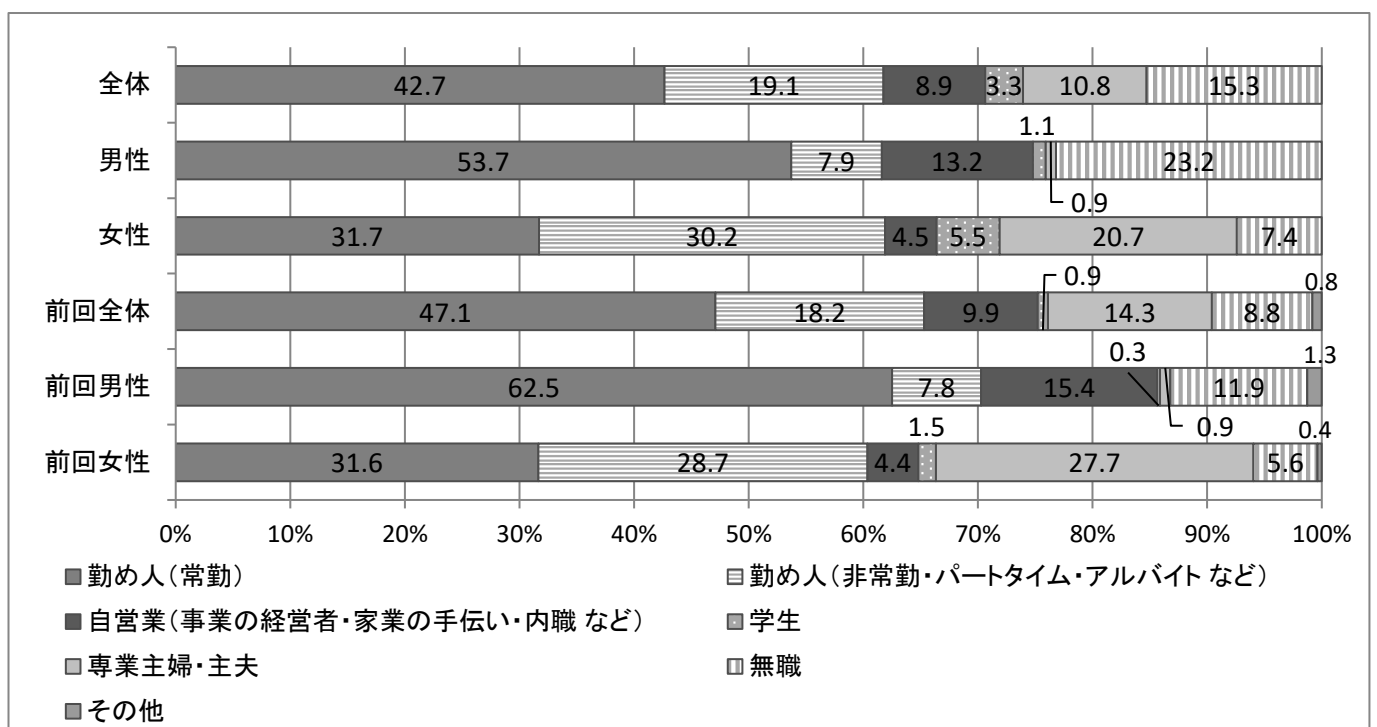


## (2) 年齢

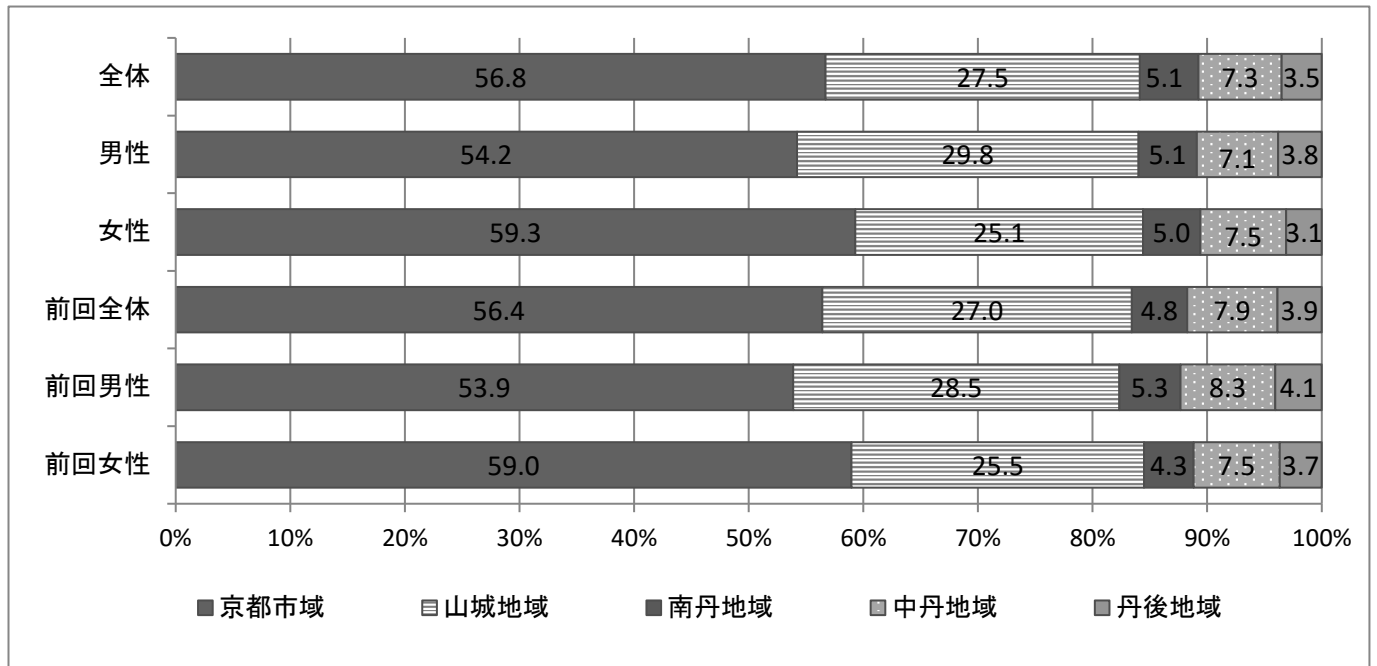


※成人年齢の引き下げに伴い、今回調査より対象年齢を18歳以上に変更

## (3) 職業



(4) 居住地



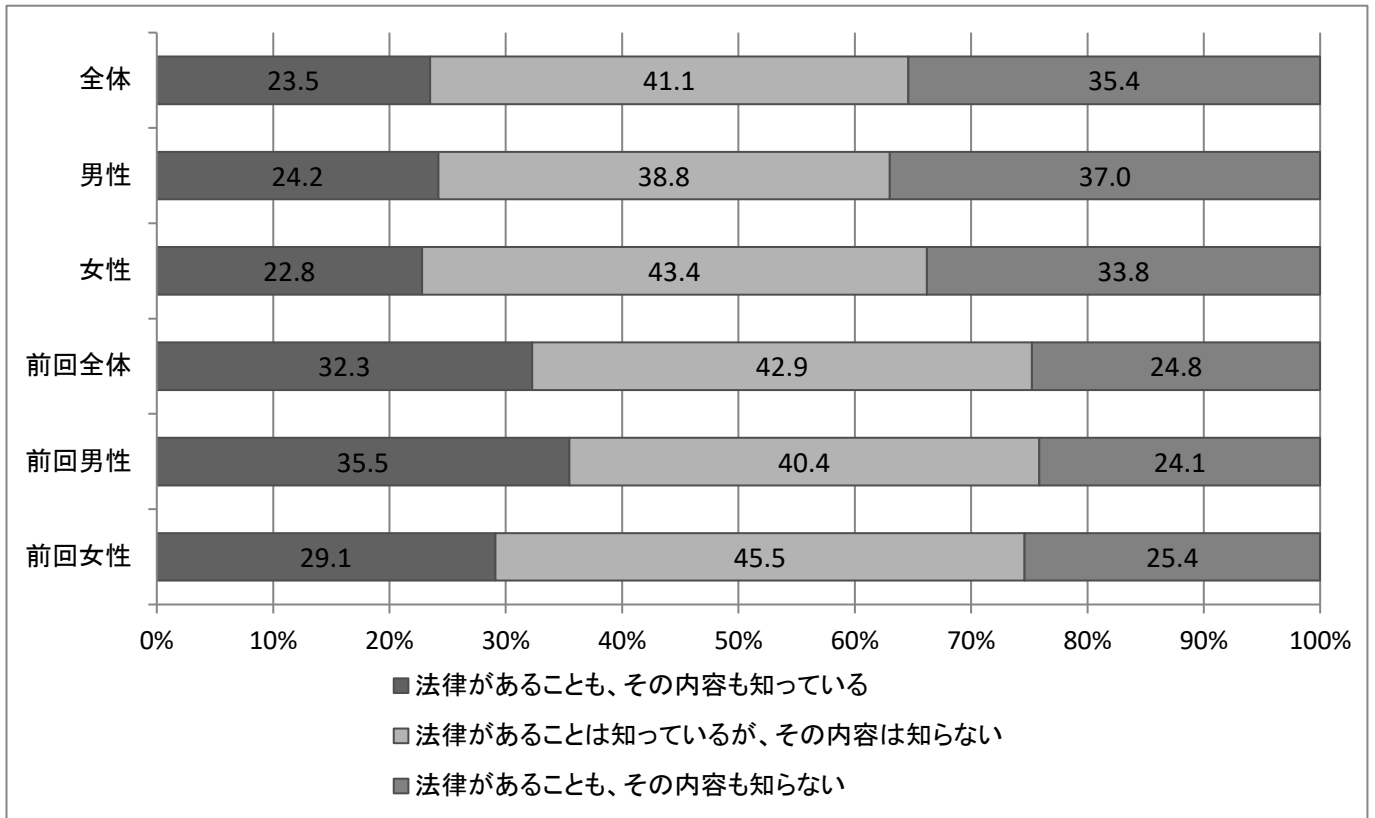
## II DVに関する認識

### 【配偶者暴力防止法の認知度】

「法律があることも、その内容も知っている」は 23.5%、「法律があることは知っているが、その内容は知らない」は 41.1%、「法律があることも、その内容も知らない」は 35.4%となっている。

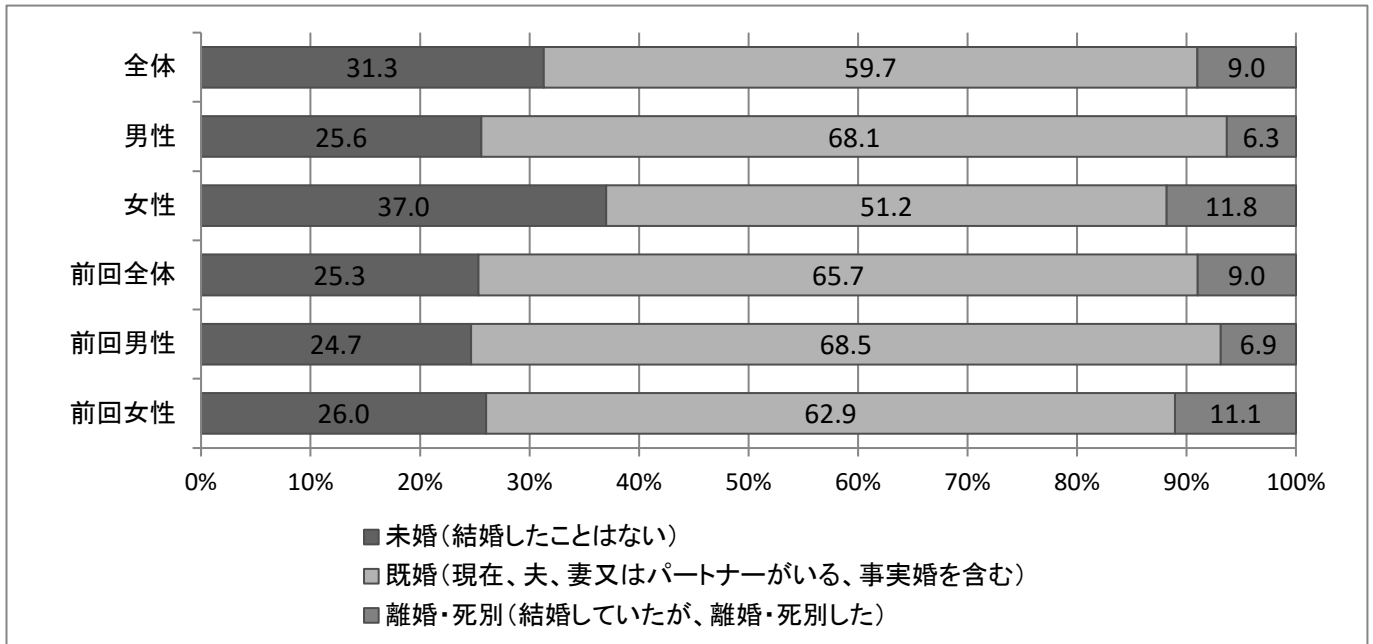
前回調査より、「法律があることも、その内容も知っている」は 8.8 ポイント低く、「法律があることは知っているが、その内容は知らない」は 1.8 ポイント低くなっており、「法律があることも、その内容も知らない」は 10.6 ポイント高くなっている。

(問)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」を知っていますか。



### Ⅲ 配偶者からのDVに関する認識と被害経験、被害を受けたときの対応

(問) 現在結婚していますか。



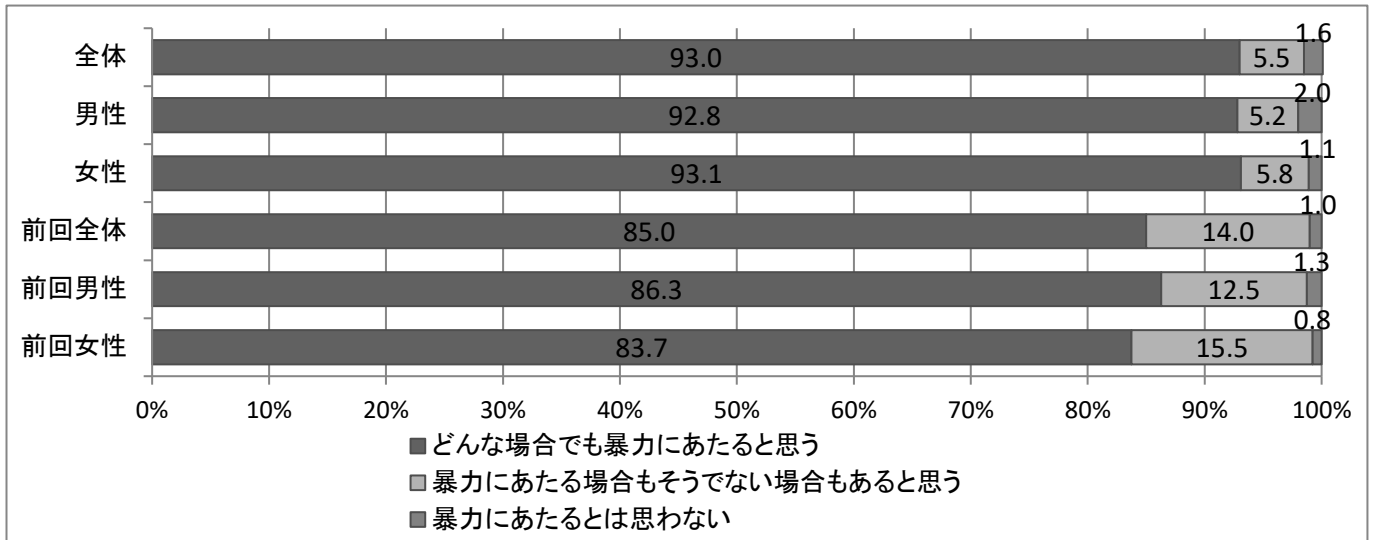
#### 【どのような行為を暴力だと思うか】

「どんな場合でも暴力に当たると思う」が8割以上のものは、「手でぶったり、足で蹴る」「物を投げつける」「人格を否定するような暴言など相手の嫌がることを言い続ける」「嫌がっているのに性的な行為を強要する」「避妊に協力しないし、責任もとらない」「携帯電話のカメラで裸などの写真を撮られ、それを使って嫌な思いをさせられる」「携帯電話を故意に壊されたり、データを破壊される」となっている。7割以上のものは、「殴るふりをして、脅す」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『甲斐性なし』などと言う」「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」となっている。5割未満のものはなかった。

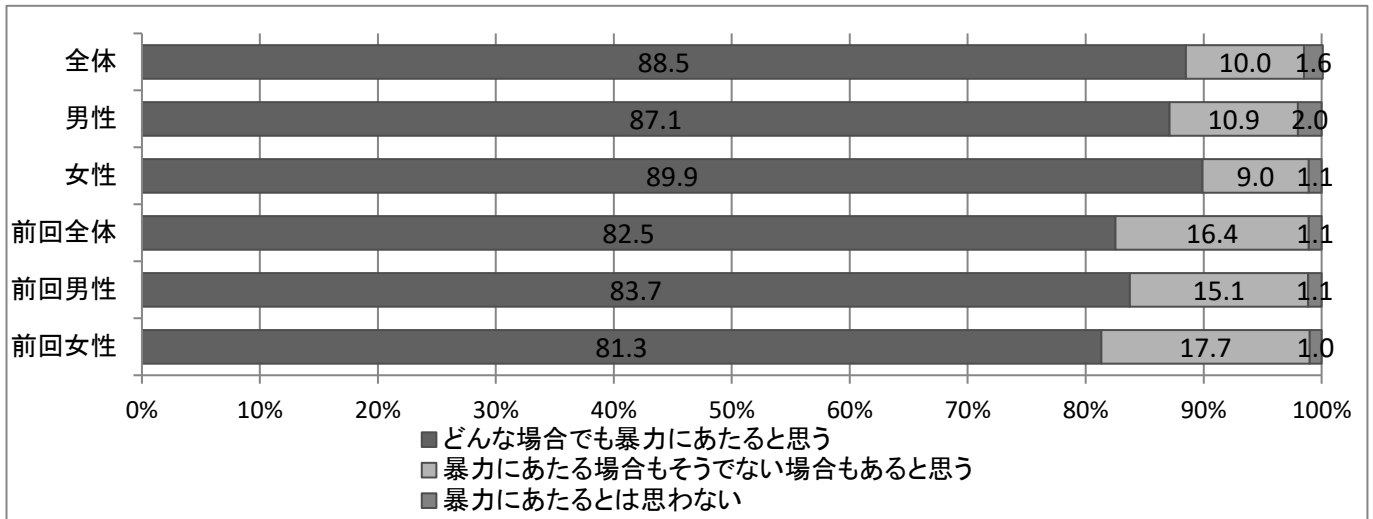
前回調査と比較すると、「どんな場合でも暴力に当たると思う」が5ポイント以上高いのは、「手でぶったり、足で蹴る」「物を投げつける」「殴るふりをして、脅す」となっている。

(問) 次のことが夫婦間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。

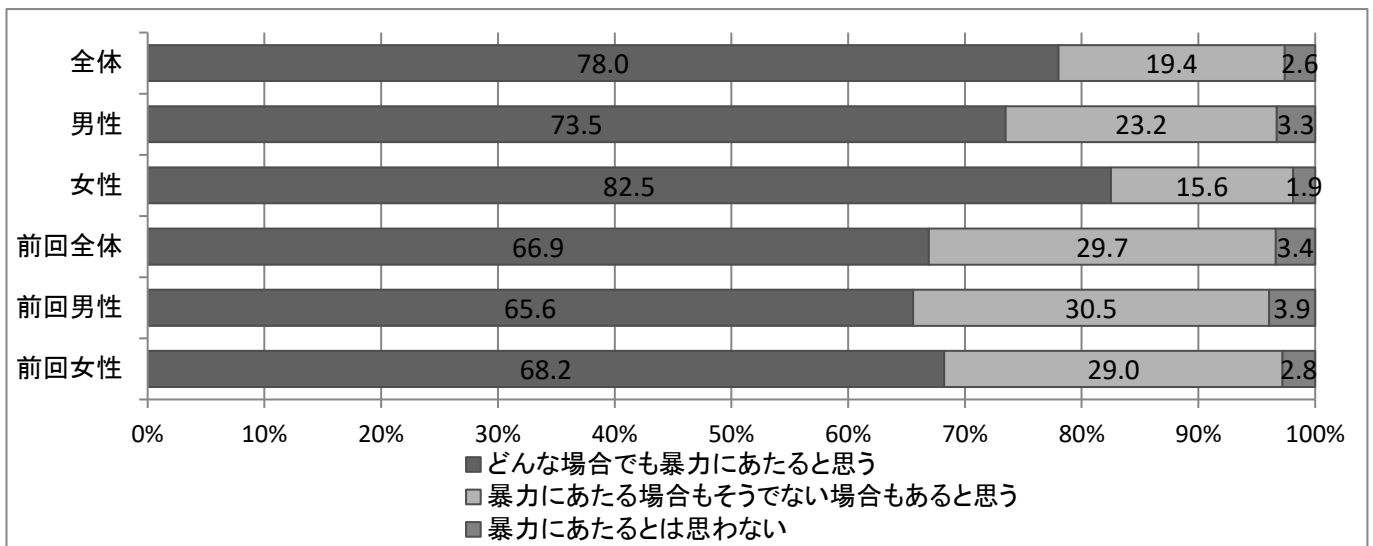
A 手でぶったり、足で蹴る



B 物を投げつける

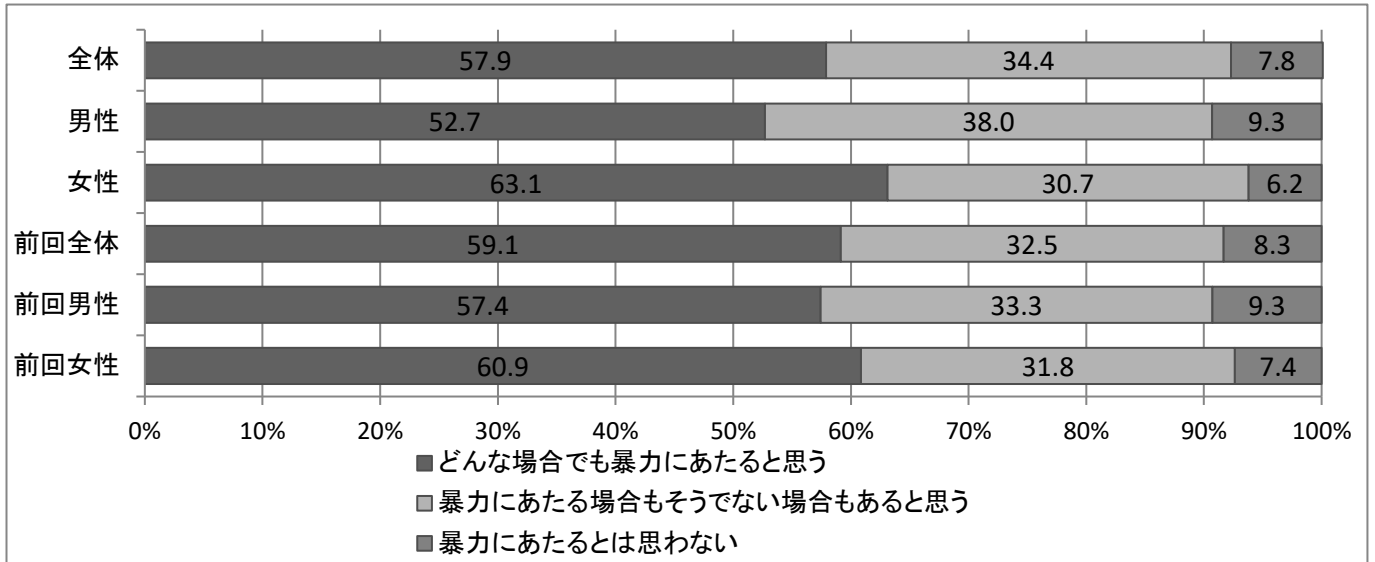


C 殴るふりをして、脅す

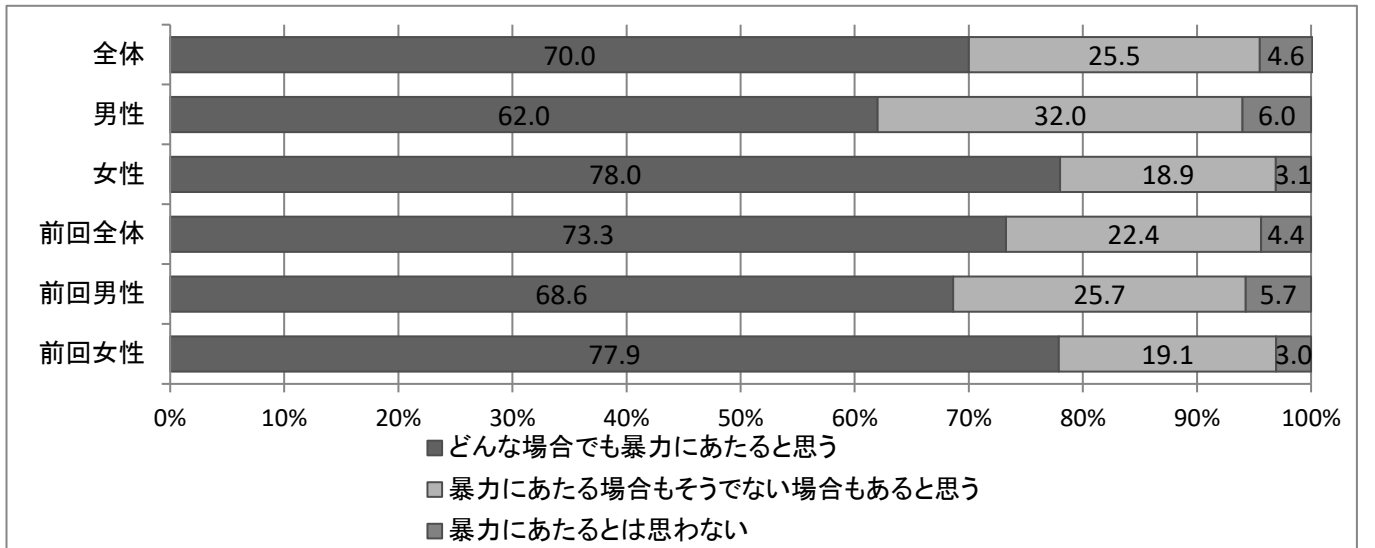




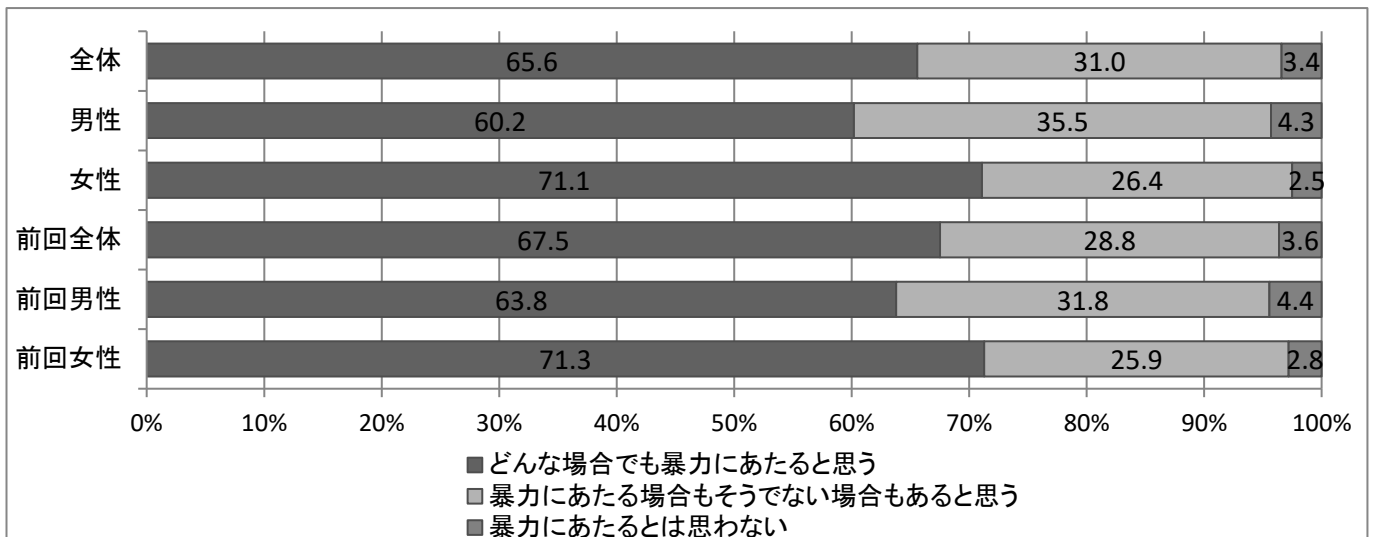
D 長期間無視し続ける



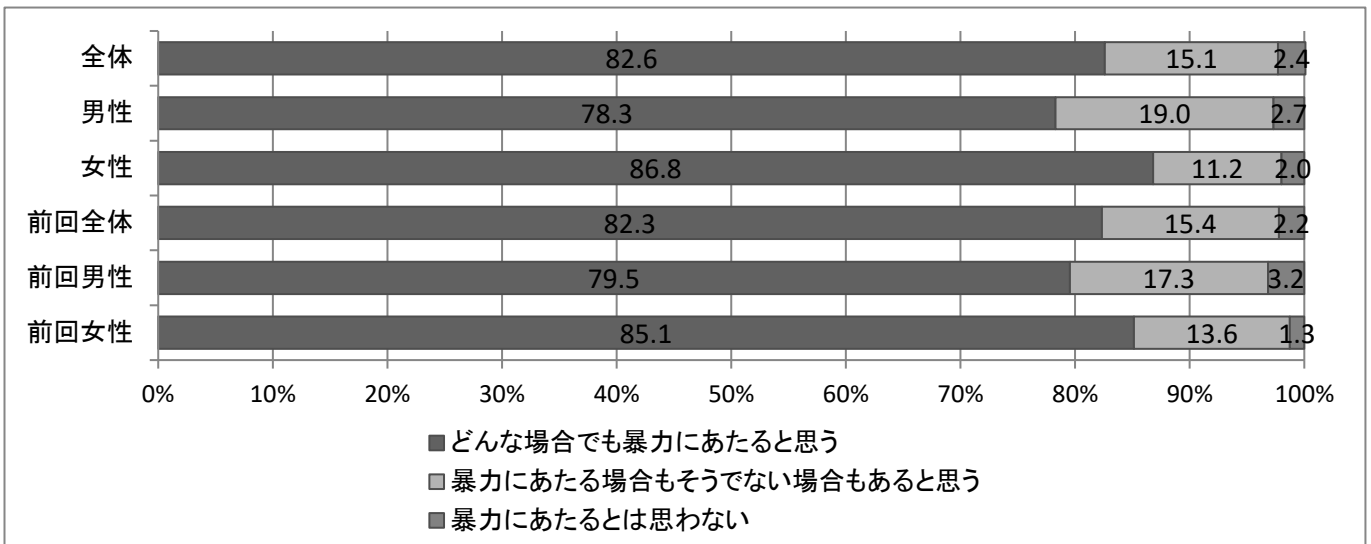
E 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」などと言う



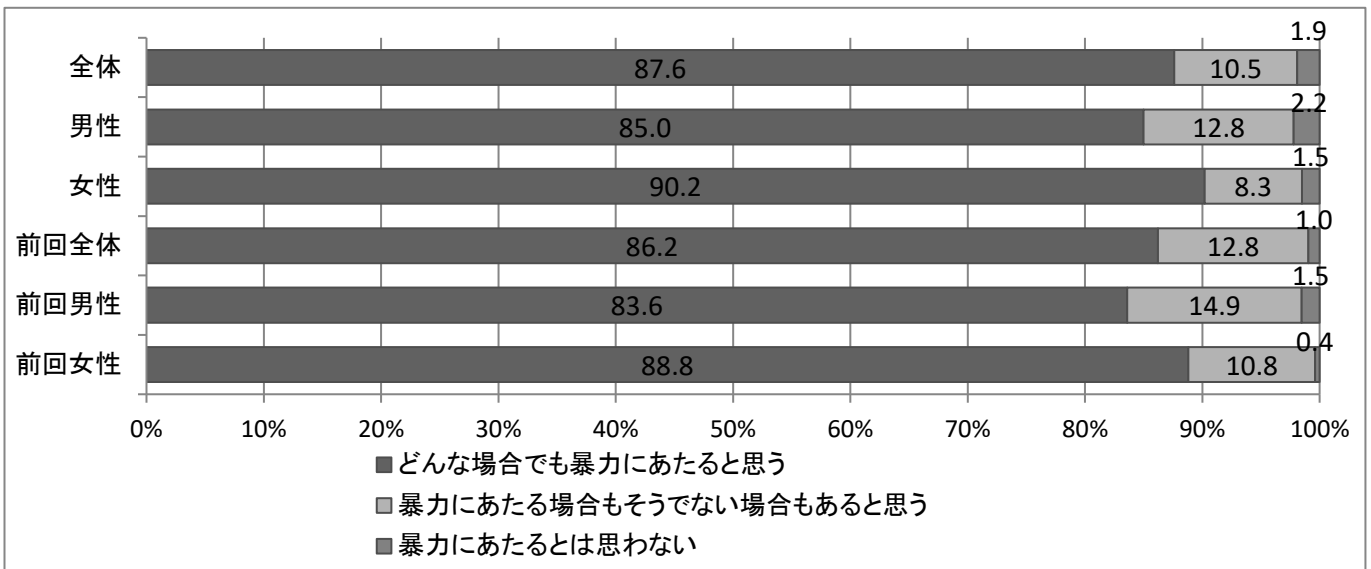
F 大声でどなる



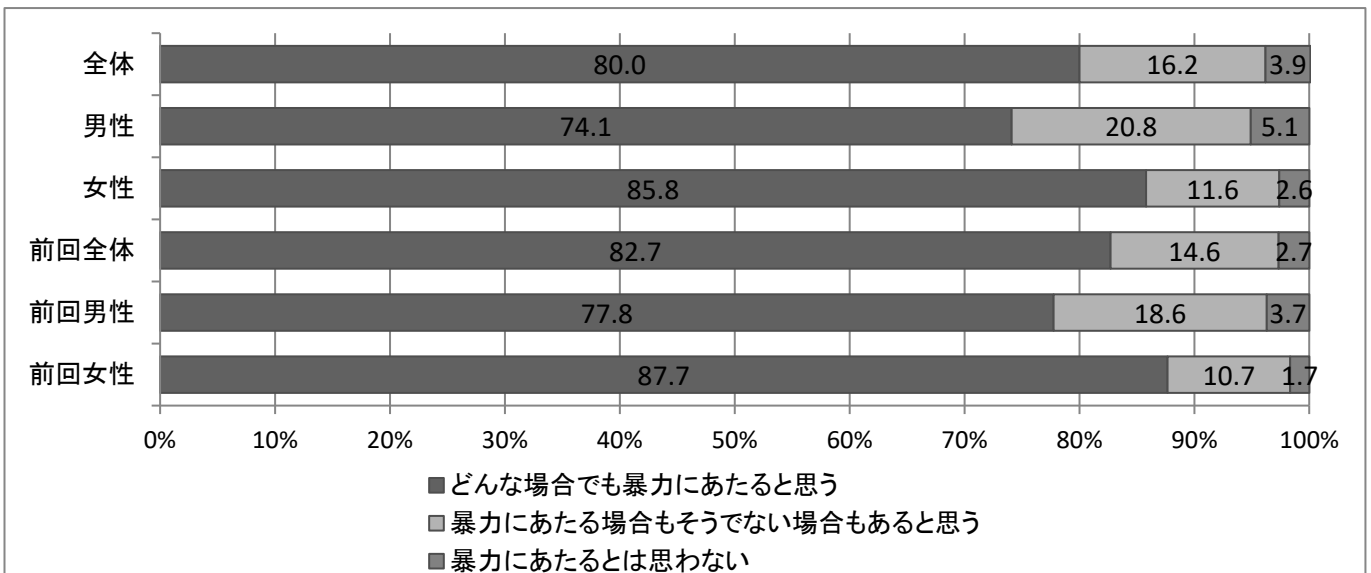
G 人格を否定するような暴言など相手の嫌がることを言い続ける



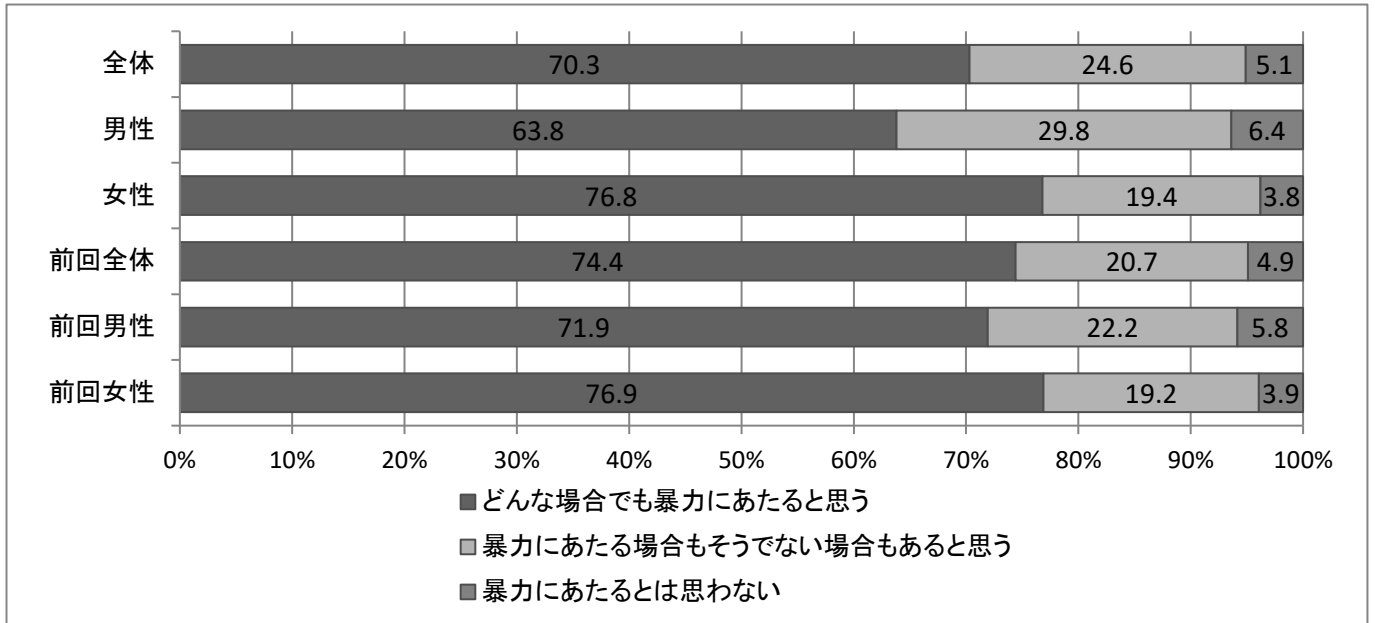
H 嫌がっているのに性的な行為を強要する



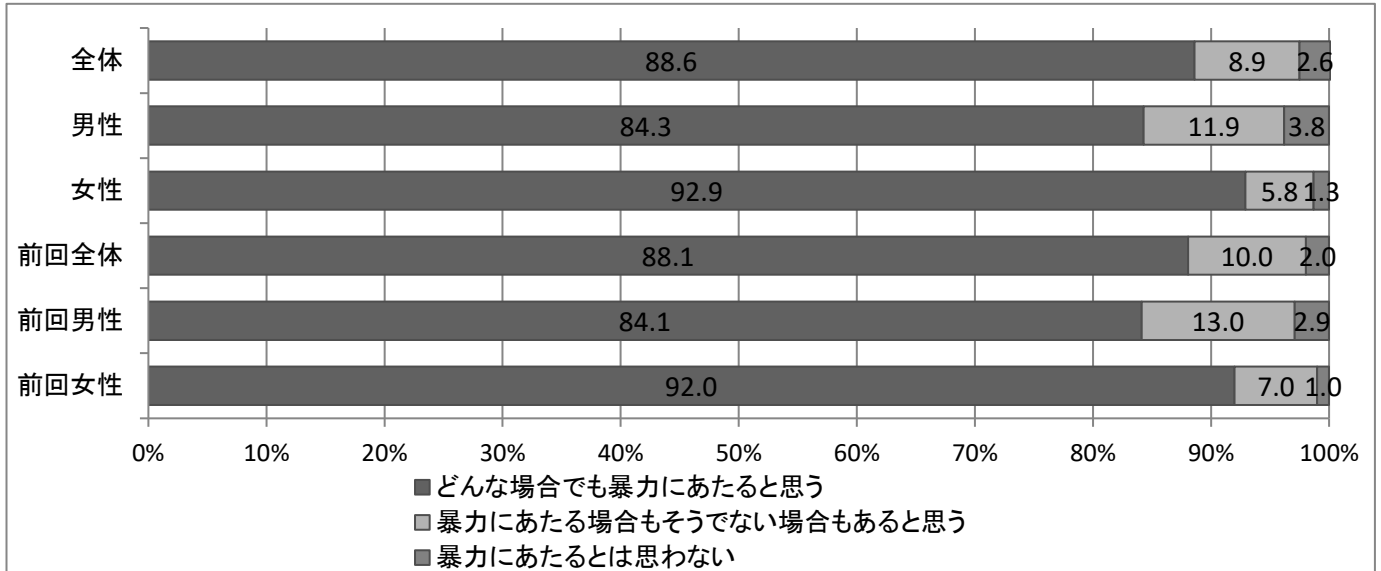
I 避妊に協力しないし、責任もとらない



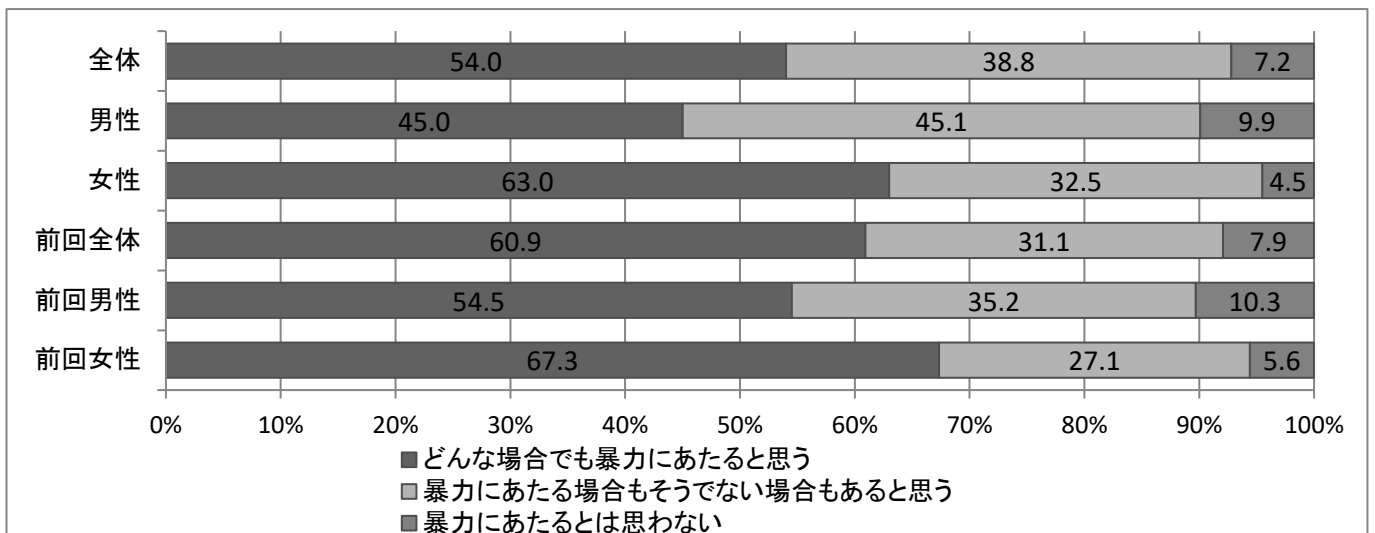
J 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる



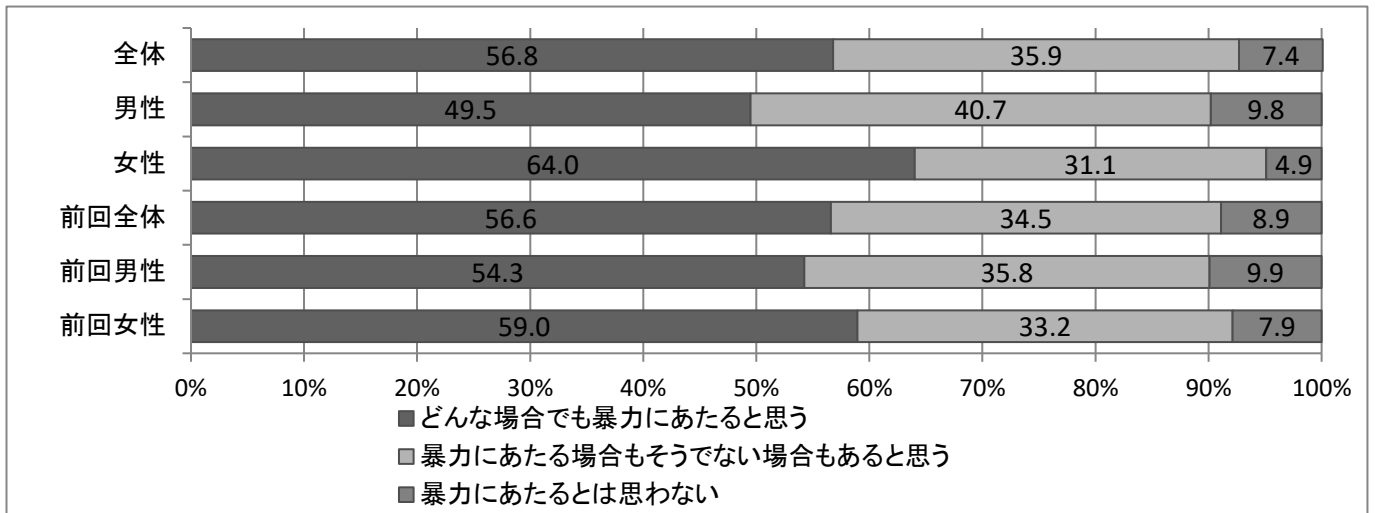
K 携帯電話のカメラで裸などの写真を撮られ、それを使って嫌な思いをさせられる



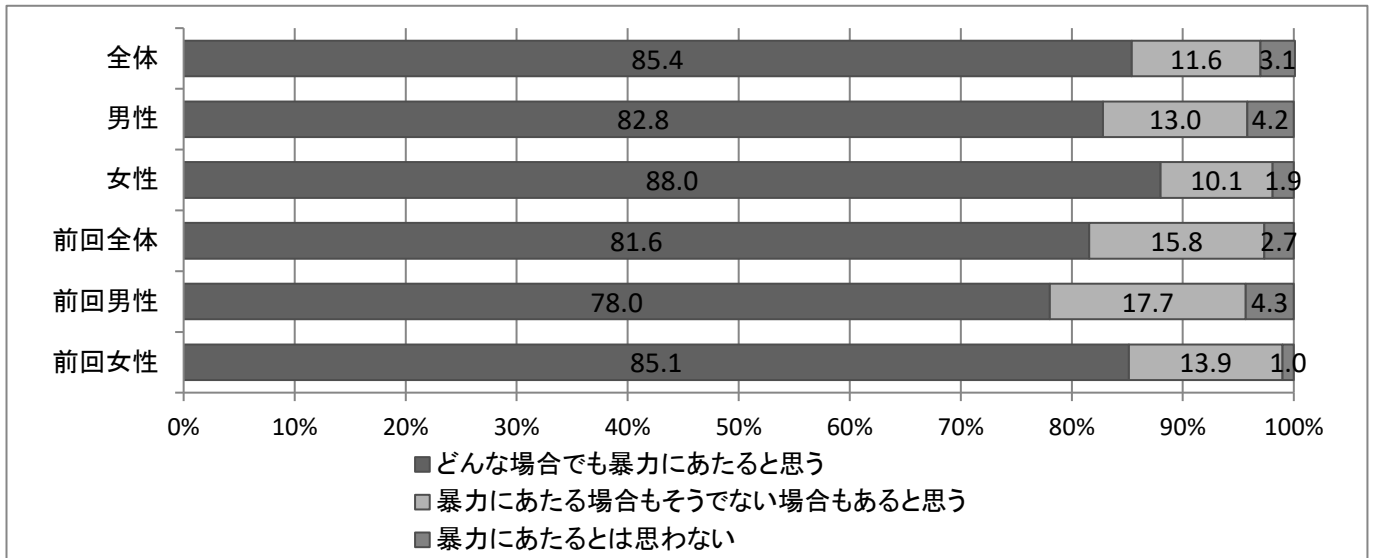
L 金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない



M 行動や交友関係、電話、メールを細かく監視する



N 携帯電話を故意に壊されたり、データを破壊される

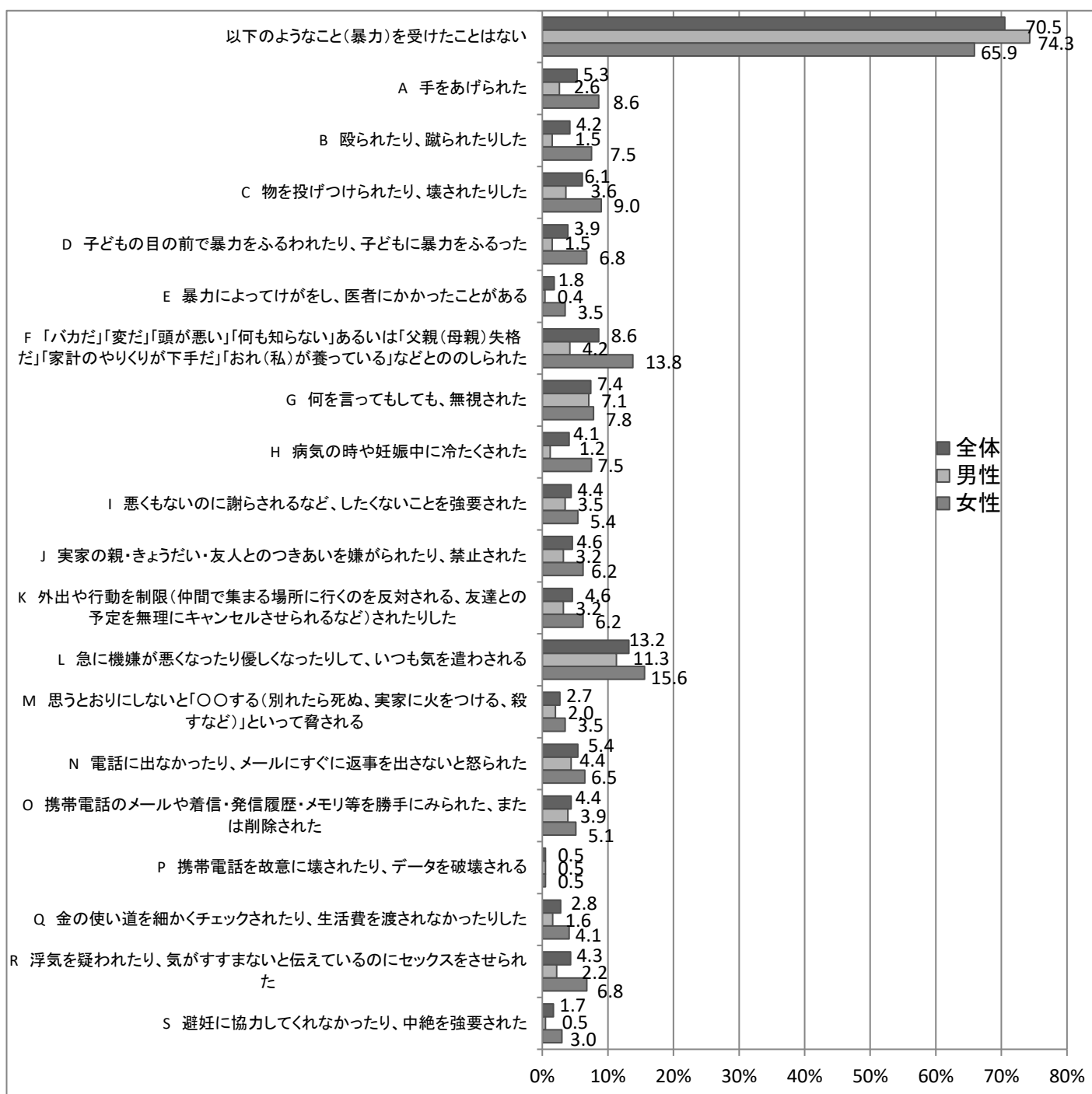


【被害経験の有無】

暴力を受けたことがある人（29.5%）のうち、「急に機嫌が悪くなったり優しくなったりして、いつも気を遣わされる」13.2%、「『バカだ』『変だ』『頭が悪い』『何も知らない』あるいは『父親（母親）失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『おれ（私）が養っている』などとののしられた」8.6%、「何を言ってもしても、無視された」7.4%の精神的な被害、「物を投げつけられたり、壊されたりした」6.1%の身体的な被害の順で高くなっている。

（問）あなたはこれまでに配偶者から次のようなことをされたことがありますか。（いくつでも）

- A～E 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた
- F～P 人格を否定するような暴言や、自分もしくはは家族に被害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた
- Q 金の使い道を細かくチェックされたり、生活費を渡されなかったりするなど経済的な圧迫を受けた
- R～S 異性関係を疑われたり、気がすすまないと伝えているのにセックスをさせられる、避妊に協力してくれないなど性的な強要を受けた



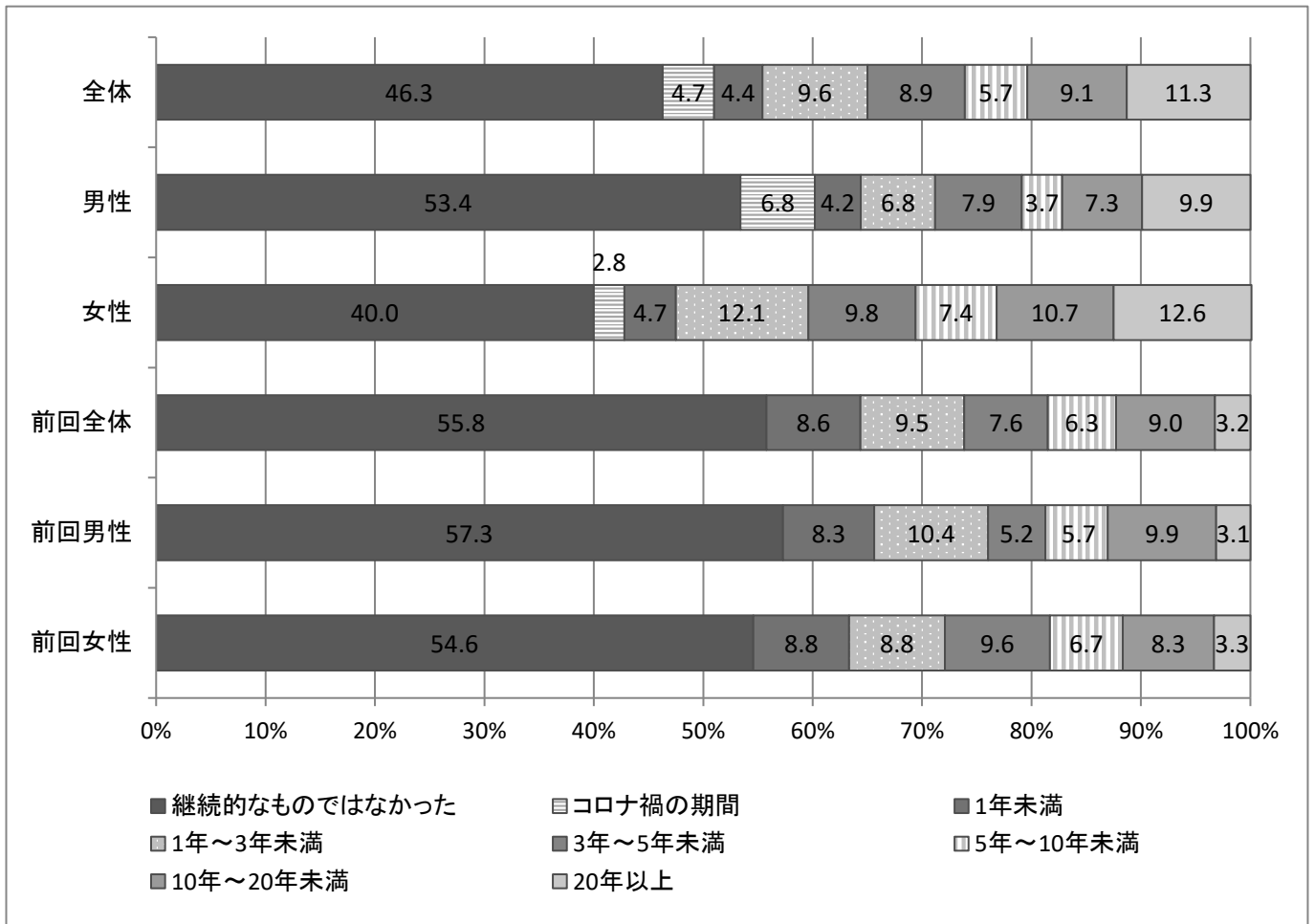
**【暴力が続いた期間】**

被害を受けた期間は、「継続的なものではなかった」が46.3%（男性53.4%、女性40.0%）で、1年以上続いたのは44.6%（男性35.6%、女性52.6%）となっている。

前回調査と比較すると、「継続的なものではなかった」が9.5ポイント（男性3.9ポイント、女性14.6ポイント）低下した。1年以上続いたのは9ポイント増加した。（男性1.3ポイント増加、女性は15.9ポイント増加）

また、コロナ禍の期間が4.7%（男性6.8%、女性2.8%）となっている。

（問）その行為はどのくらいの期間続きましたか。又は続いていますか。（直近のケースを1つ）



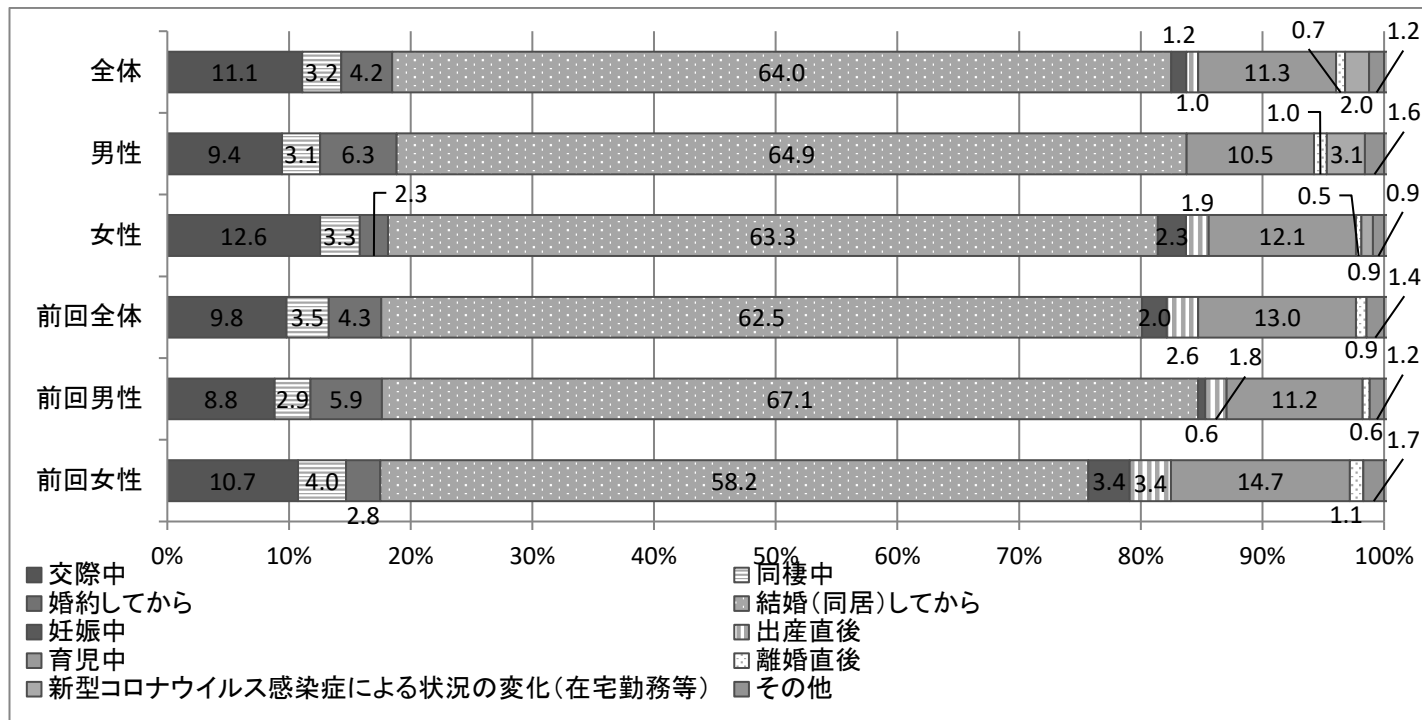
※新型コロナウイルス感染症の発生により、今回調査では「コロナ禍の期間」を追加

**【暴力を受けた時期】**

初めてDVの被害を受けた時期は、「結婚（同居）してから」が 64.0%で最も高い。次いで、「育児中」11.3%、「交際中」11.1%の順に多く、前回調査よりも「交際中」「結婚（同居）してから」の割合が増えている。

また、「新型コロナウイルス感染症による状況の変化（在宅勤務等）」は2.0%となっている。

(問) あなたがそのような行為を最初に受けたのはいつですか。(直近のケース1つ)

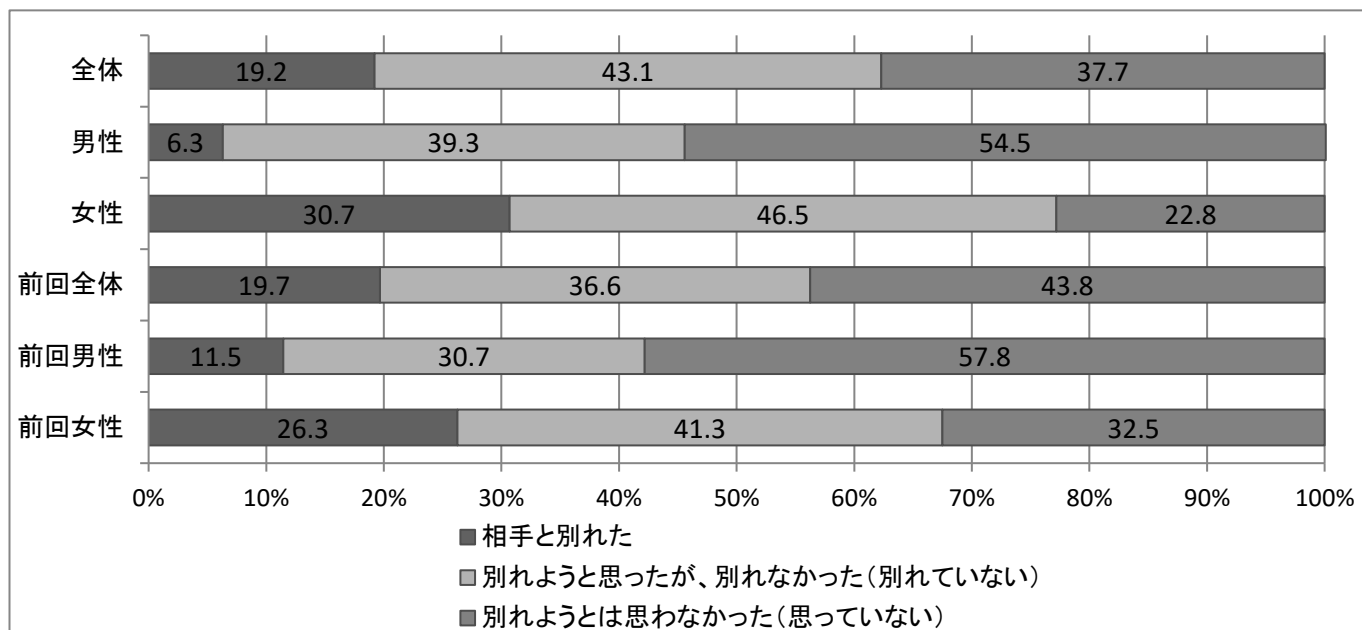


**【暴力を受けたとき、どうしたか】**

「別れようと思ったが、別れなかった」43.1%、「別れようとは思わなかった」37.7%で、「相手と別れた」は19.2%となっており、前回調査よりも「別れようと思ったが、別れなかった」の割合が増えている。

男女別では、「別れようと思ったが、別れなかった」「別れようとは思わなかった」の男性割合が、女性と比べて前回同様高いままである。

(問) そのような行為を受けたとき、どうしましたか。(直近のケース1つ)

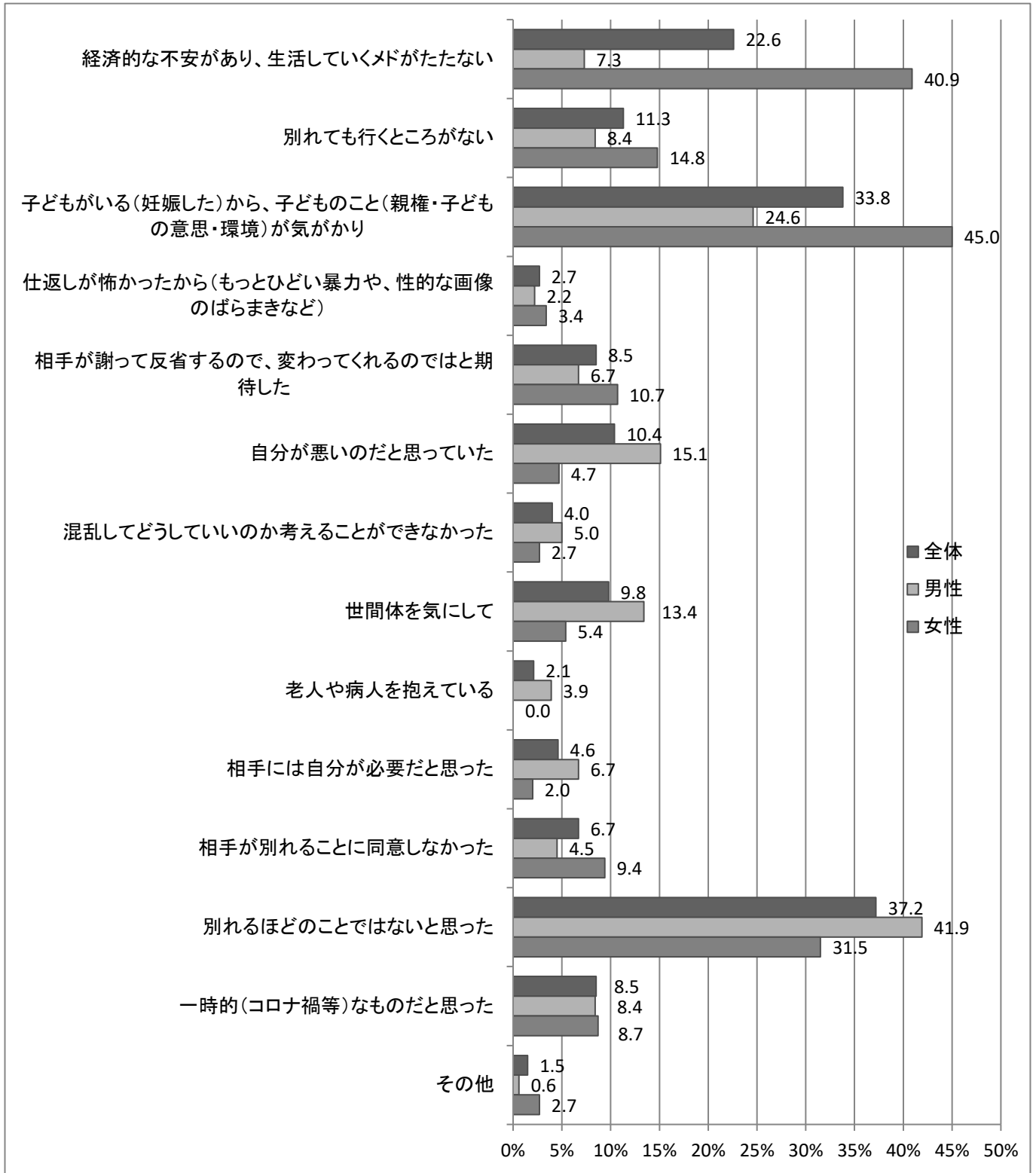


**【相手と別れなかった理由】**

「別れるほどのことではないと思った」37.2%、「子どもがいるから、子どものことが気がかり」33.8%、「経済的な不安があり、生活していくメドがたたない」22.6%の順に高い。

男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは「経済的な不安があり、生活していくメドが立たない」「別れても行くところがない」「子どもがいるから、子どものことが気がかり」、男性の方が5ポイント以上高いのは「自分が悪いのだと思っていた」「世間体を気にして」「別れるほどのことではないと思った」となっている。

(問) 相手と別れなかった(別れない)理由は何ですか。(3つまで)



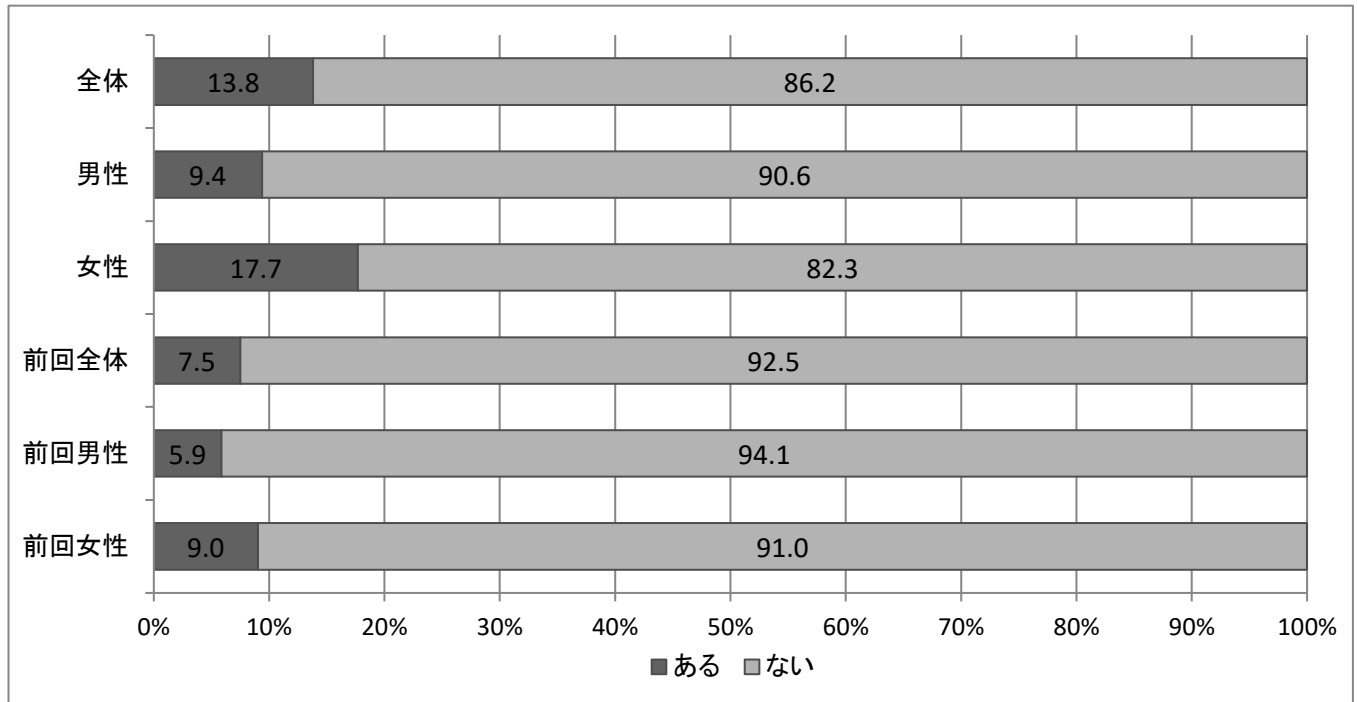


**【被害の程度、医師に相談したか】**

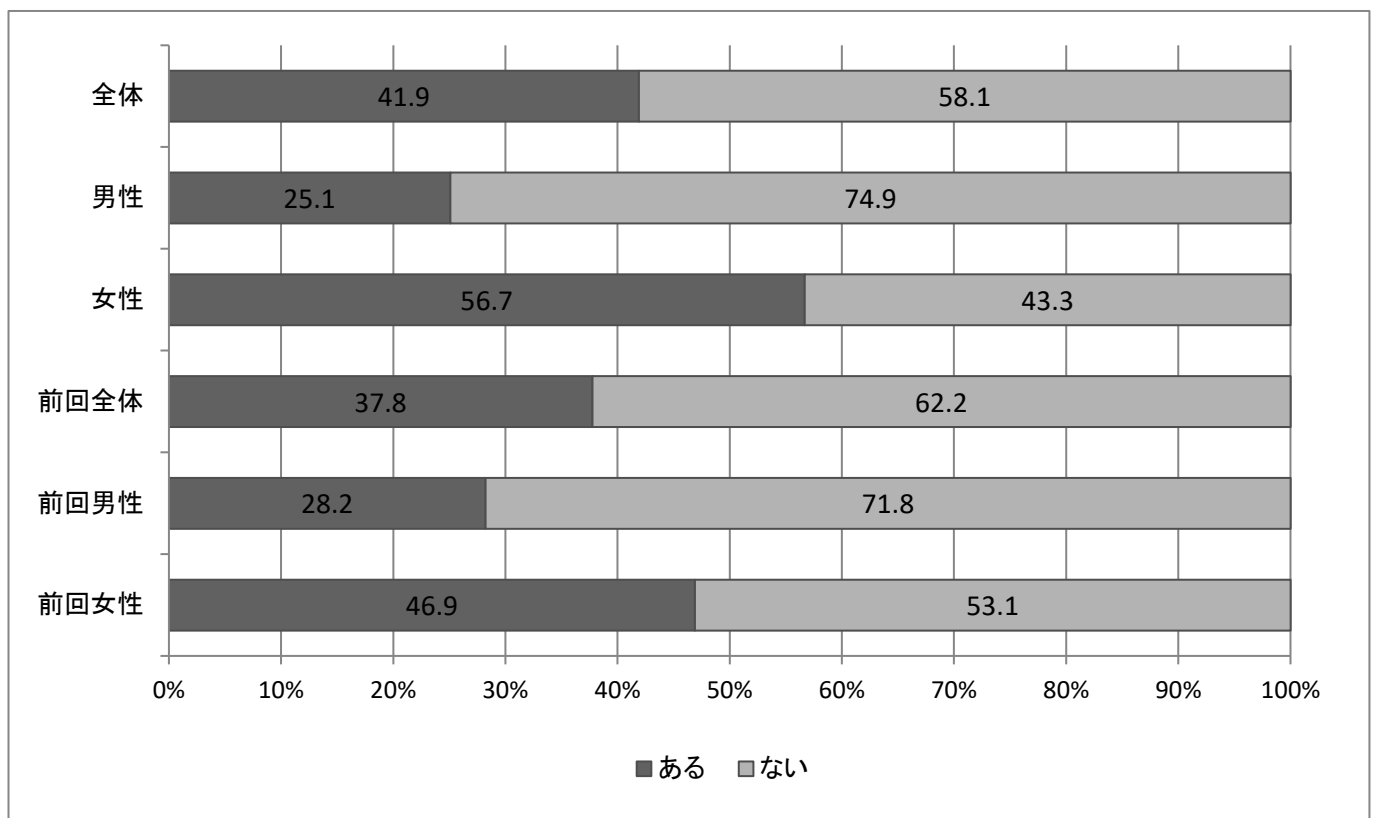
DVにより「命の危険を感じた」が13.8%（男性9.4%、女性17.7%）、怪我をしたり、精神的不調をきたしたことが「ある」が41.9%（男性25.1%、女性56.7%）で、前回に比べ男女差が大きくなっている。

また、怪我や精神的不調で医師等の「診察等を受けたことがあり、行為について打ち明けたり相談をした」は20.6%、「診察等を受けたことがあるが、行為について打ち明けたり相談はしなかった」は20.0%、前回調査に比べ「診察等を受けたことがある」割合が男女とも高くなっている。

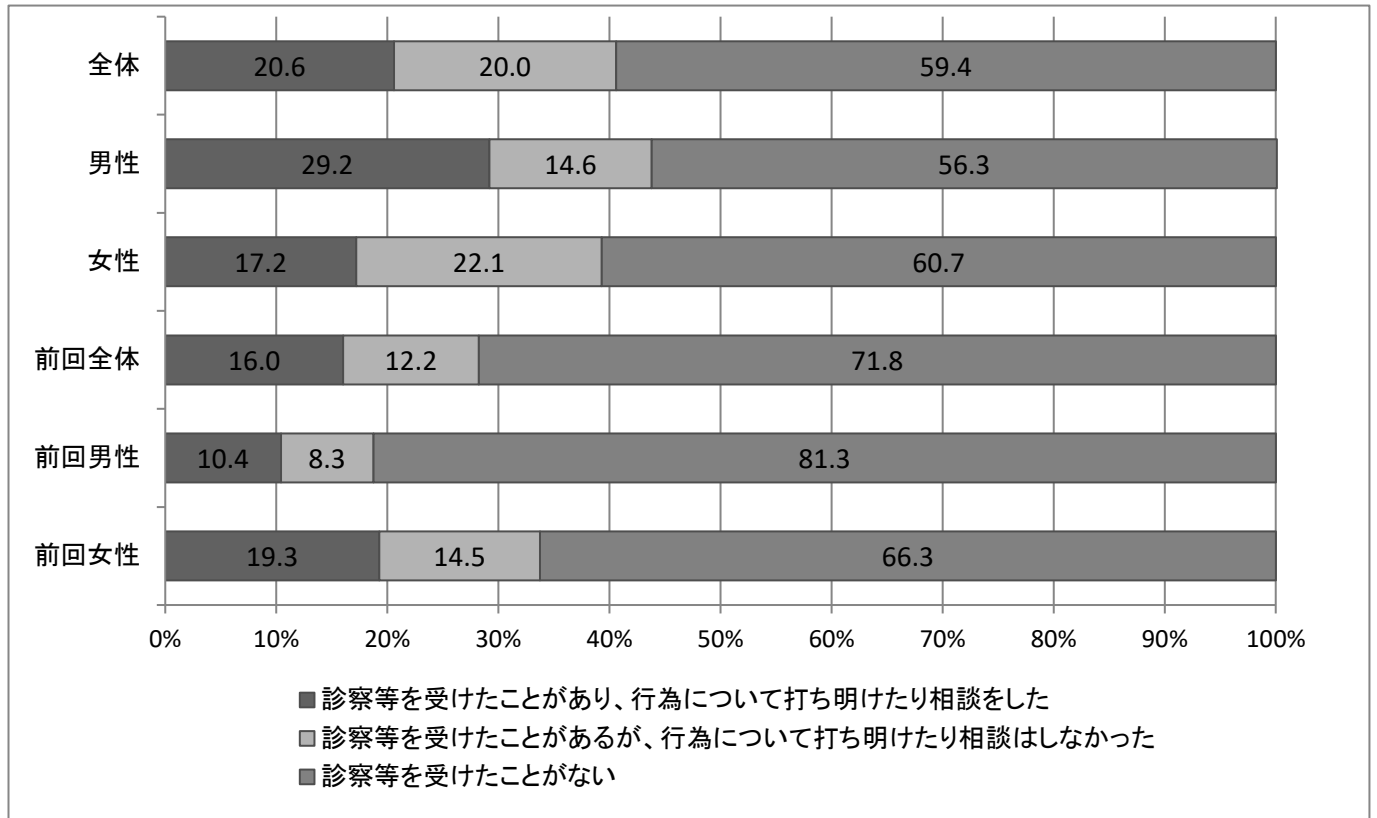
（問） これまでに配偶者からの行為によって命の危険を感じたことがありますか。



（問） これまでに配偶者からの行為によって怪我、精神的不調をきたしたことはありますか。



(問) その怪我や精神的不調について、医師の診察等を受けたことがありますか。またその際に、配偶者からの行為について医師等に打ち明けたり、相談したりしましたか。

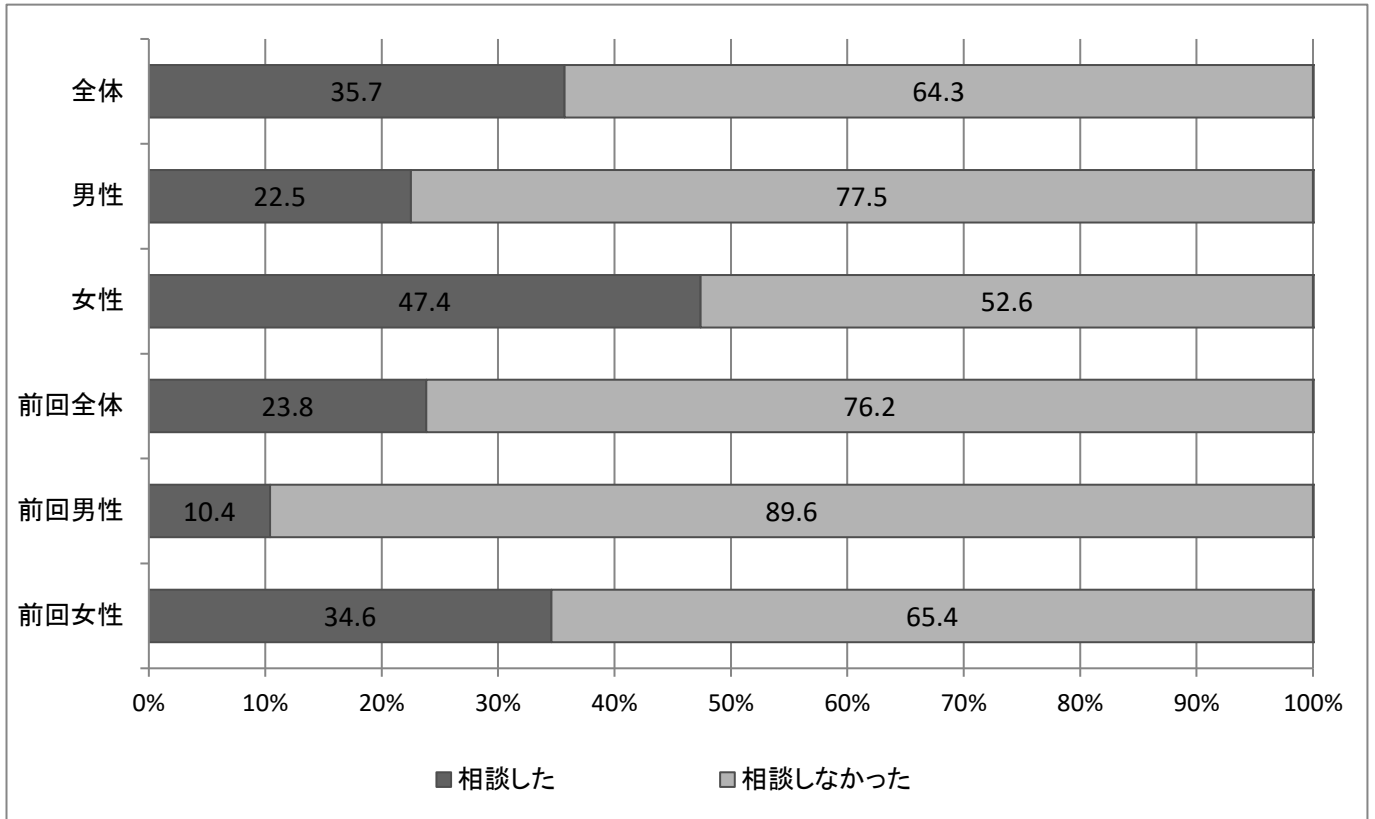


### 【被害を受けたときに相談したか、相談先】

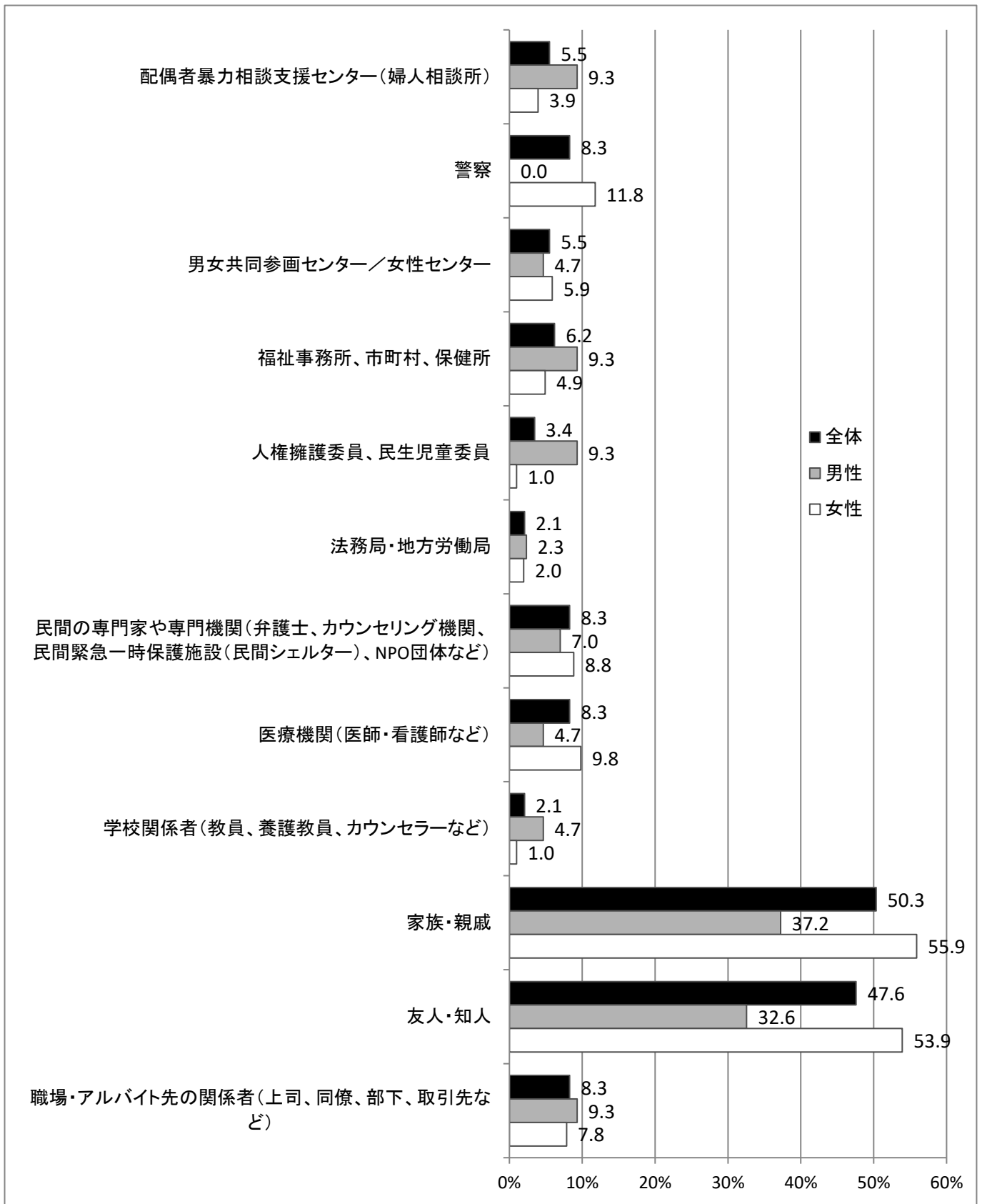
被害を受けたときの相談については、「相談しなかった」が64.3%で、男女別では男性は女性よりも24.9ポイント高く差がある。

相談した場合の相談先は、「家族・親戚」50.3%、「知人・友人」47.6%が特に高く、次いで「警察」「民間の専門家や専門機関」「医療機関」「職場・アルバイト先の関係者」が8.3%となっている。

(問) これまでに配偶者から受けた暴力について、誰かに打ち明け、相談しましたか。



●どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（「どこ（だれ）にも相談しなかった」を除く）（いくつでも）



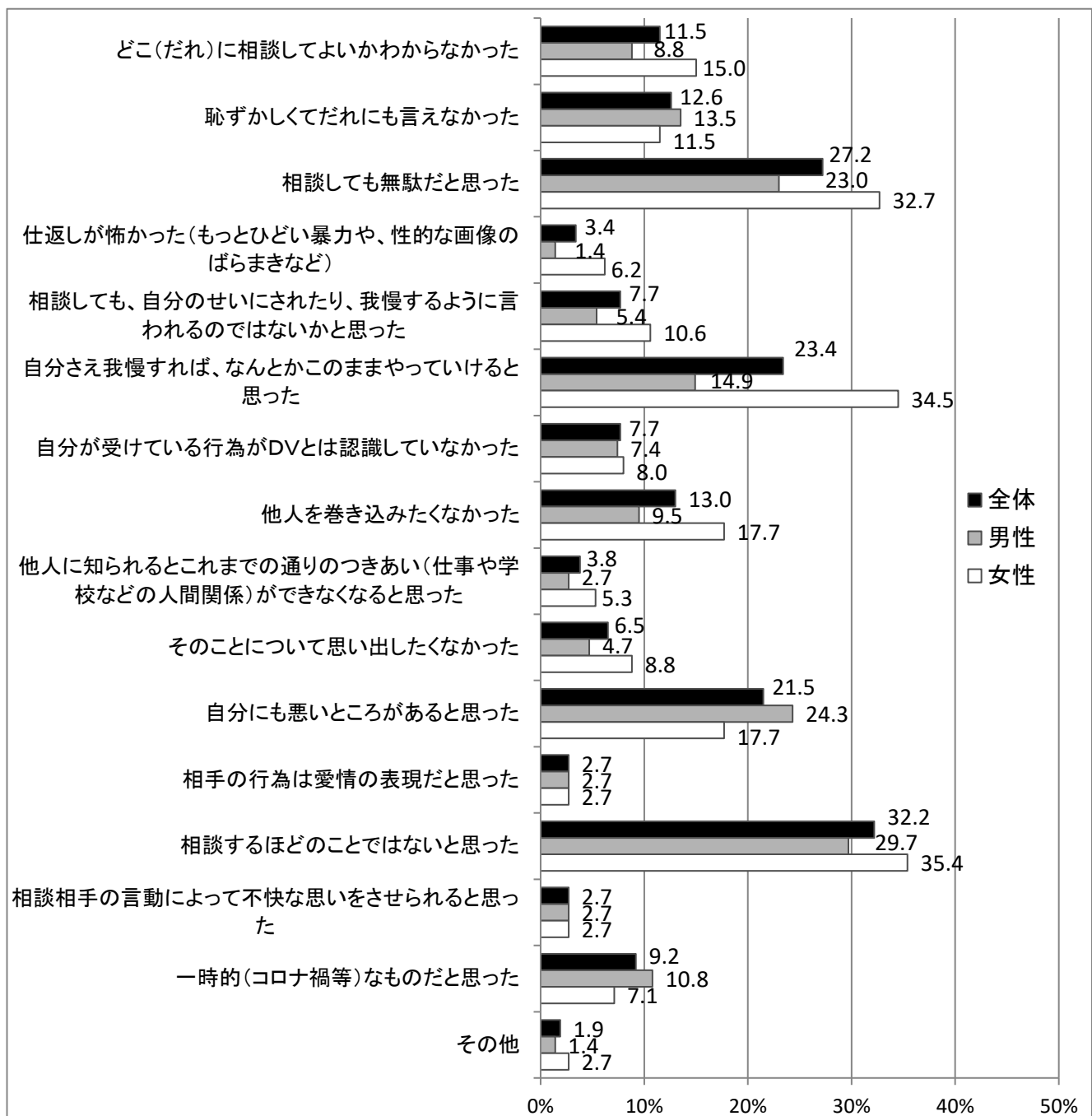
## 【相談しなかった理由】

「相談するほどのことではないと思った」が32.2%で最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った（27.2%）」である。

女性が男性より5ポイント以上高いのは「どこに（だれ）に相談してよいかわからなかった」「相談しても無駄だと思った」「相談しても、自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといった」「他人を巻き込みたくなかった」「相談するほどのことではないと思った」、男性が女性より5ポイント以上高いのは「自分にも悪いところがあると思った」のみである。

前回調査では、女性が男性より5ポイント以上高いのは「恥ずかしくてだれにも言えなかった」「相談しても無駄だと思った」「仕返しが怖かった（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといった」「自分が受けている行為がDVとは認識していなかった」「他人を巻き込みたくなかった」「他人に知られるとこれまでの通りのつきあい（仕事や学校などの人間関係）ができなくなるといった」、男性が女性より5ポイント以上高いのは「相談するほどのことではないと思った」のみとなっている。

（問）どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（いくつでも）

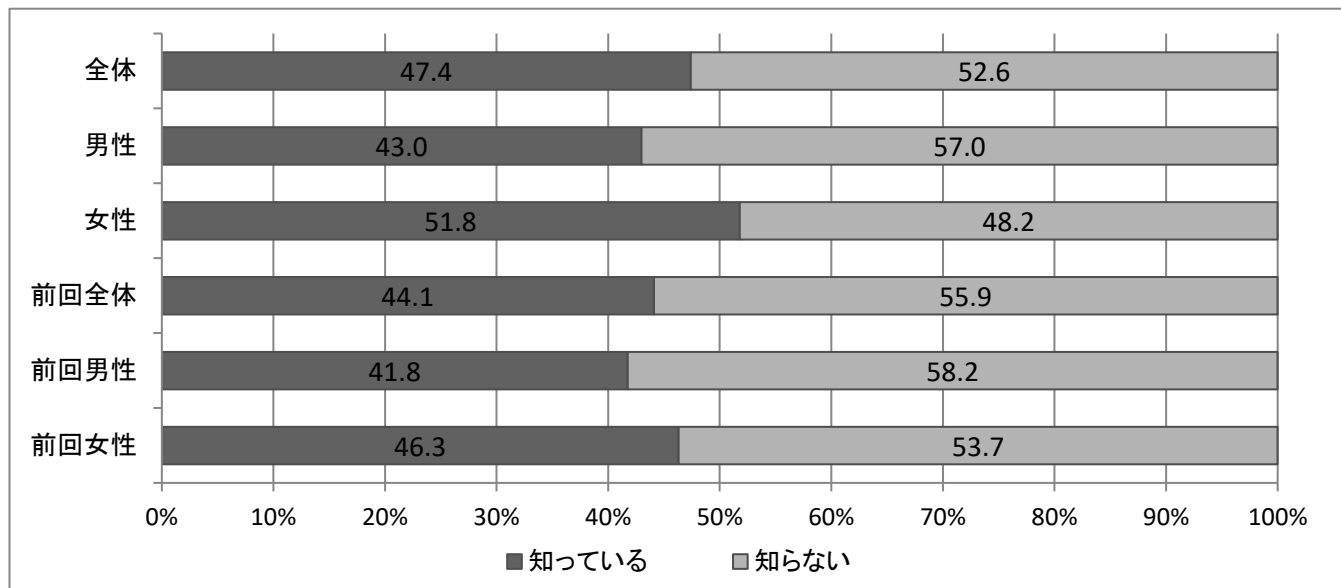


#### IV DVの子どもへの影響

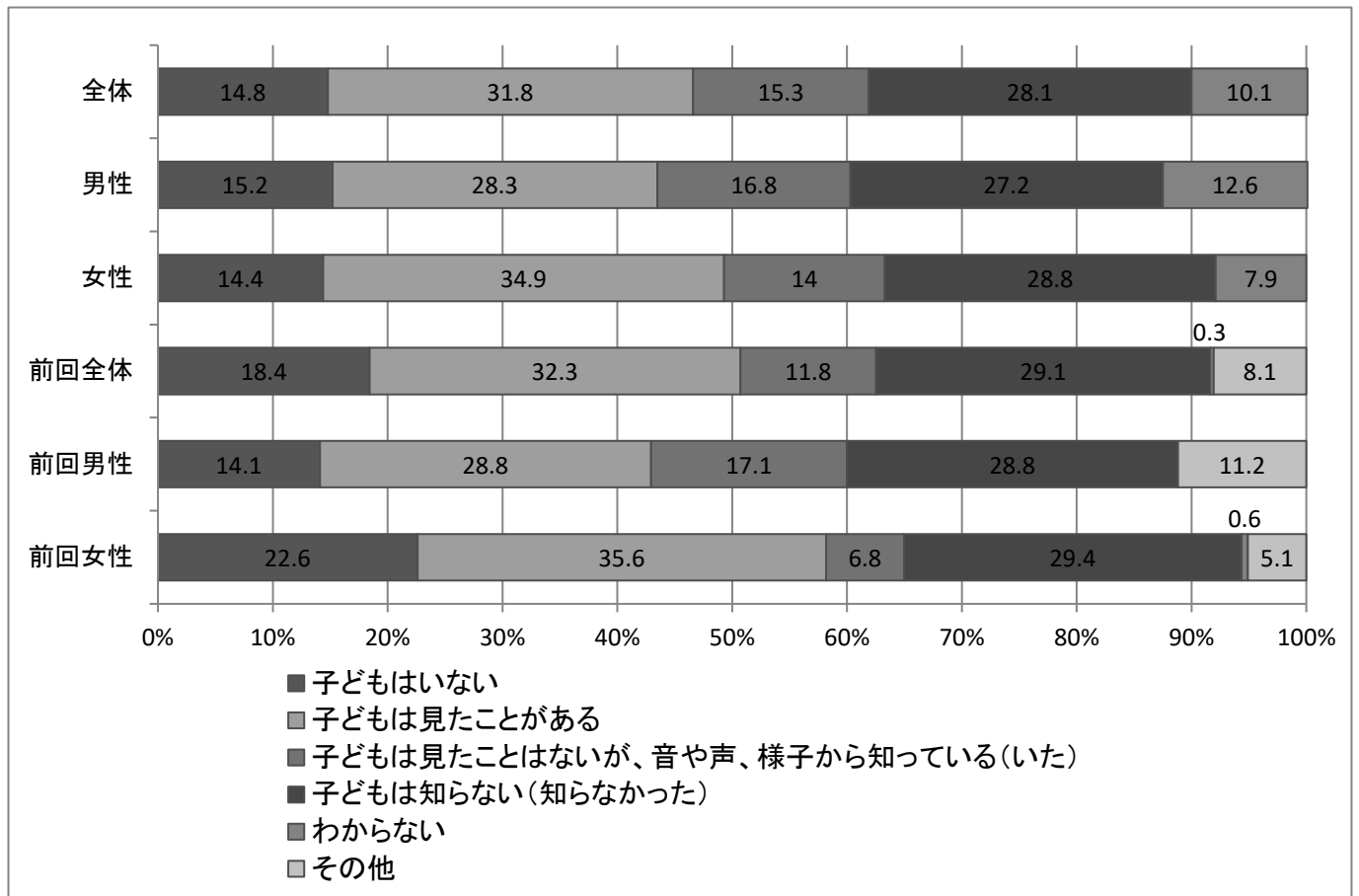
##### 【子どもがDVを見聞きしたことがあるか】

子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たることを知っている認識は前回調査よりも増えているものの半分以下であった。また、DVが発生しており、子どもがいる場合に、子どもの認知度については、「子どもは見たことがある」が37.3%で最も高く、子どもがDVを認知している（「見たことがある」と「見たことはないが、音や声、様子から知っていた（知っている）」の合計）は55.2%となっている。前回調査で子どもがDVを認知しているのは54.1%で、今回は1.1ポイント高くなっている。

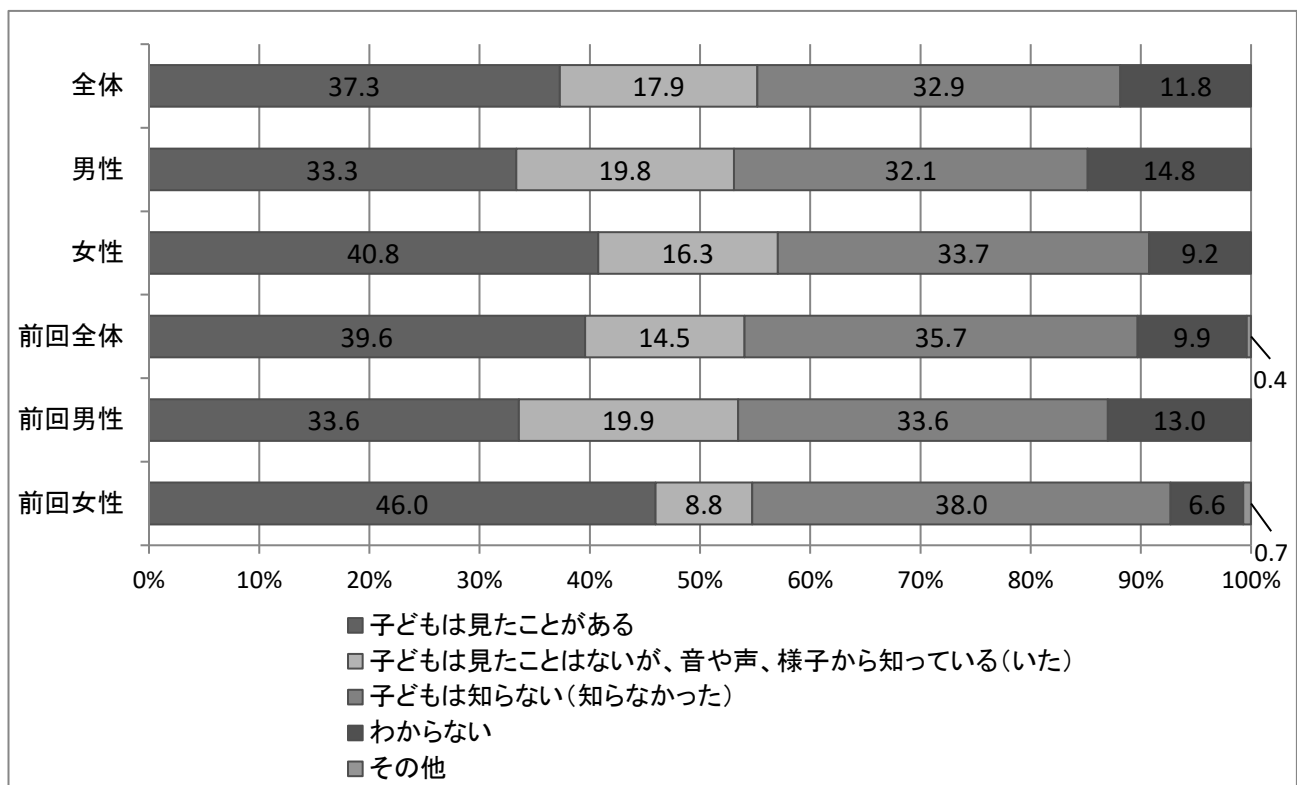
（問）子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たると知っていますか。



(問) あなたのお子さんは、そのような行為を受けたのを見たことがありますか。または、知っていますか。



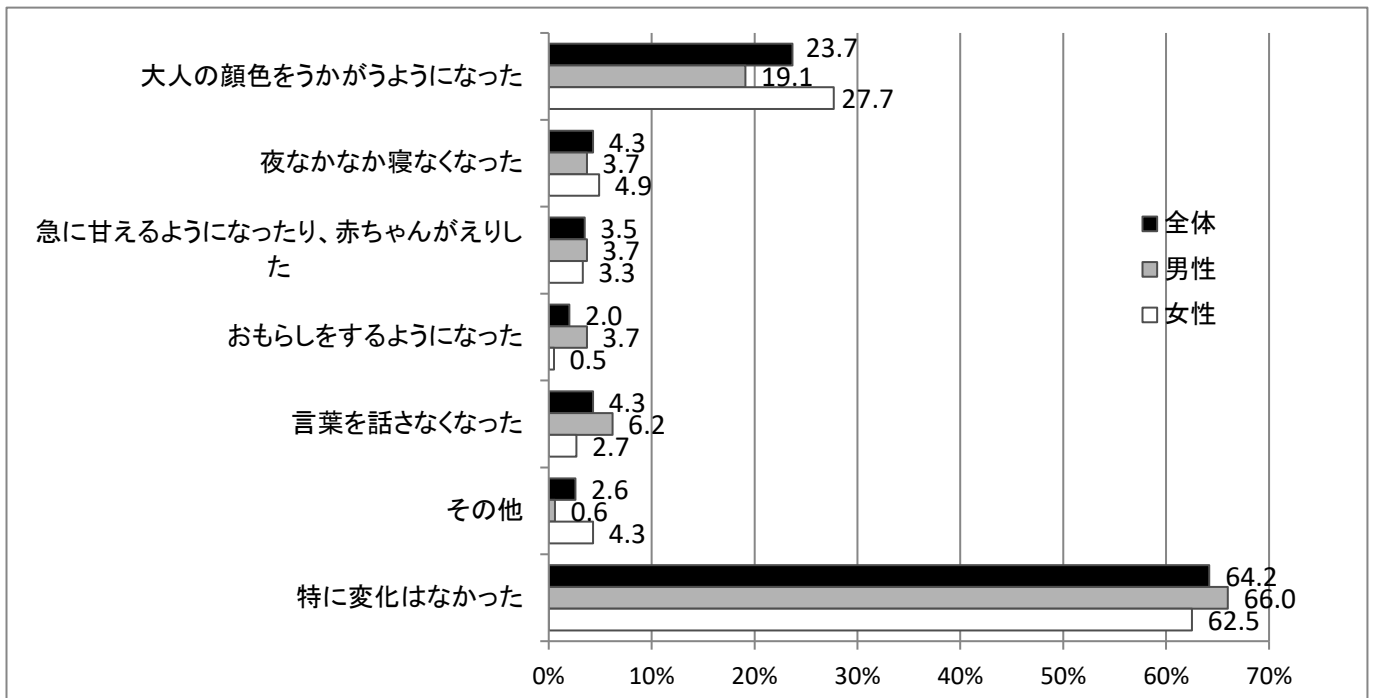
(「子どもはいない」を除外した場合)



### 【DV後の子どもの変化】

DVを見聞きした後の子どもの変化については、「特に変化はなかった」が64.2%（前回66.1%）と高く、次に高いのが「親の顔をうかがうようになった」が23.7%（前回25.1%）となっており、前回同様の順である。

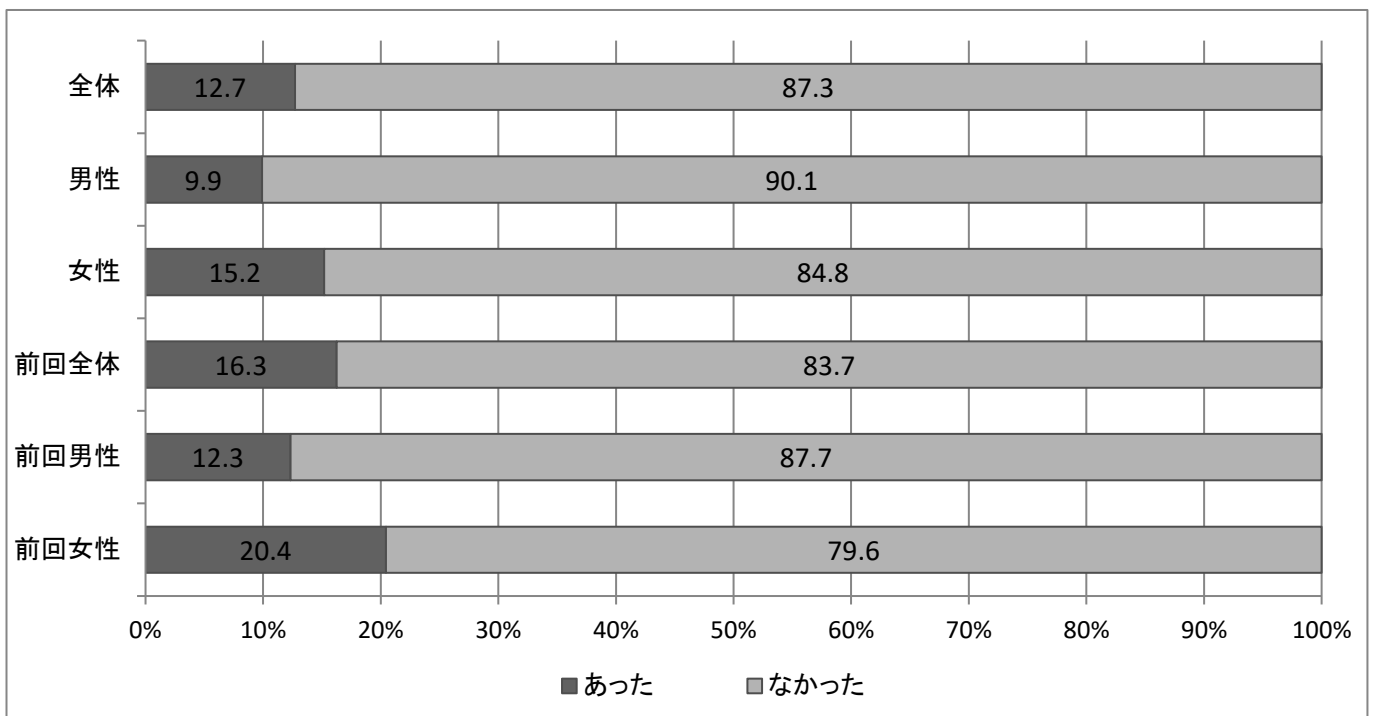
（問）あなたがそのような行為を受けたあと、お子さんに何か変化はありましたか。（いくつでも）



### 【暴力が子どもに及んだか】

DVが発生したとき、子どもに対する暴力や虐待が「あった」は12.7%となっている。男女別では、女性が5.3ポイント高い。

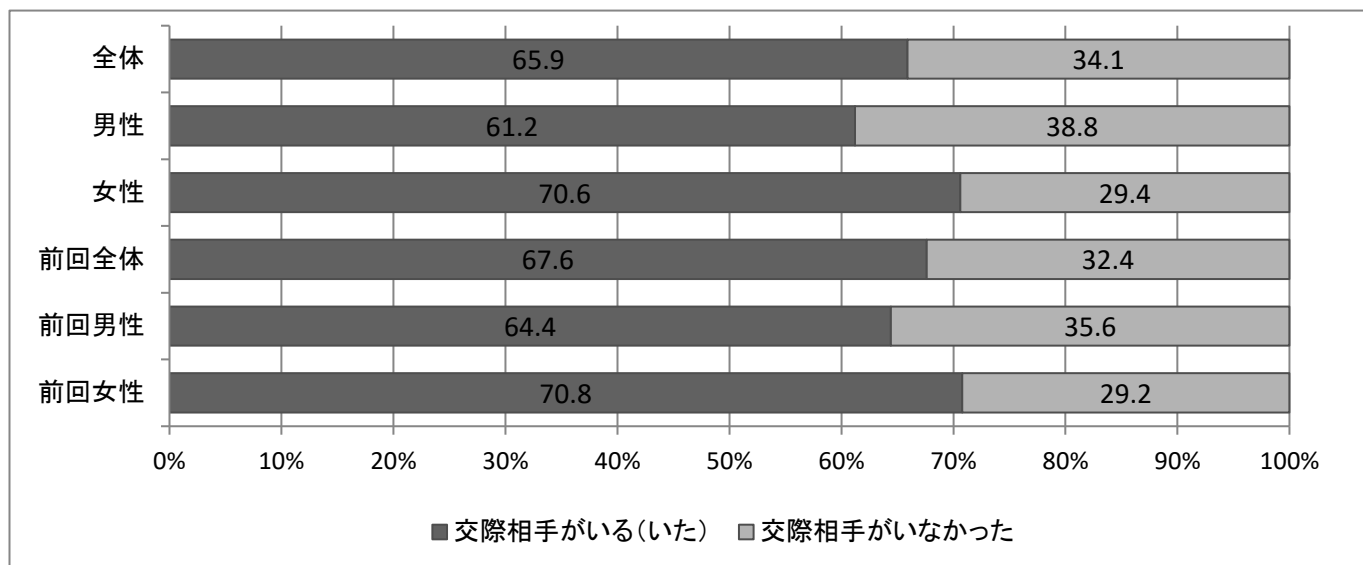
（問）あなたがそのような行為を受けたとき、お子さんに対しても暴力や虐待がありましたか。





V 交際相手からのDVに関する認識と被害経験、被害を受けたときの対応

(問) これまでに交際相手がありましたか。

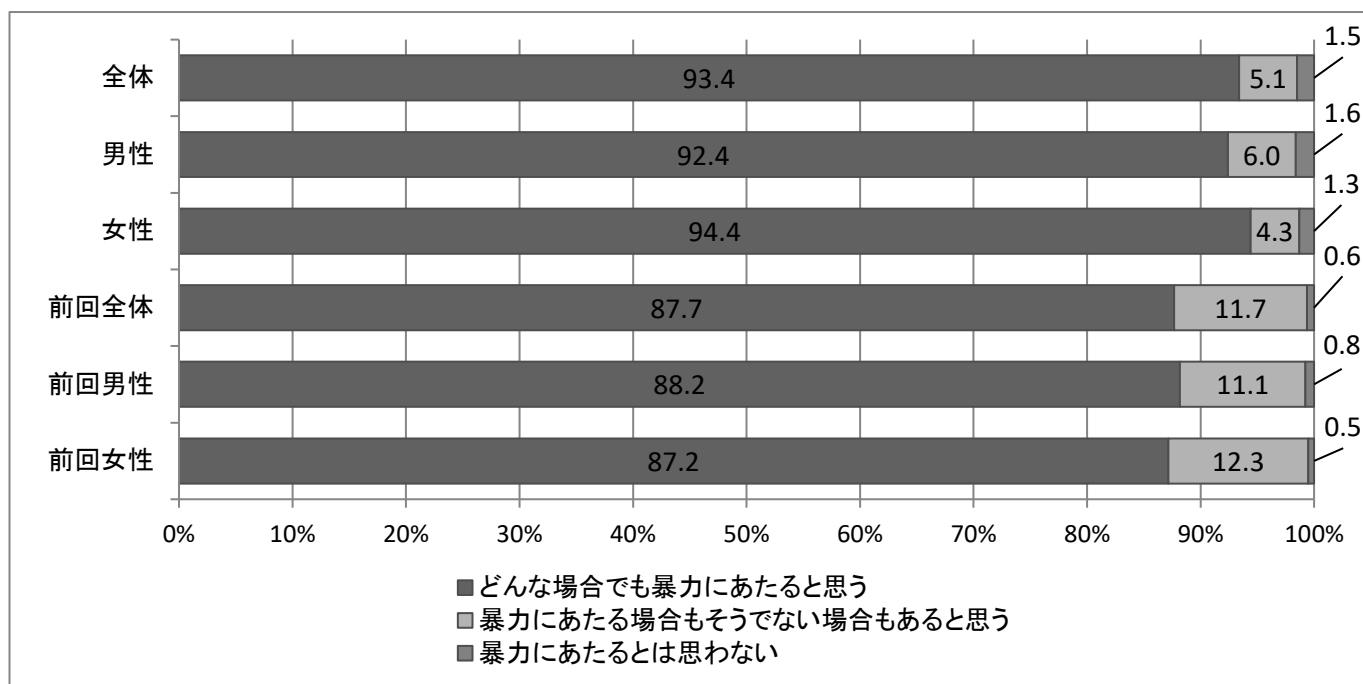


【どのような行為を暴力だと思うか】

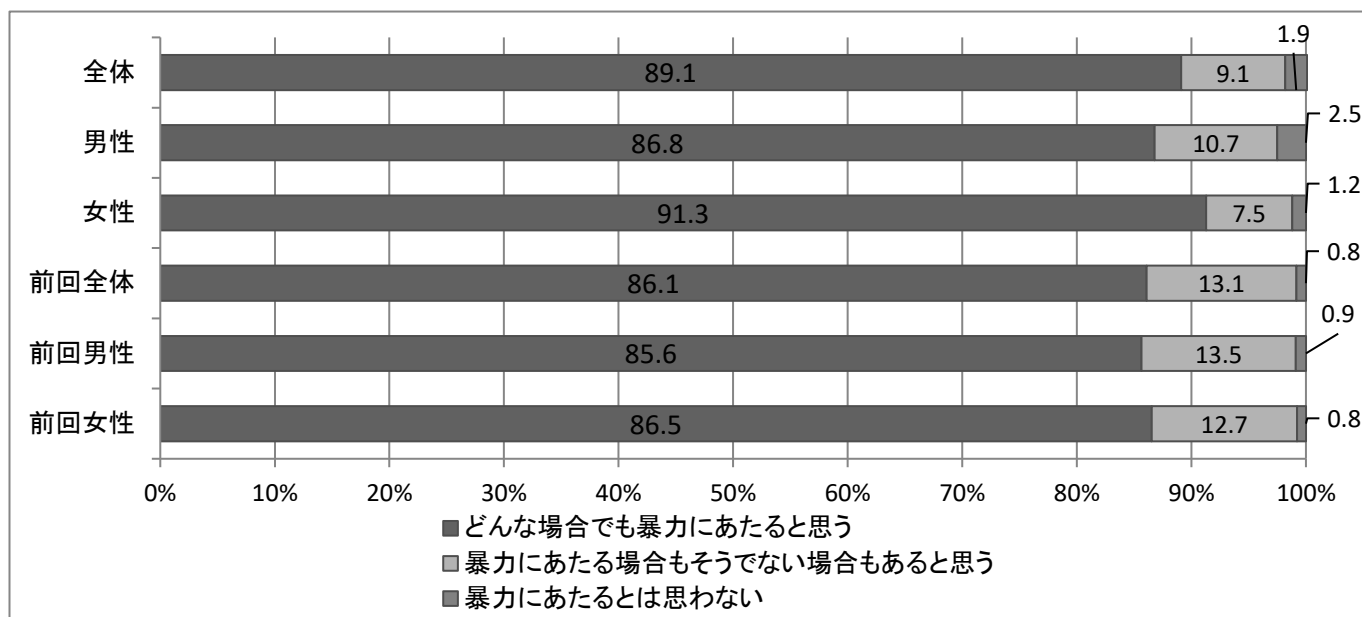
「どんな場合でも暴力に当たると思う」が8割以上のものは、「手でぶったり、足で蹴る」「物を投げつける」「殴るふりをして、脅す」「人格を否定するような暴言など相手の嫌がることを言い続ける」「嫌がっているのに性的な行為を強要する」「避妊に協力しないし、責任もとらない」「携帯電話のカメラで裸などの写真を撮られ、それを使って嫌な思いをさせられる」「携帯電話を故意に壊されたり、データを破壊される」で、7割以上のものは、『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『甲斐性なし』などと言う」「大声でどなる」「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」となっている。5割未満のものはなかった。

(問) 次のことが交際相手間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。

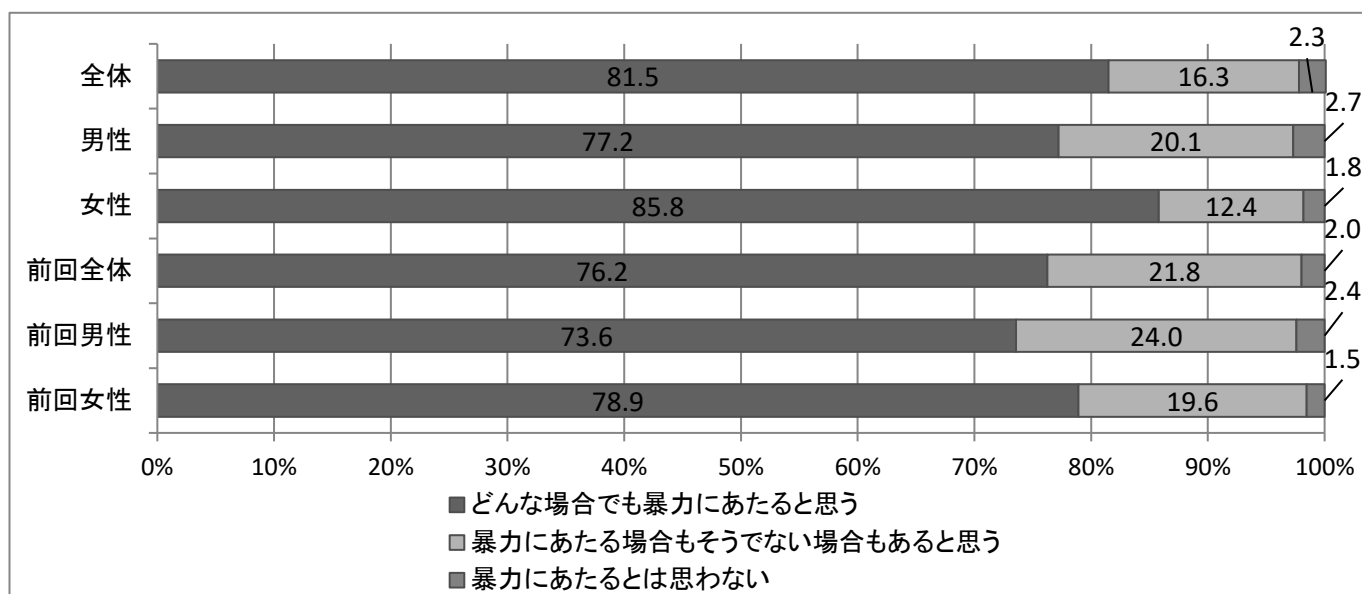
A 手でぶったり、足で蹴る



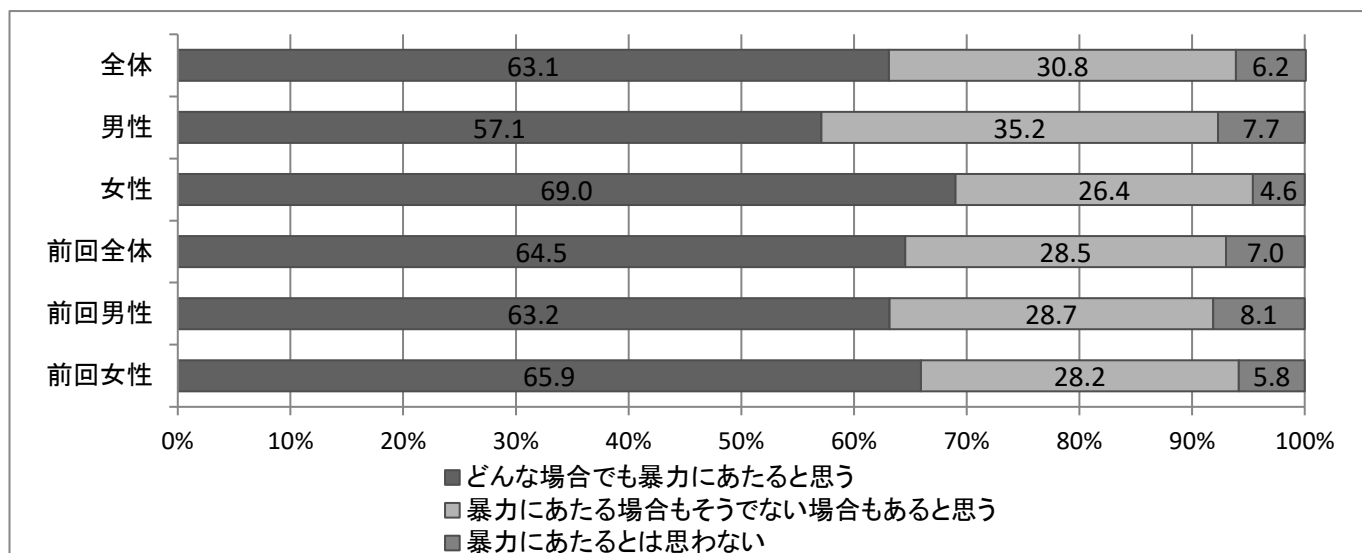
B 物を投げつける



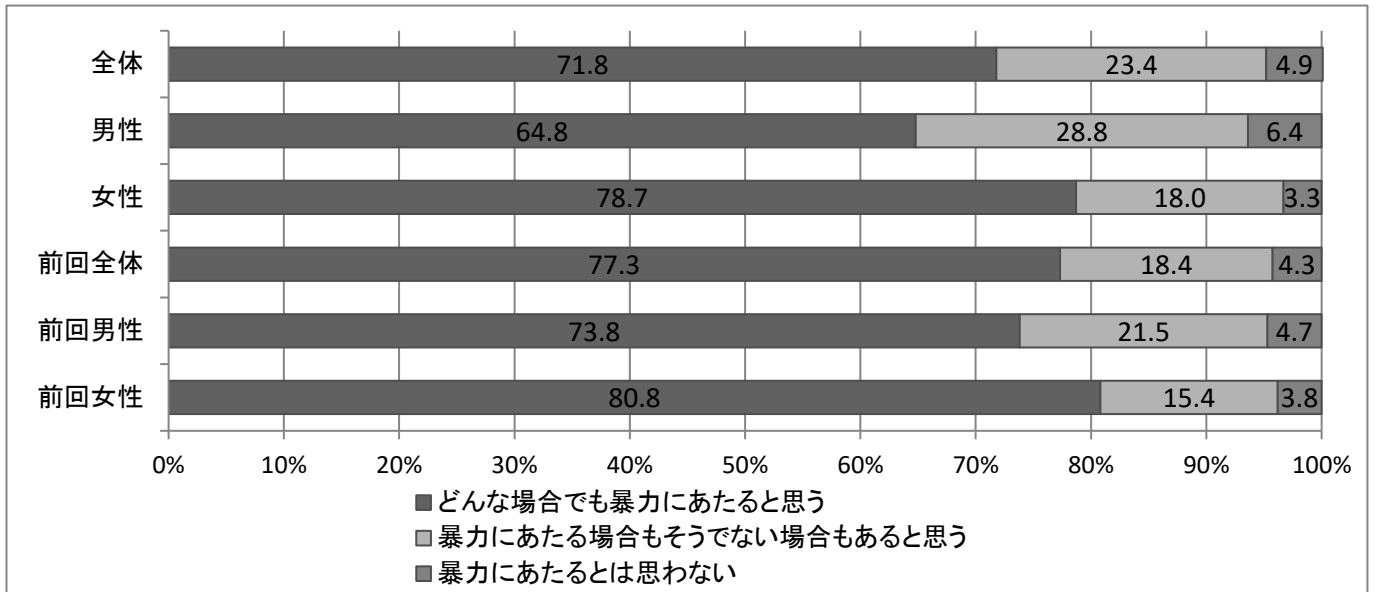
C 殴るふりをして、脅す



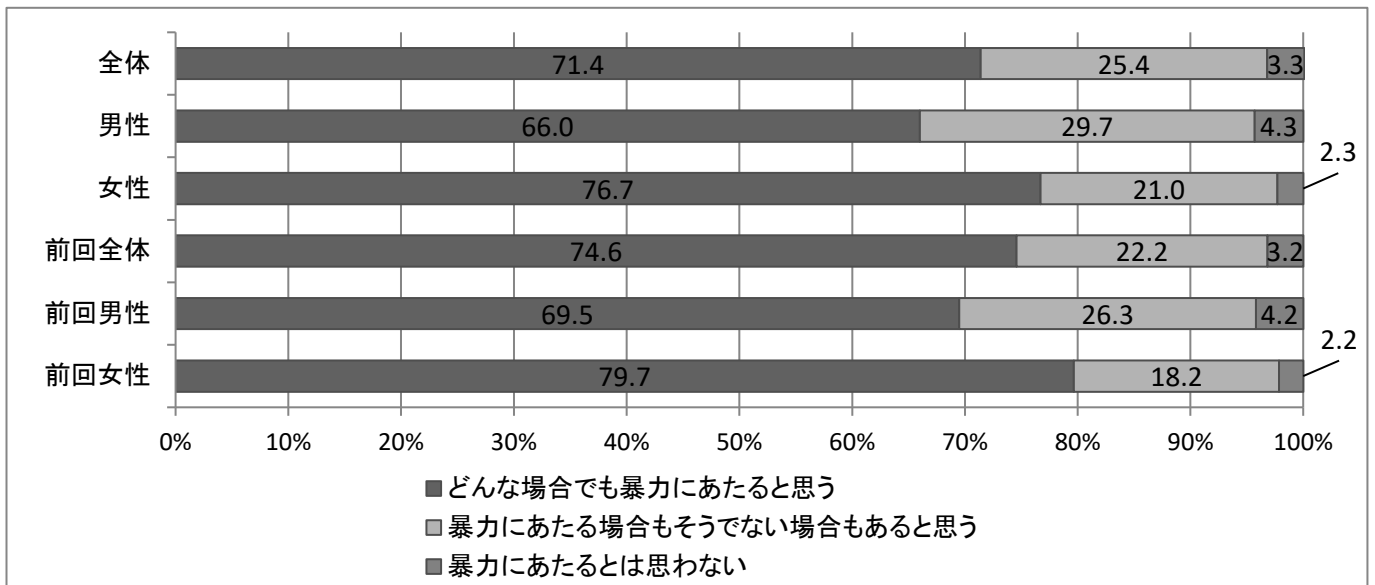
D 何を言っても長期間無視し続ける



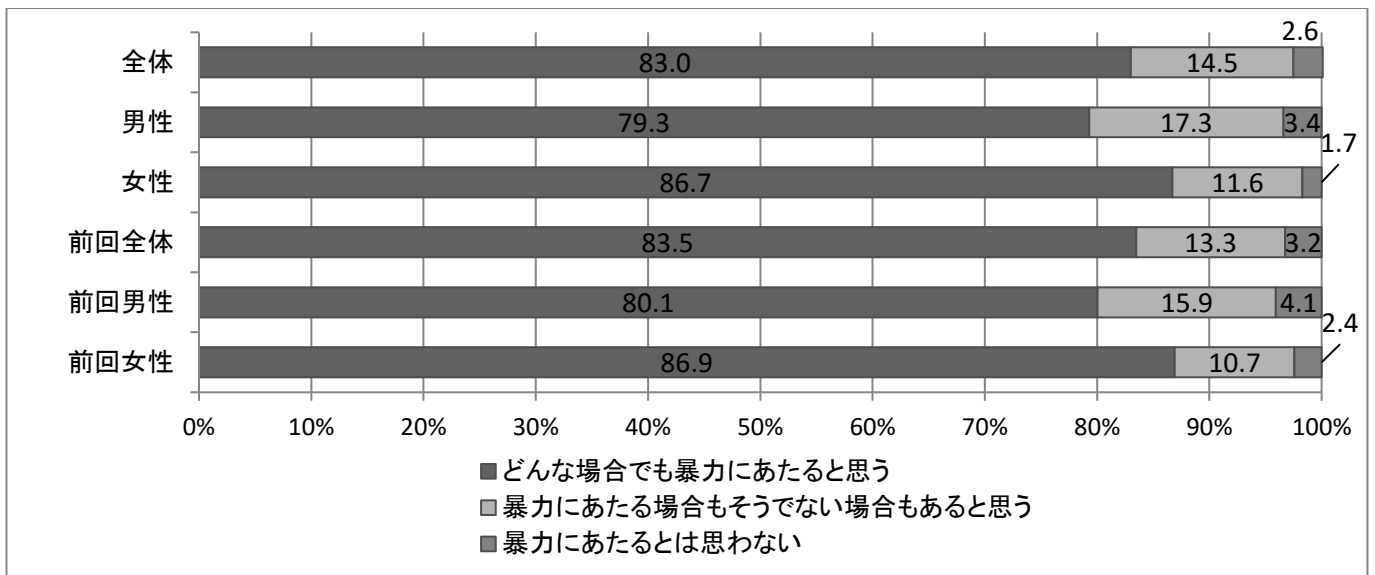
E 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」などと言う



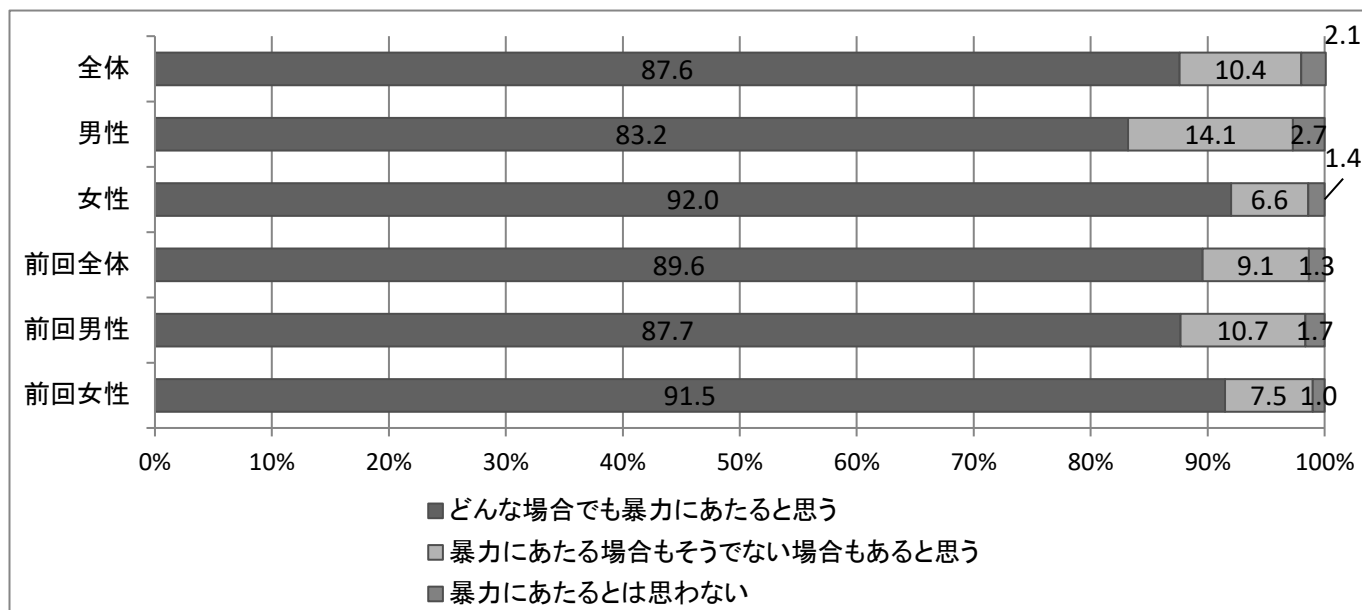
F 大声でどなる



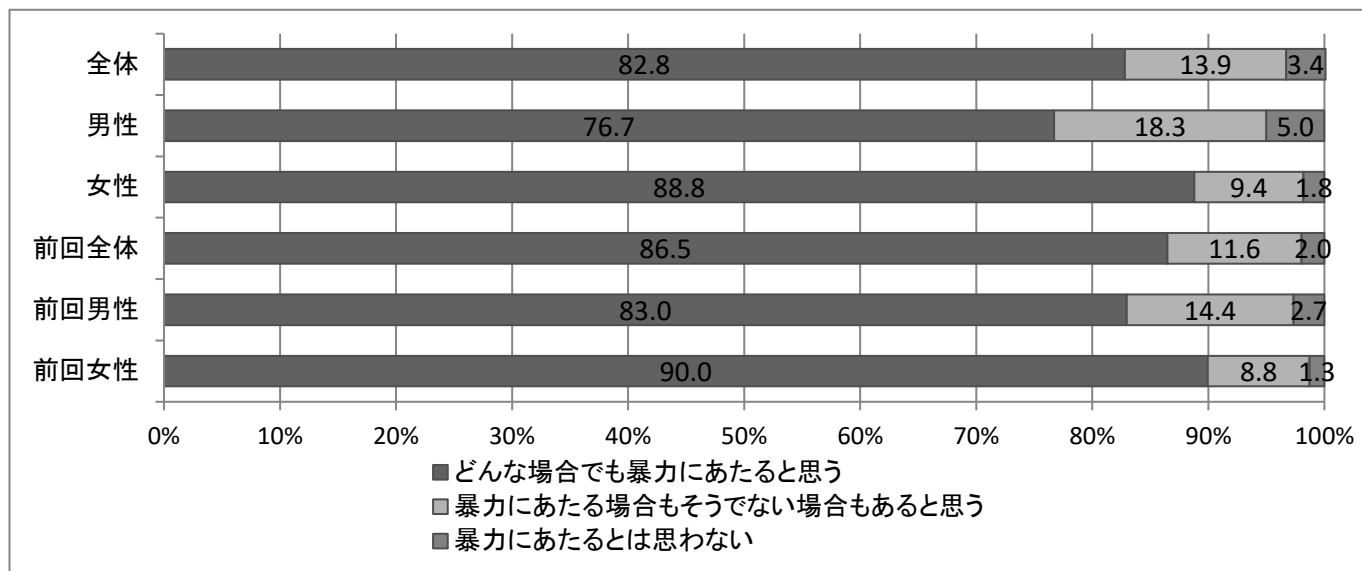
G 人格を否定するような暴言など相手の嫌がることを言い続ける



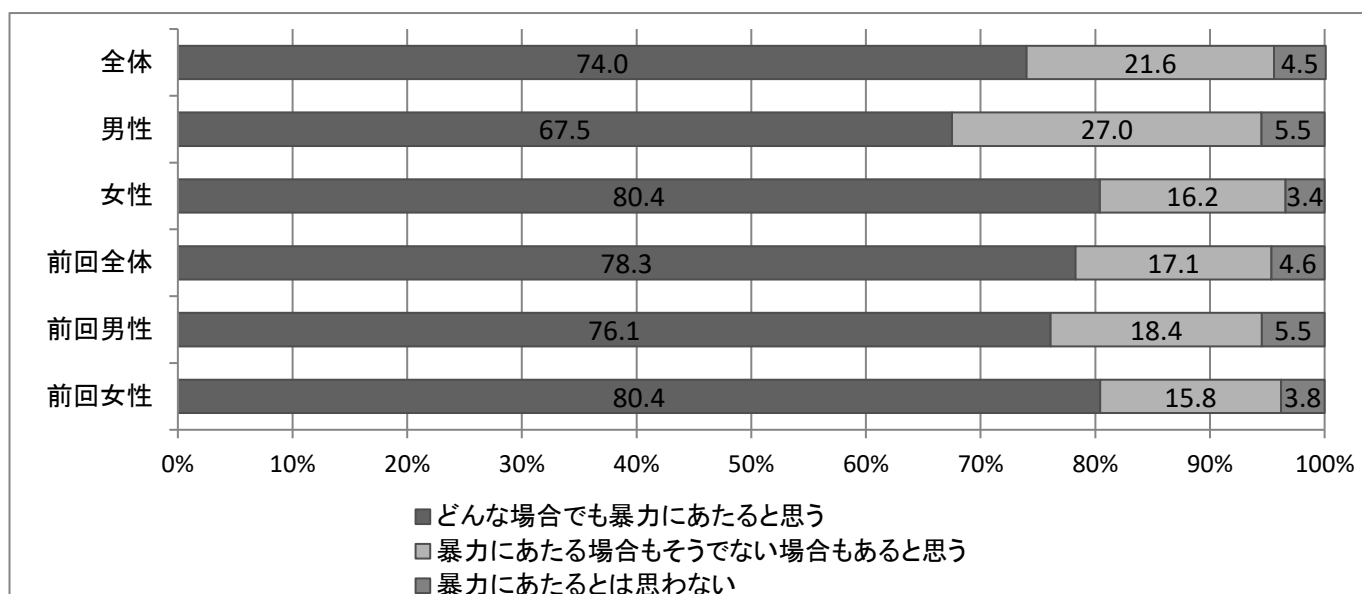
H 嫌がっているのに性的な行為を強要する



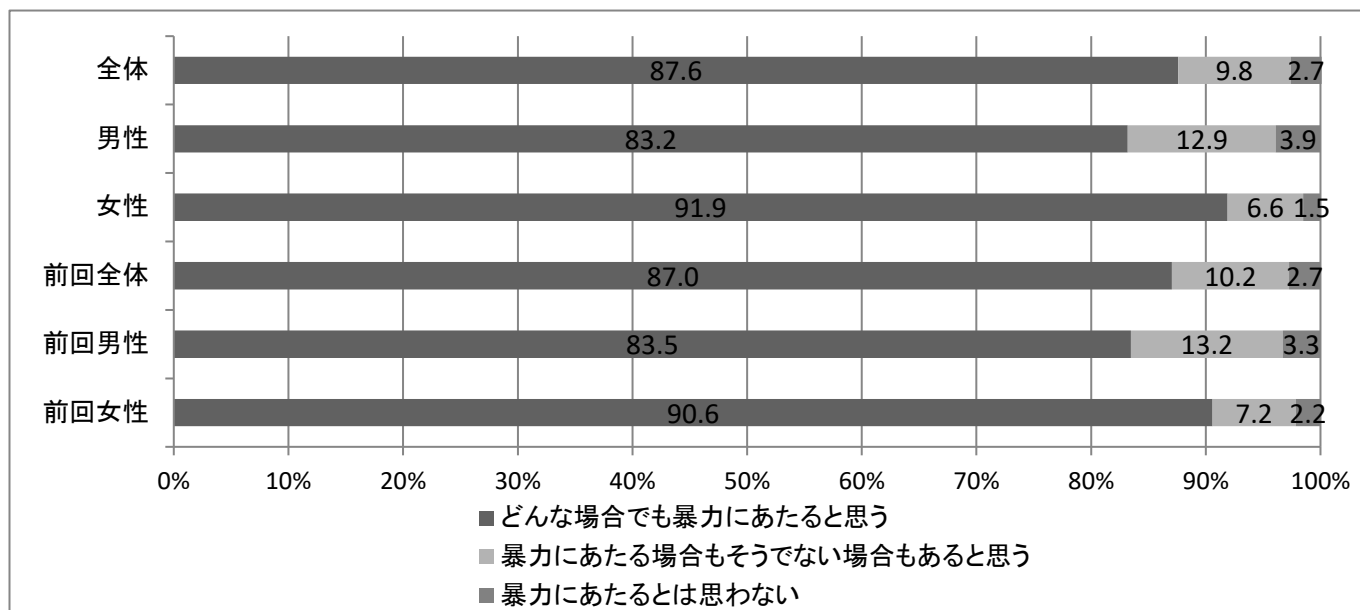
I 避妊に協力しないし、責任もとらない



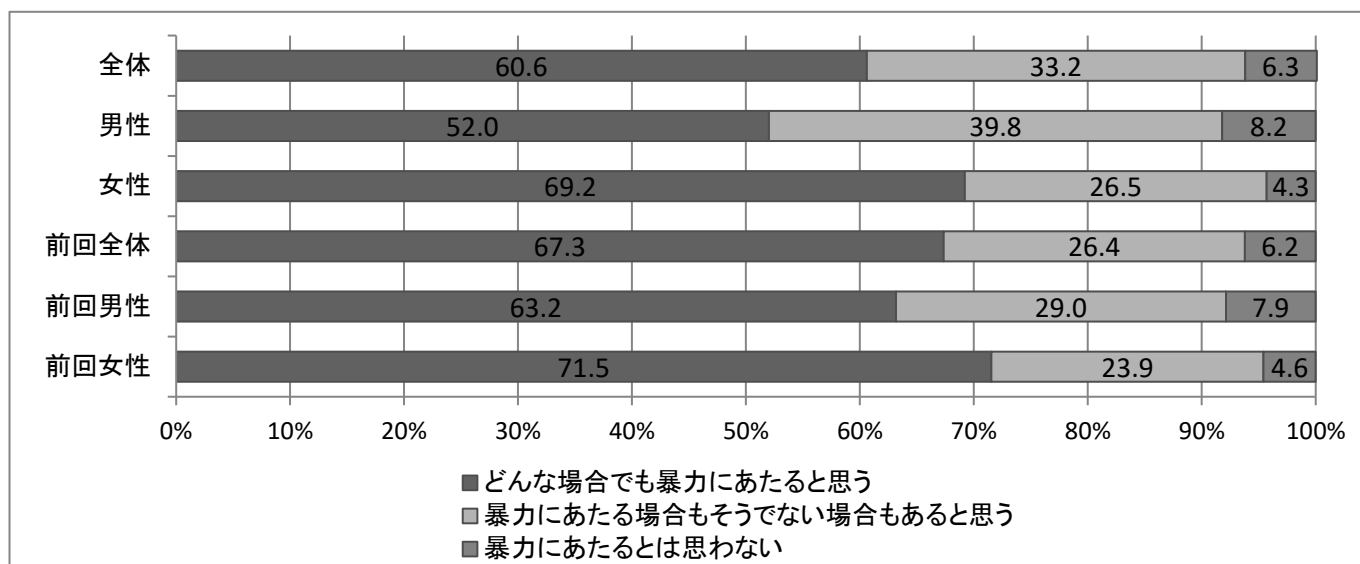
J 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる



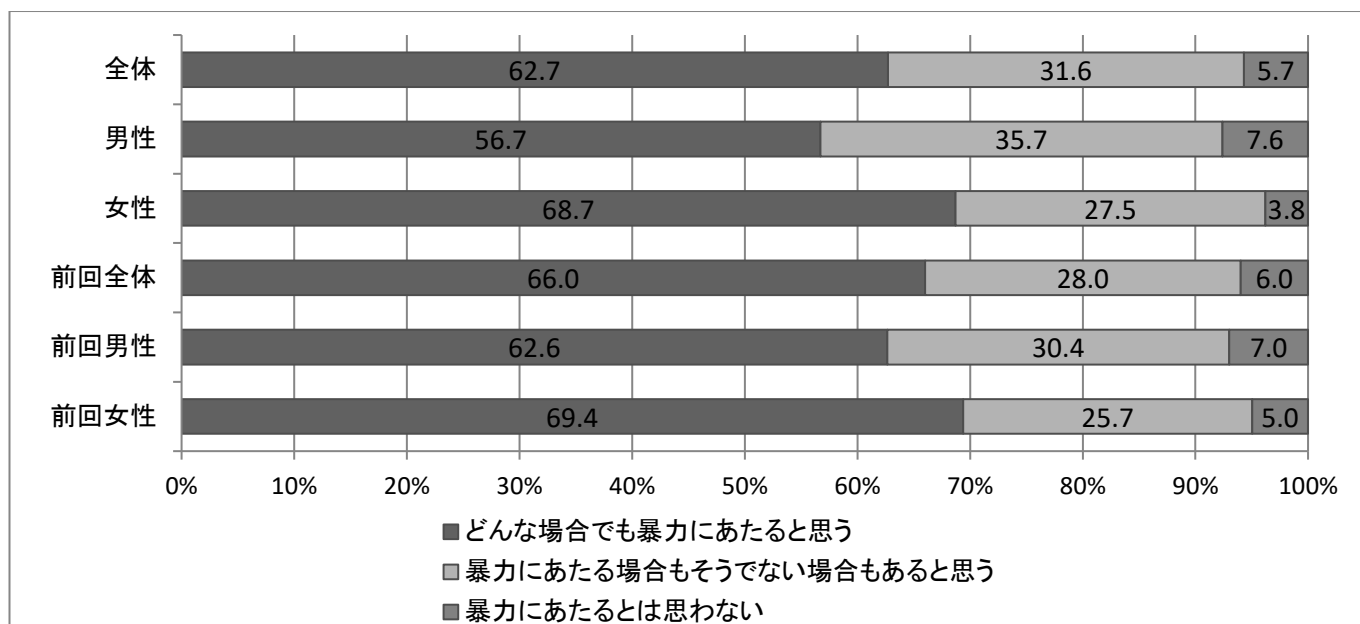
K 携帯電話のカメラで裸などの写真を撮られ、それを使って嫌な思いをさせられる



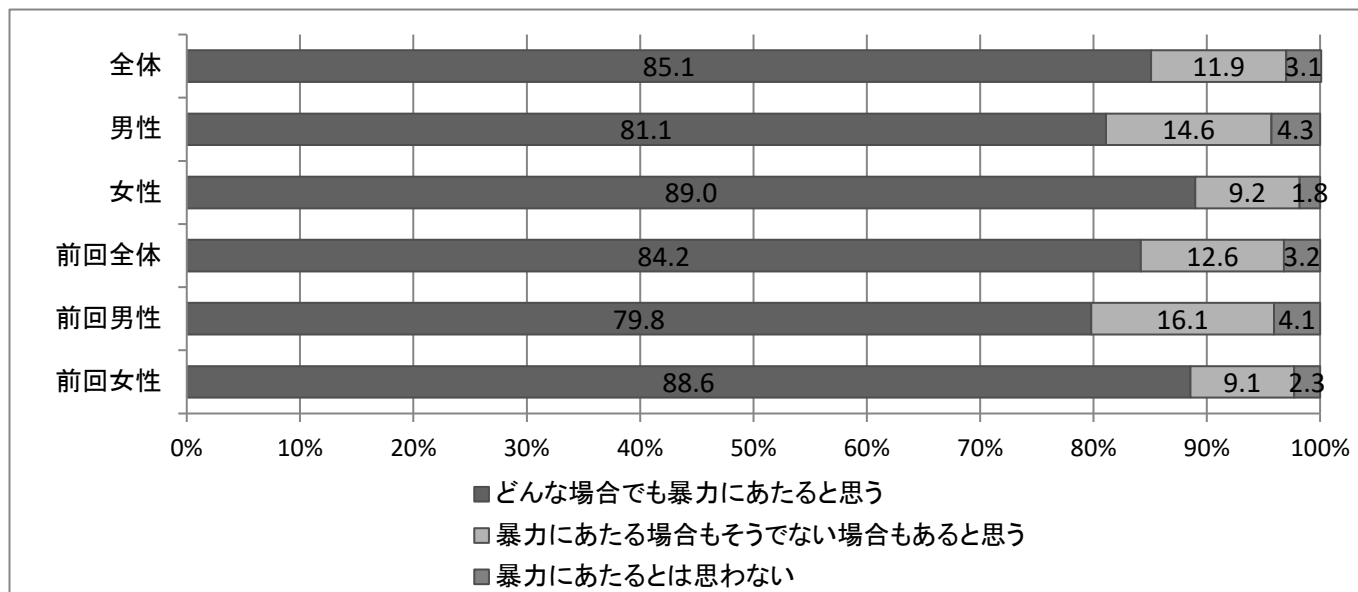
L 金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない



M 行動や交友関係、電話、メールを細かく監視する



N 携帯電話を故意に壊されたり、データを破壊される



## 【被害経験の有無】

暴力を受けたことがある人（21.9%）のうち、「急に機嫌が悪くなったり優しくなったりして、いつも気を遣わされる」8.5%、「電話に出なかったり、メールにすぐに返事を出さないと怒られた」7.1%、「浮気を疑われたり、気がすすまないと伝えているのにセックスをさせられた」5.4%の順に高く、精神的及び性的な被害である。

（問）あなたはこれまでに交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

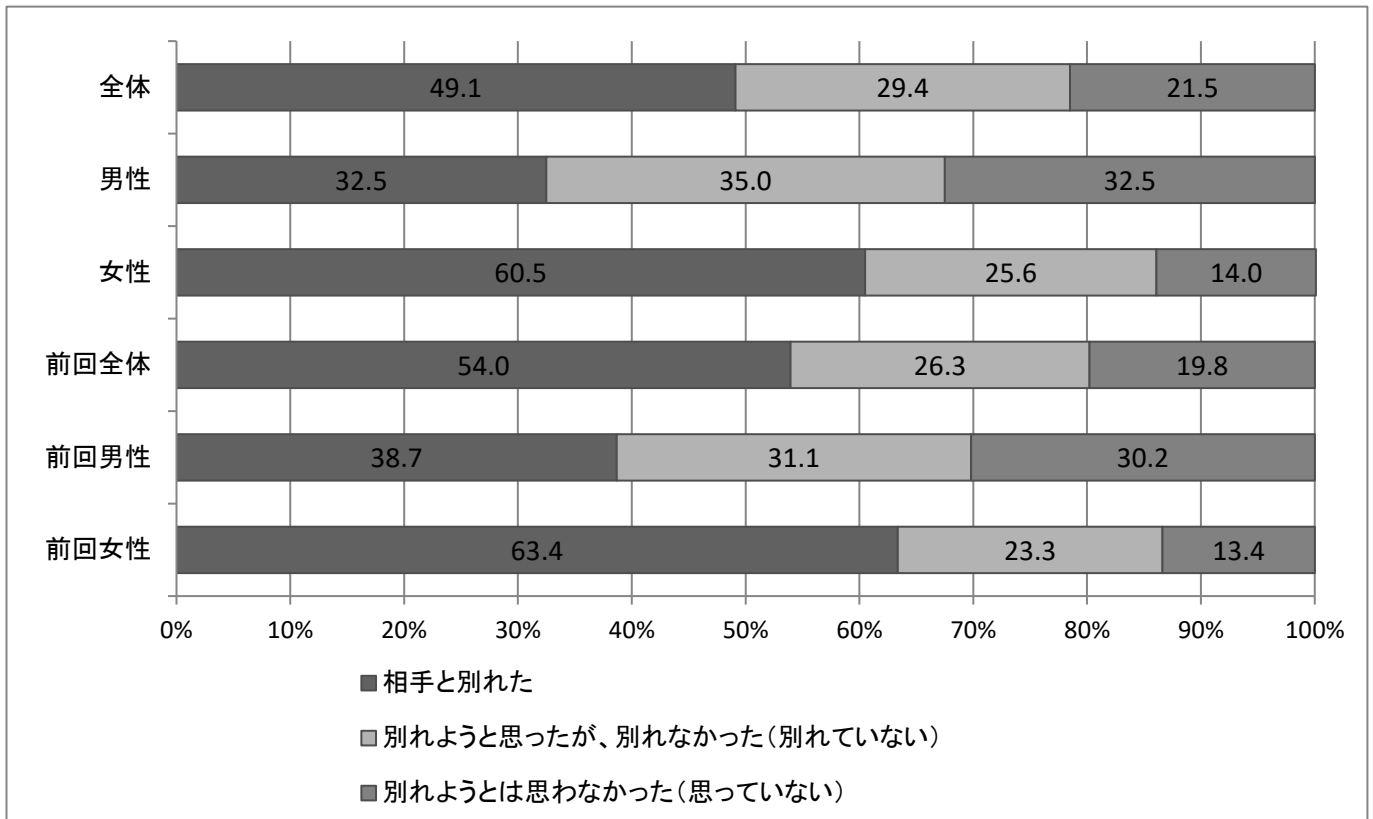
- A～E 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた
- F～P 人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に加害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた
- Q 金の使い道を細かくチェックされたり、生活費を渡されなかったりするなど経済的な圧迫を受けた
- R～S 異性関係を疑われたり、気がすすまないと伝えているのにセックスをさせられる、避妊に協力してくれないなど性的な強要を受けた



### 【暴力を受けたとき、どうしたか】

「相手と別れた」が49.1%で最も高い。男女別では、女性は「相手と別れた」が60.5%である一方、男性は32.5%となっており、男女別の「相手と別れた」割合は、前回と同様にその差が大きい。

(問) そのような行為を受けたとき、どうしましたか。(直近のケース1つ)



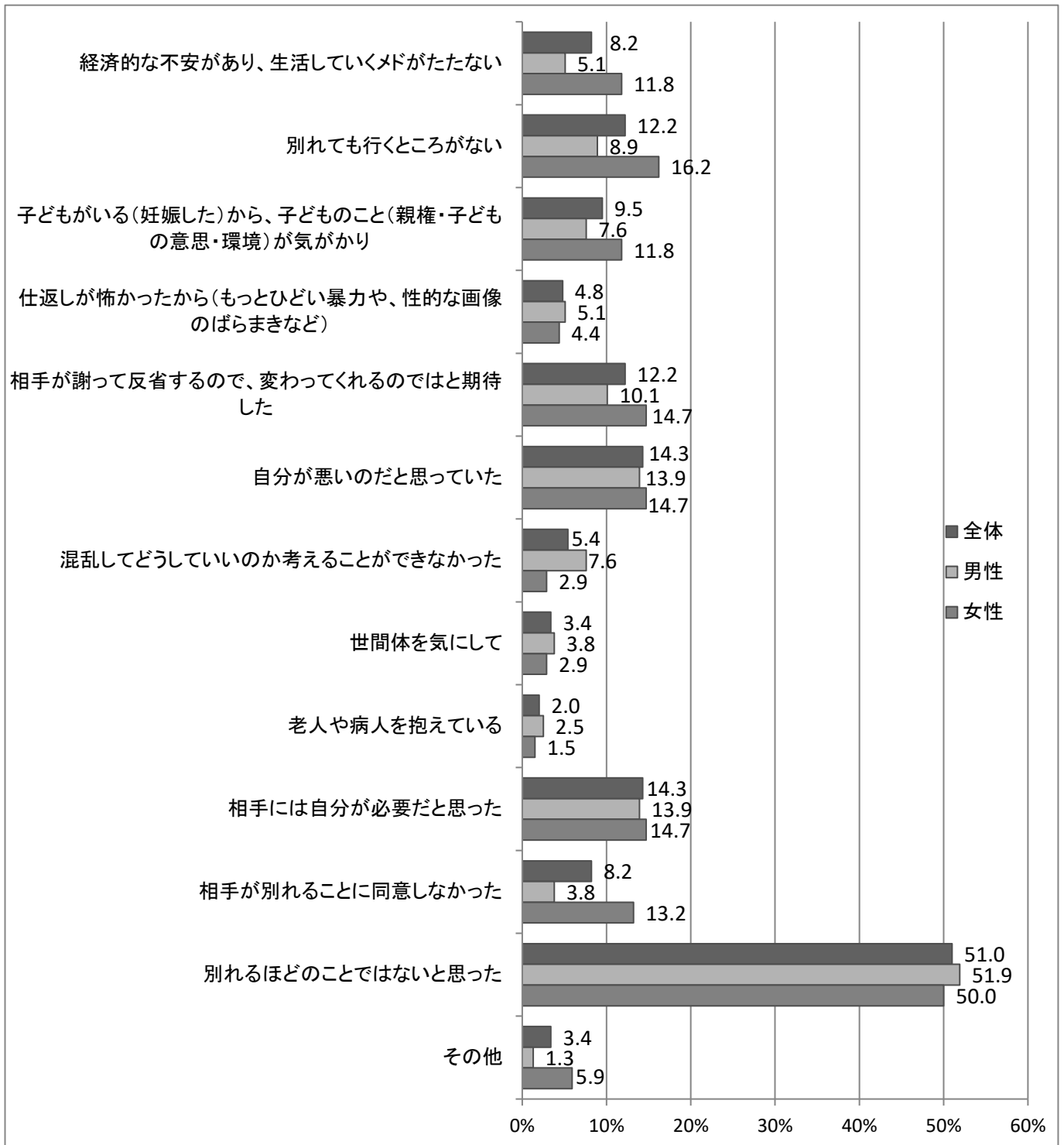


**【相手と別れなかった理由】**

「別れるほどのことではないと思った」が最も高く 51.0%、次いで「自分が悪いのだと思っていた」「相手には自分が必要だと思った」14.3%、「別れても行くところがない」「相手が謝って反省するので、変わってくれるのではと期待した」12.2%の順に高い。

男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは、「経済的な不安があり、生活していくメドがたたない」「別れても行くところがない」「相手が別れることに同意しなかった」となっており、男性の方が5ポイント以上高い項目はなかった。

(問) 交際相手と別れなかった理由は何ですか。(3つまで)

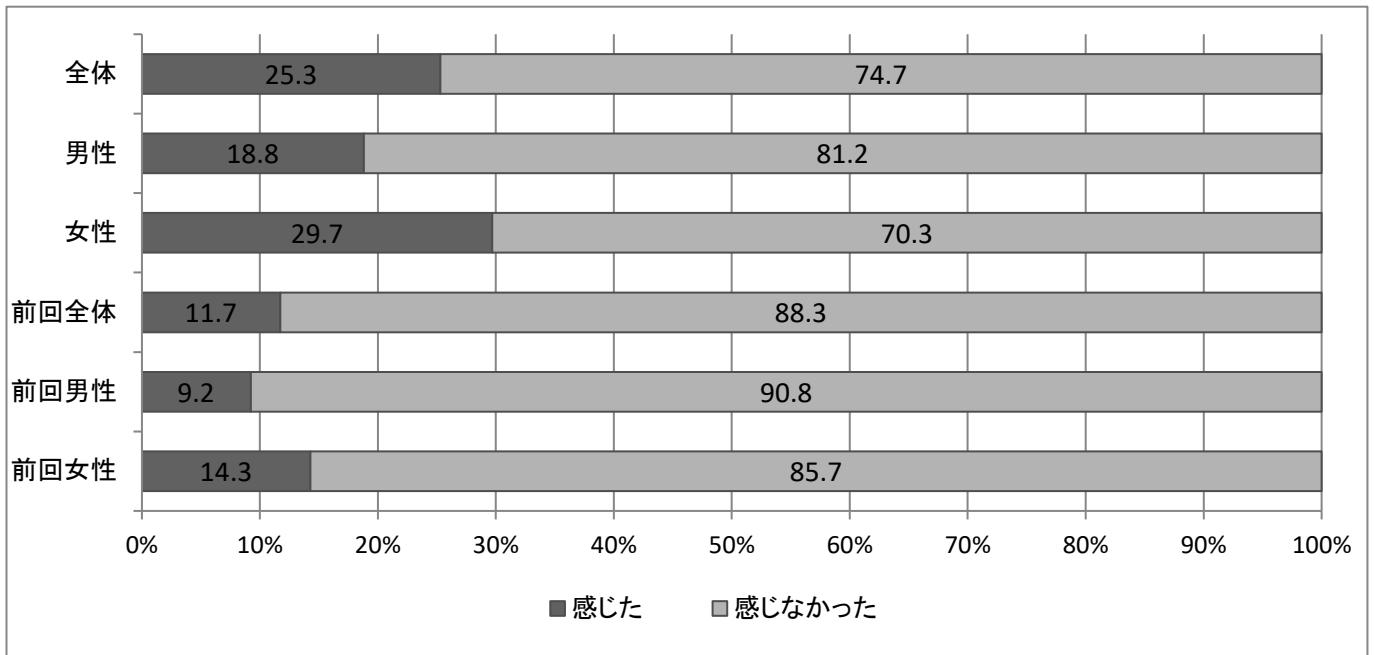


**【被害の程度、医師に相談したか】**

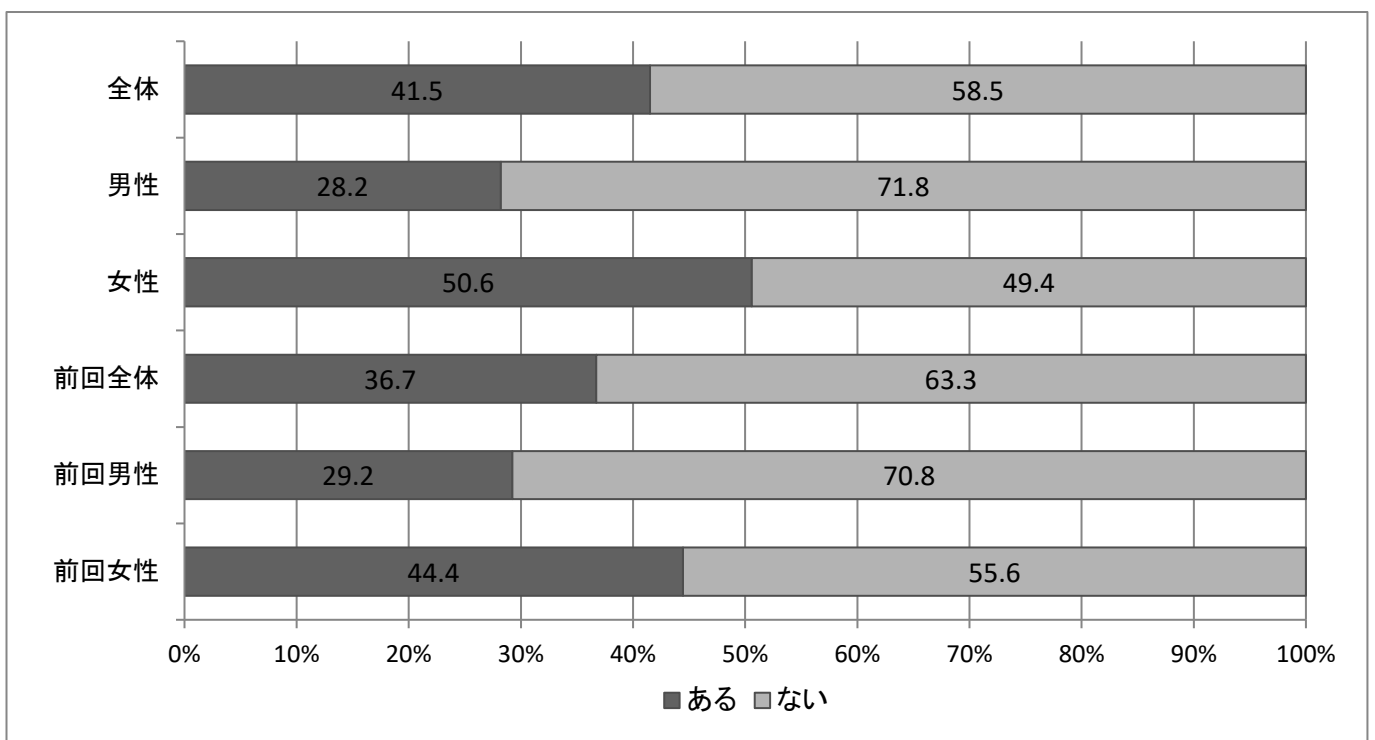
デートDVにより「命の危険を感じた」が25.3%（男性18.8%、女性29.7%）、怪我をしたり、精神的不調をきたしたことが「ある」が41.5%（男性28.2%、女性50.6%）で、ともに女性の方がかなり高い。

また、怪我や精神的不調で医師等の「診察等を受けたことがあり、行為について打ち明けたり相談をした」は17.5%（男性27.3%、女性13.8%）、「診察等を受けたことがあるが、行為について打ち明けたり相談はしなかった」は30.8%（男性39.4%、女性27.6%）で、「診察等を受けたことがある」割合は男性の方が高い。

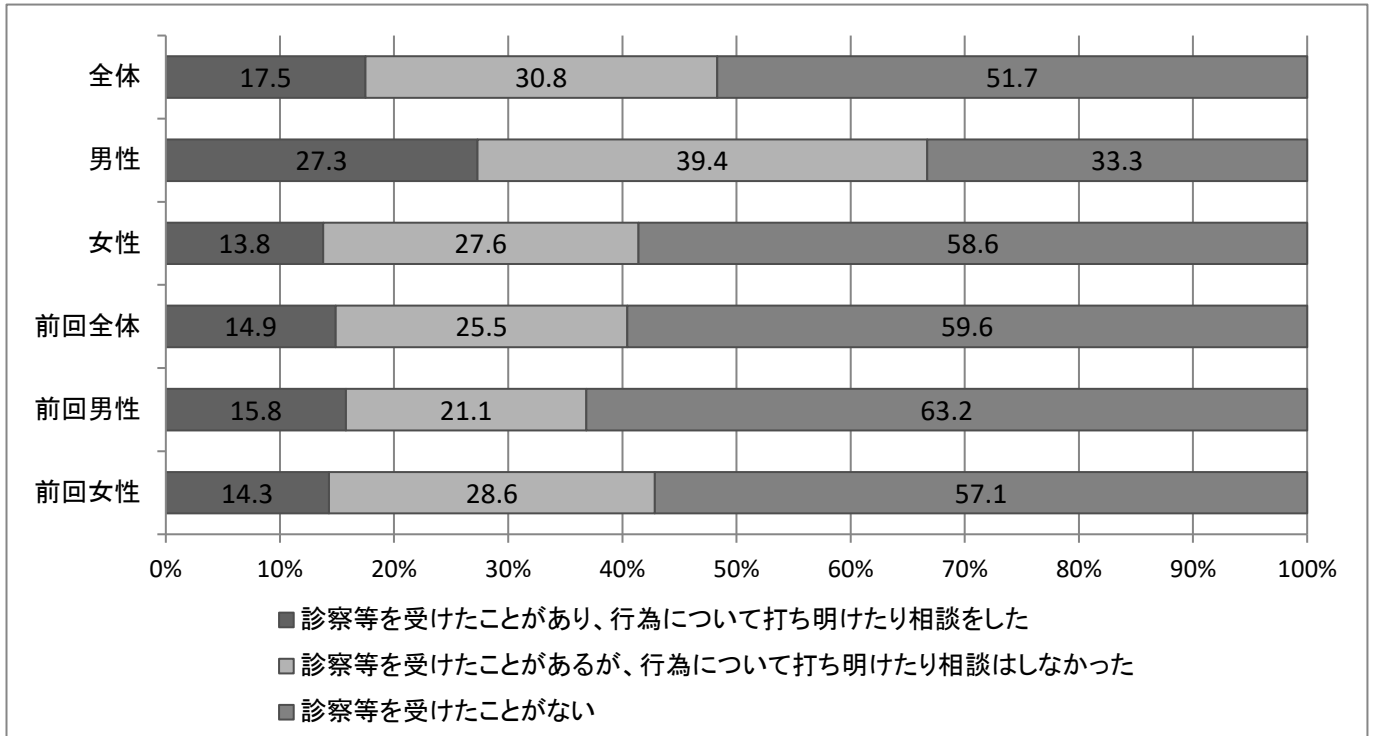
（問） これまでに交際相手からの行為によって命の危険を感じたことがありますか。



（問） これまでに交際相手からの行為によって怪我、精神的不調をきたしたことはありますか。



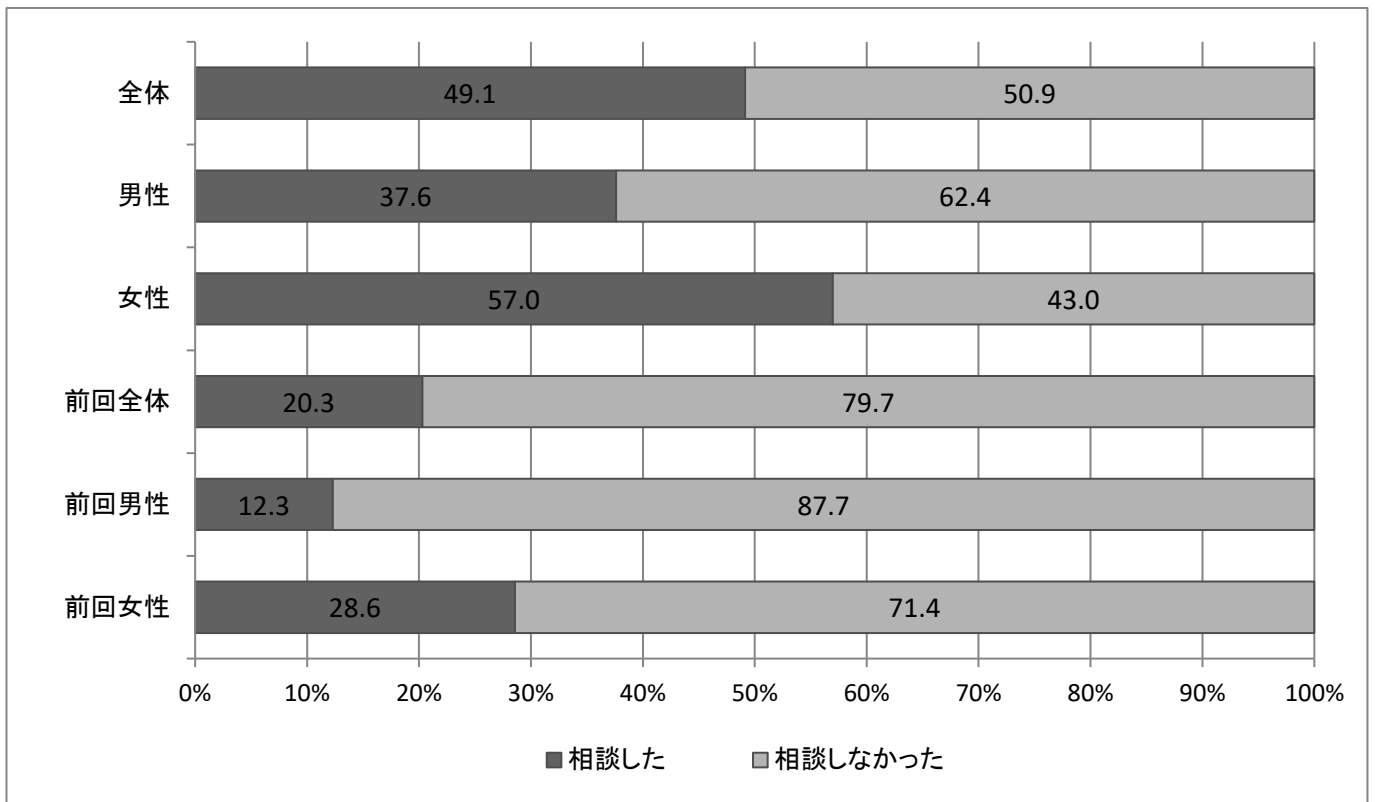
(問) その怪我や精神的不調について、医師の診察等を受けたことがありますか。またその際に、交際相手からの行為について医師等に打ち明けたり、相談したりしましたか。



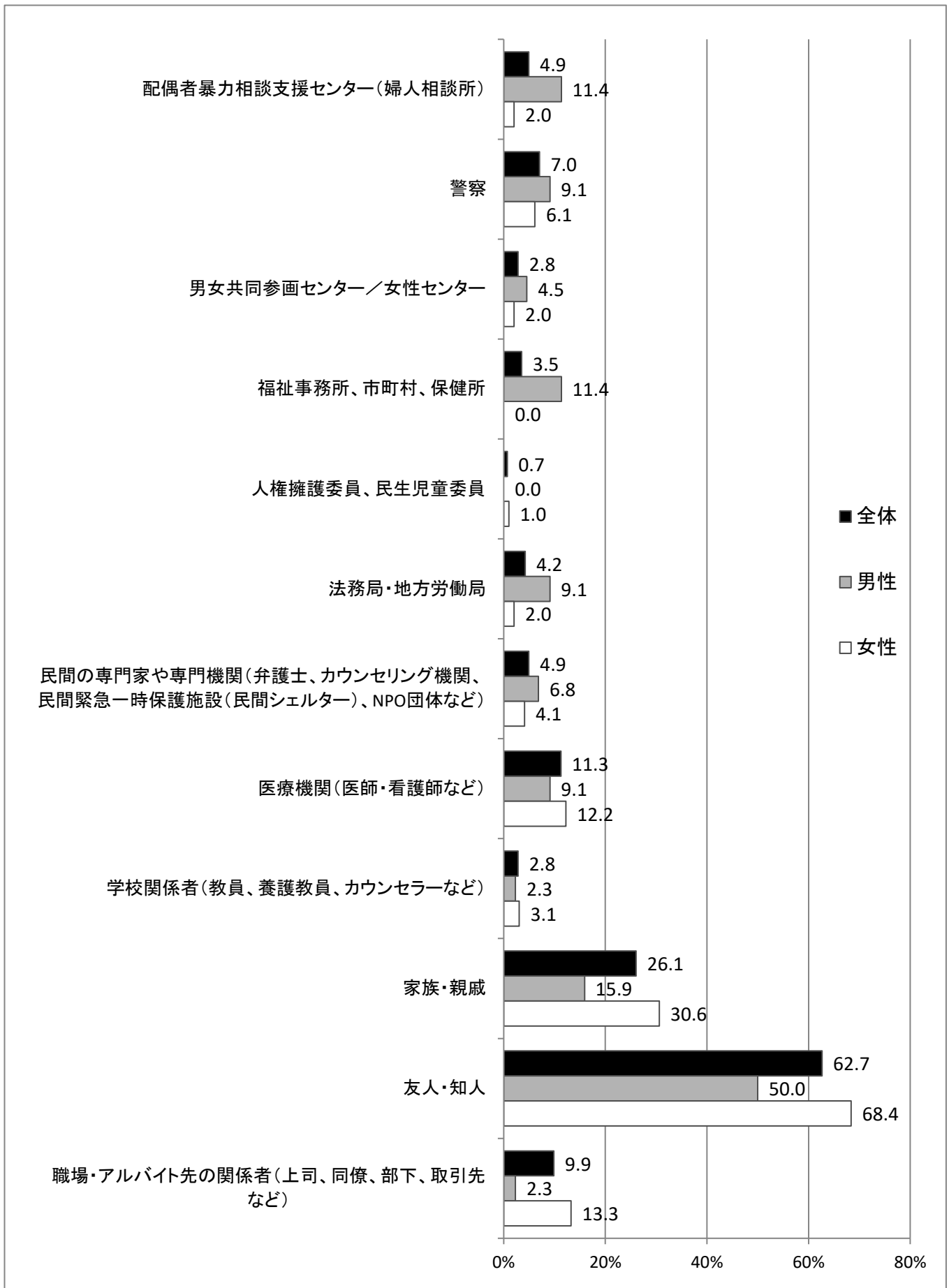
**【被害を受けたときに相談したか、相談先】**

被害を受けたときの相談先については、「相談しなかった」が50.9%で、男性は女性よりも19.4ポイント高い。相談した場合の相談先は、「知人・友人」62.7%で、「家族・親戚」26.1%と高い。

(問) これまでに交際相手から受けた暴力について、誰かに打ち明け、相談しましたか。



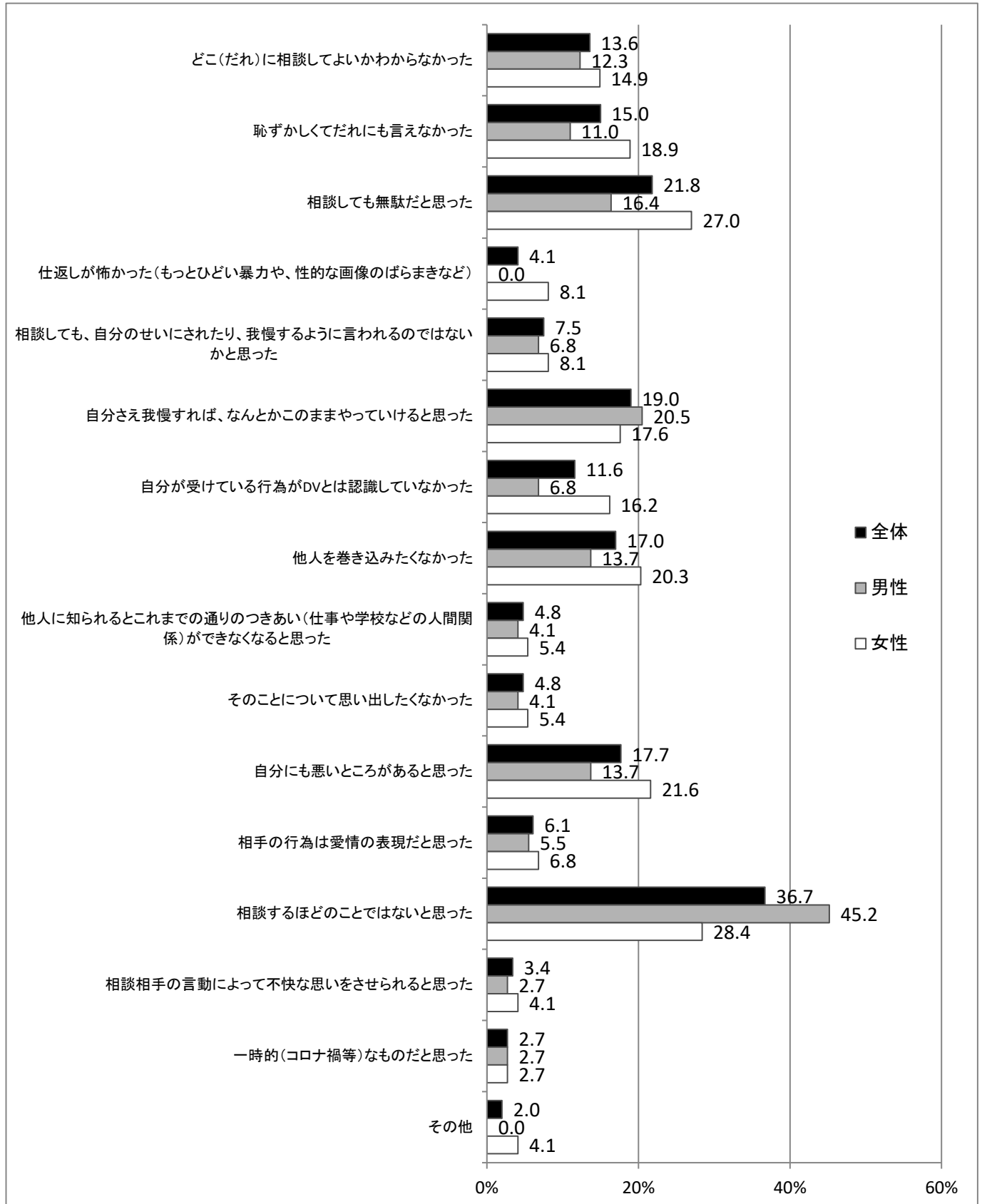
●どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（「どこ（だれ）にも相談しなかった」を除く）（いくつでも）



【相談しなかった理由】

「相談するほどのことではないと思った」が最も高く 36.7%、次いで「相談しても無駄だと思った」21.8%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」19.0%、「自分にも悪いところがあると思った」17.7%、「他人を巻き込みたくなかった」17.0%の順で高い。

(問) どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(いくつでも)



VI DVを見聞きした経験とそのときの対応

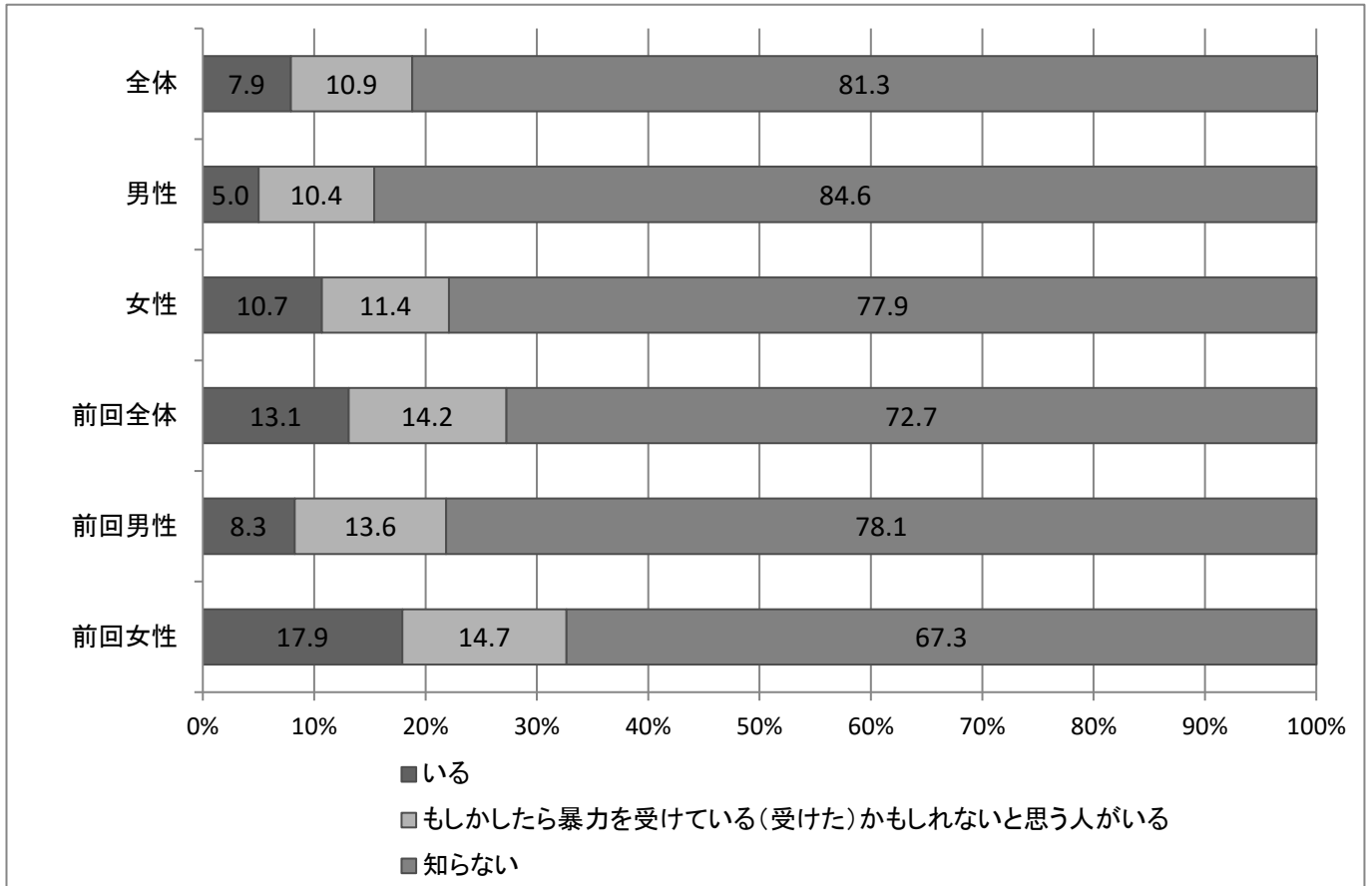
【DVの被害者がまわりにいるか、被害者との関係、暴力の種類】

DVやデートDVの被害者が周囲にいると回答したのは7.9%（男性5.0%、女性10.7%）、それにDV被害者の可能性がある人がある場合を加えると18.8%（男性15.4%、女性22.1%）となっている。

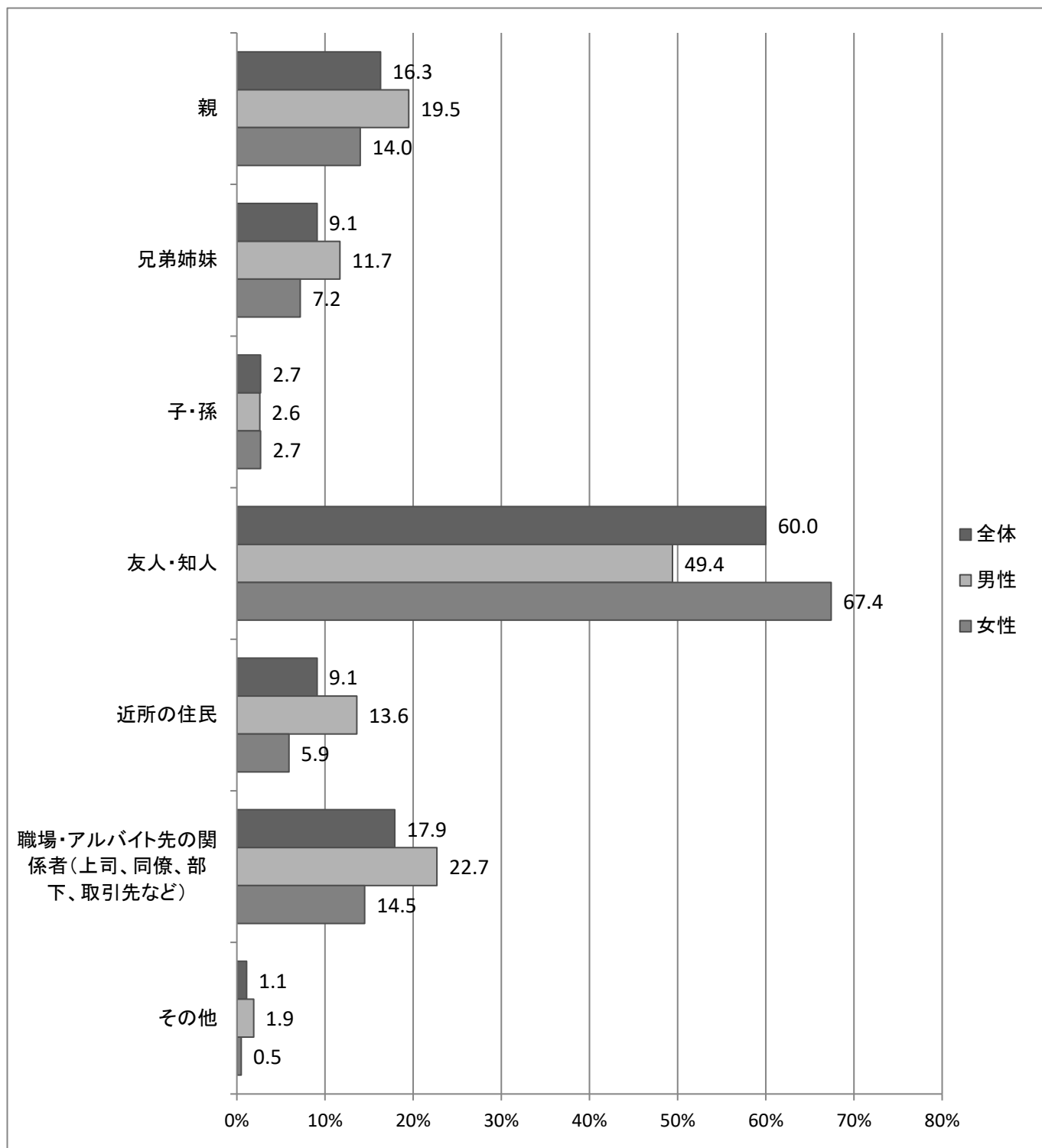
前回調査と比較すると、被害者が周囲にいると回答したのは5.2ポイント、それにDV被害者の可能性がある人がある場合を加えると8.5ポイント減少している。

被害者との関係（間柄）は、「友人・知人」60.0%で飛び抜けて多く、次いで「職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先など）」17.9%、「親」16.3%となっている。

（問）配偶者や交際相手から暴力を受けている（受けた経験のある）人があなたの周囲にいますか。



(問) 配偶者や交際相手から暴力を受けている(受けた経験のある)人は、あなたから見てどのような間柄の人ですか。(いくつでも)

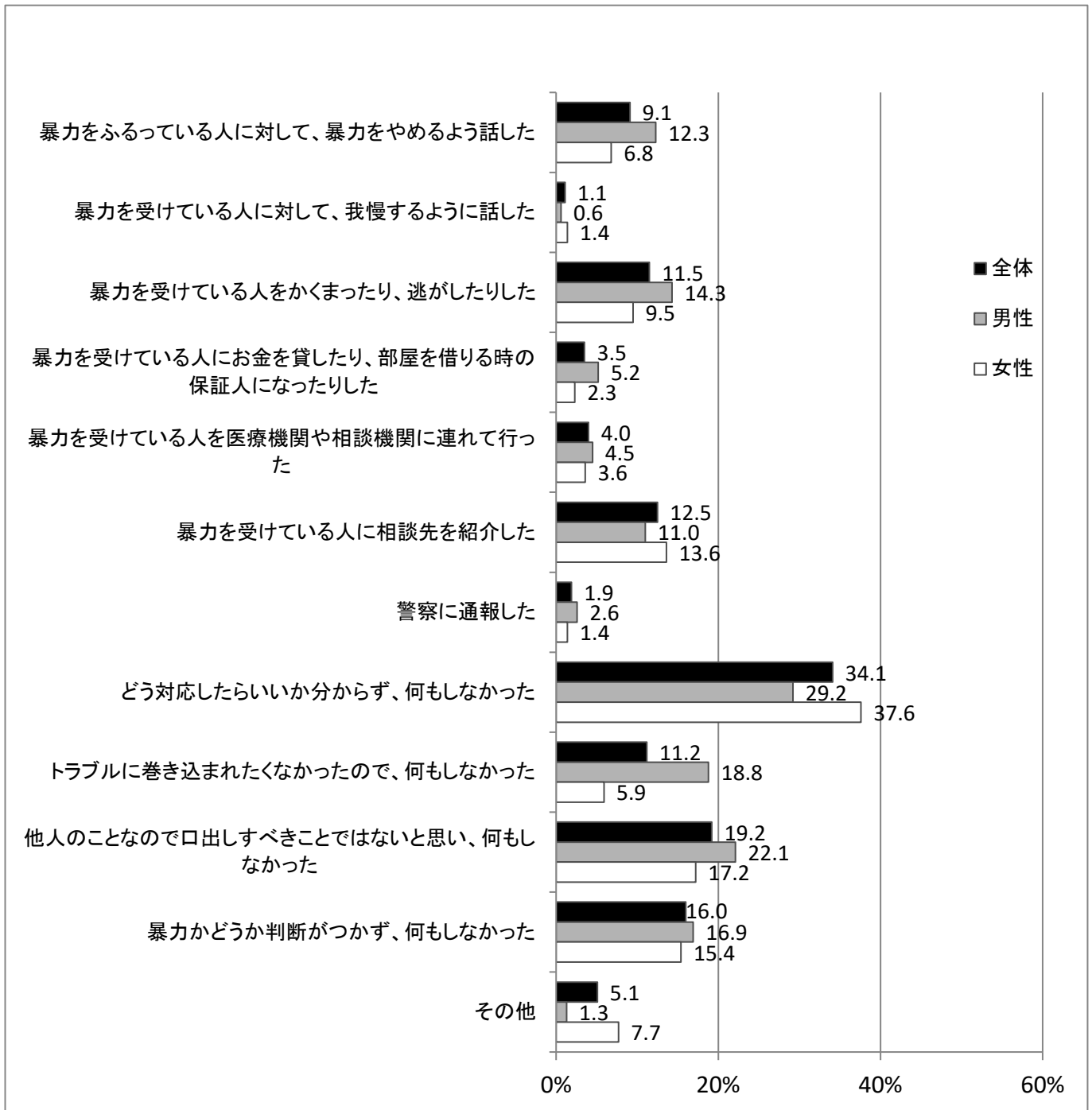


**【DVに気づいたときにどうしたか】**

DVに気づいたときの対応は、「どう対応したらいいか分からず、何もしなかった」34.1%、「他人のことなので口出しすべきことではないと思い、何もしなかった」19.2%、「暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった」16.0%の順に高い。また、いずれかの理由で何もしなかったのは61.6%となっている。

男女別に見ると、「どう対応したらいいか分からず、何もしなかった」は、女性の方が5ポイント以上高く、「トラブルに巻き込まれたくなかったので、何もしなかった」は男性の方が10ポイント以上高くなっている。

(問) 暴力を受けている(かもしれない)ことを知って、あなたはどうしましたか。(いくつでも)





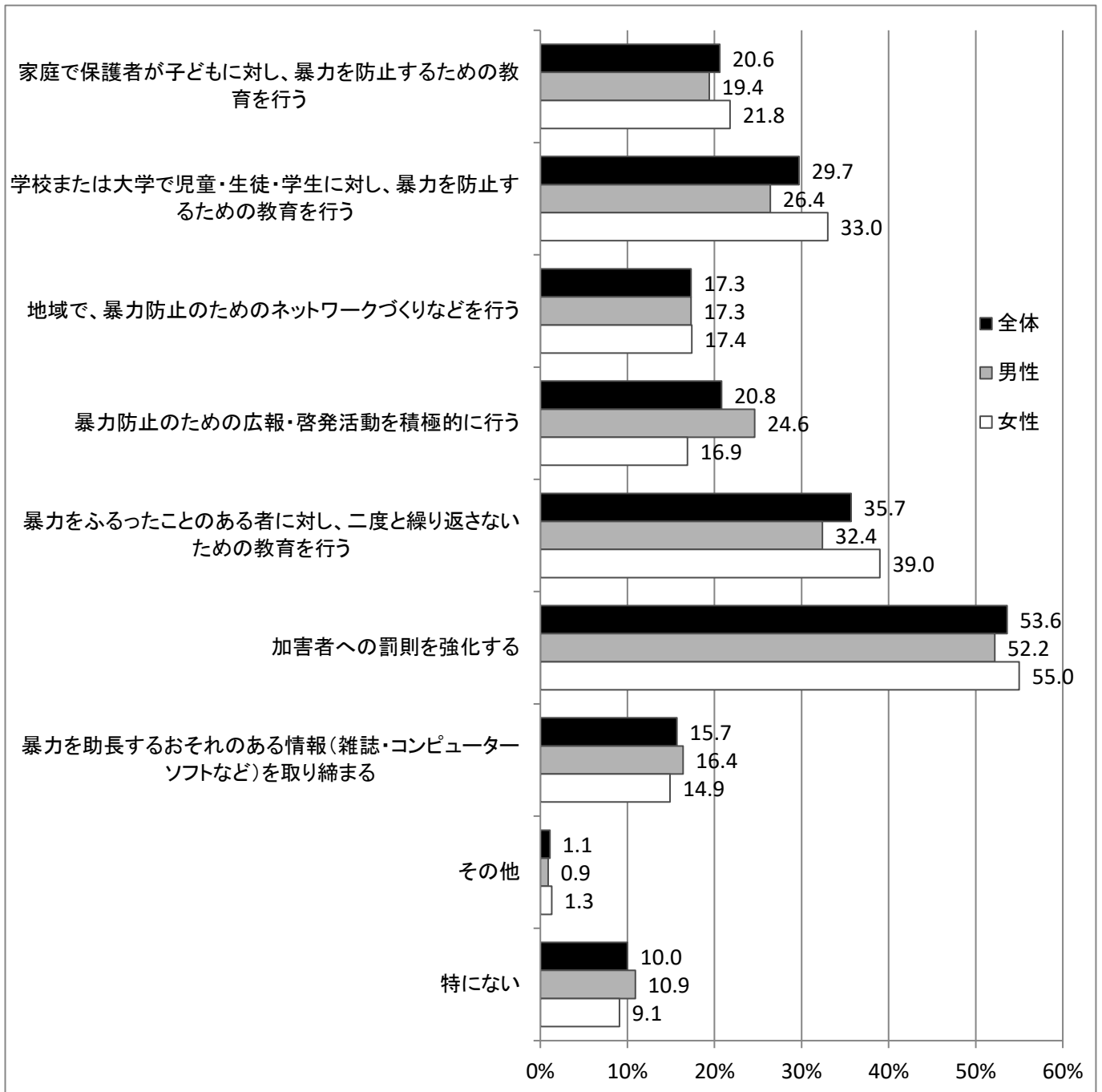
## Ⅶ DVに関する施策

### 【必要な施策】

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策は、「加害者への罰則を強化する」53.6%、「暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」35.7%、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」29.7%の順に高くなっている。

また、被害者への必要な支援施策は、「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」40.6%、「身近な相談窓口の充実」26.4%、「心理カウンセリング」23.8%、「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」23.3%、「生活保護や児童扶養手当支給に係る手続の迅速化」16.7%の順に高くなっている。

(問) 配偶者や交際相手への暴力を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

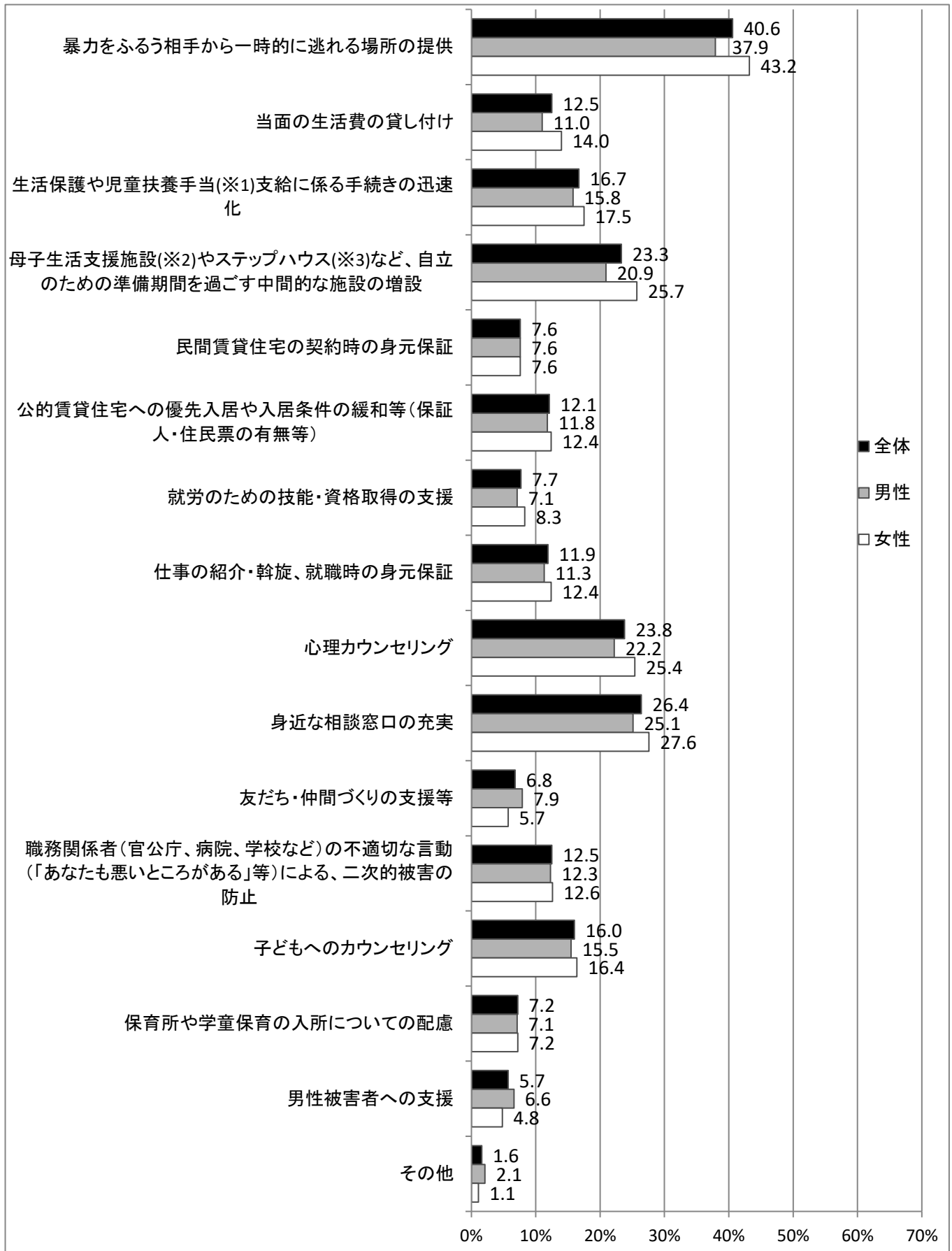


(問) 被害者への支援施策としてどのようなことが必要だと思いますか

※1 母子家庭等に支給される手当

※2 様々な事情で生活が困難な母子世帯等を保護するとともに自立促進のための支援を行う施設

※3 配偶者等からの暴力の被害者が、緊急一時保護のあと、就労など自立の準備をしながら生活する施設

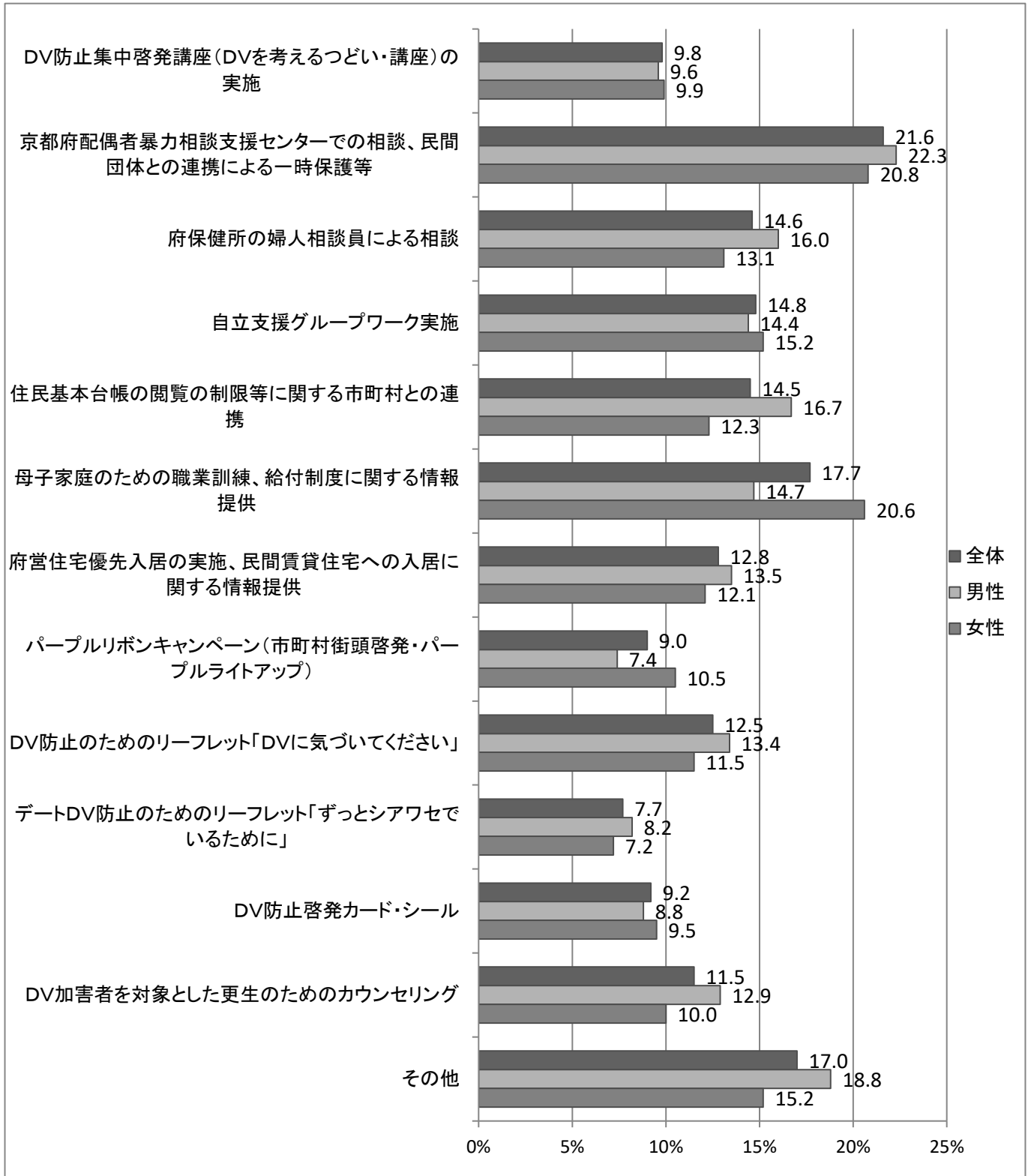


**【京都府の施策の認知度】**

京都府が行っている配偶者等からの暴力に関する施策の認知度は、「京都府配偶者暴力相談支援センターでの相談、民間団体との連携による一時保護等」21.6%、「母子家庭のための職業訓練、給付制度に関する情報提供」17.7%、「自立支援グループワーク実施」14.8%、「府保健所の婦人相談員による相談」14.6%の順で高くなっている。

(問) 京都府が行っている配偶者等からの暴力に関する次の施策として知っているものをお選びください。

(いくつでも)

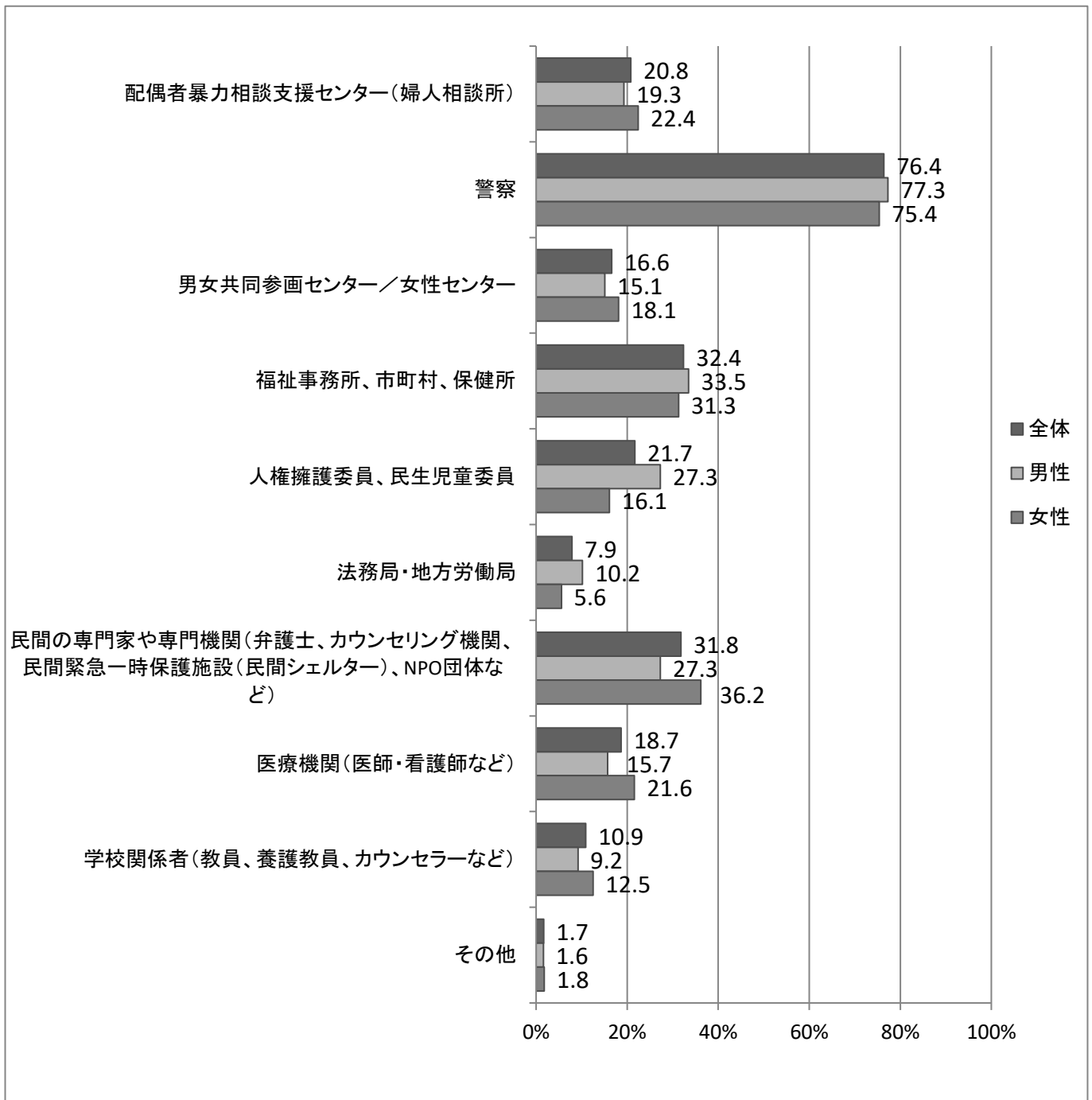


### 【相談窓口の認知度】

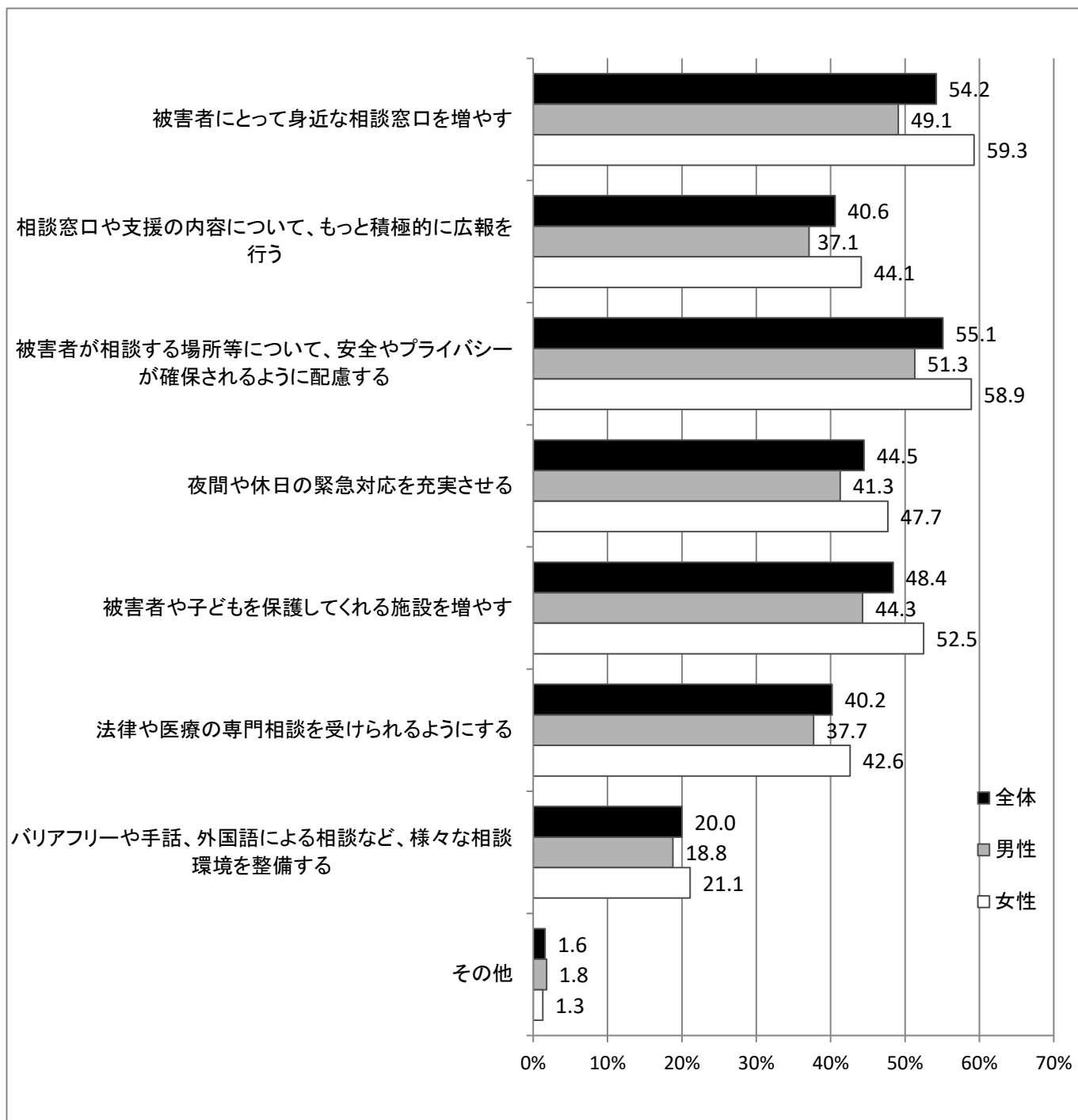
相談窓口の認知度は、「警察」76.4%、「福祉事務所、市町村、保健所」32.4%、「民間の専門家や専門機関」31.8%の順で高くなっている。

行政機関の相談窓口に必要な機能は、「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」55.1%、「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」54.2%、「被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす」48.4%の順で高くなっている。また、男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」「相談窓口や支援の内容について、もっと積極的に広報を行う」「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」「夜間や休日の緊急対応を充実させる」「被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす」となっている。

(問) 配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口として知っているものをお選びください。(いくつでも)



(問) 行政機関の相談窓口にどのような機能を求めますか。(いくつでも)

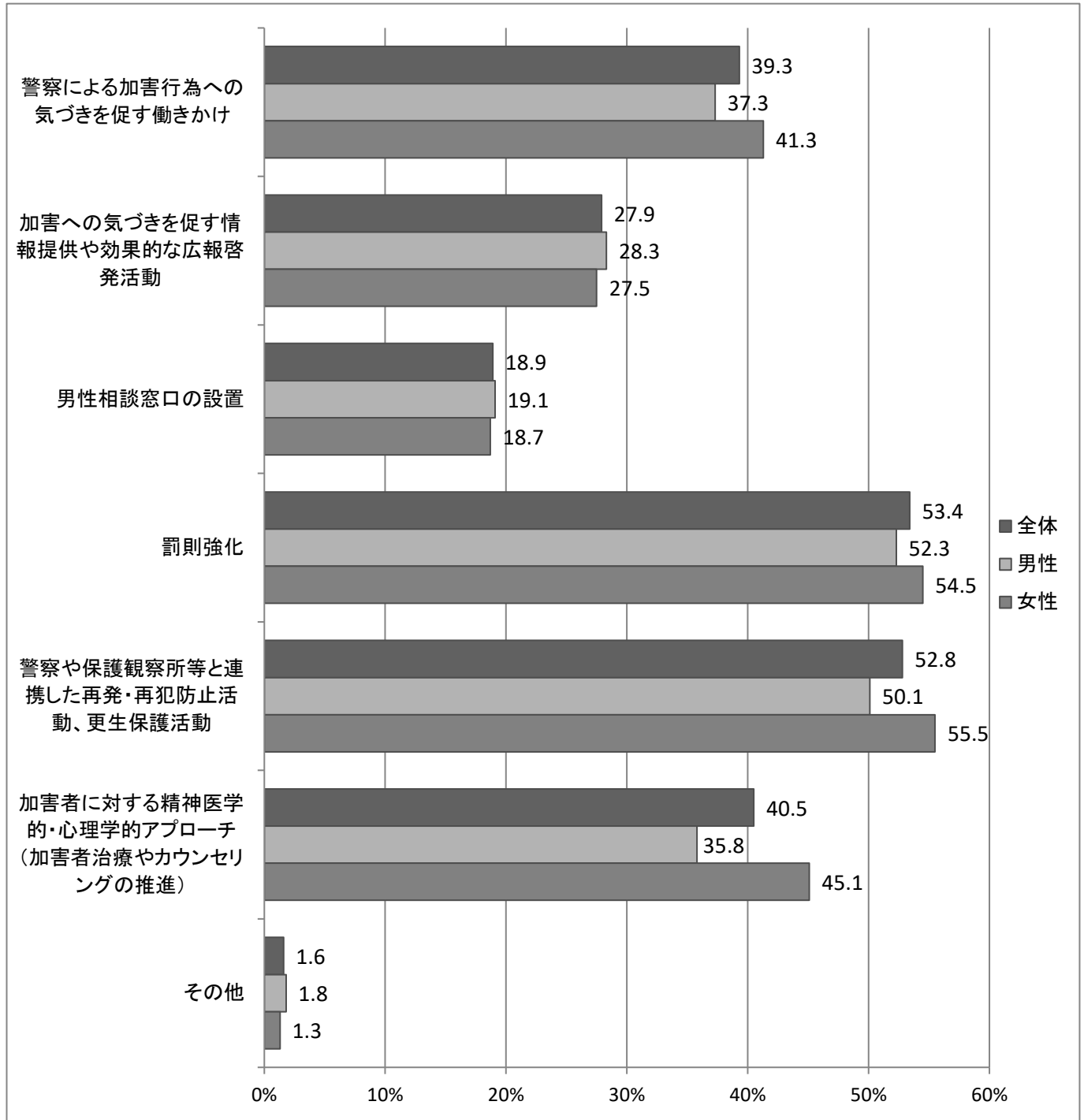


### 【加害者への対応】

加害者対応に必要なことは、「罰則強化」53.4%、「警察や保護観察所等と連携した再発・再犯防止活動、更生保護活動」52.8%、「加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ」40.5%の順で高くなっている。

また、男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは「警察や保護観察所等と連携した再発・再犯防止活動、更生保護活動」「加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ」となっている。

(問) 加害者への対応について何を求めますか。(いくつでも)



## VIII ストーカー行為や被害経験

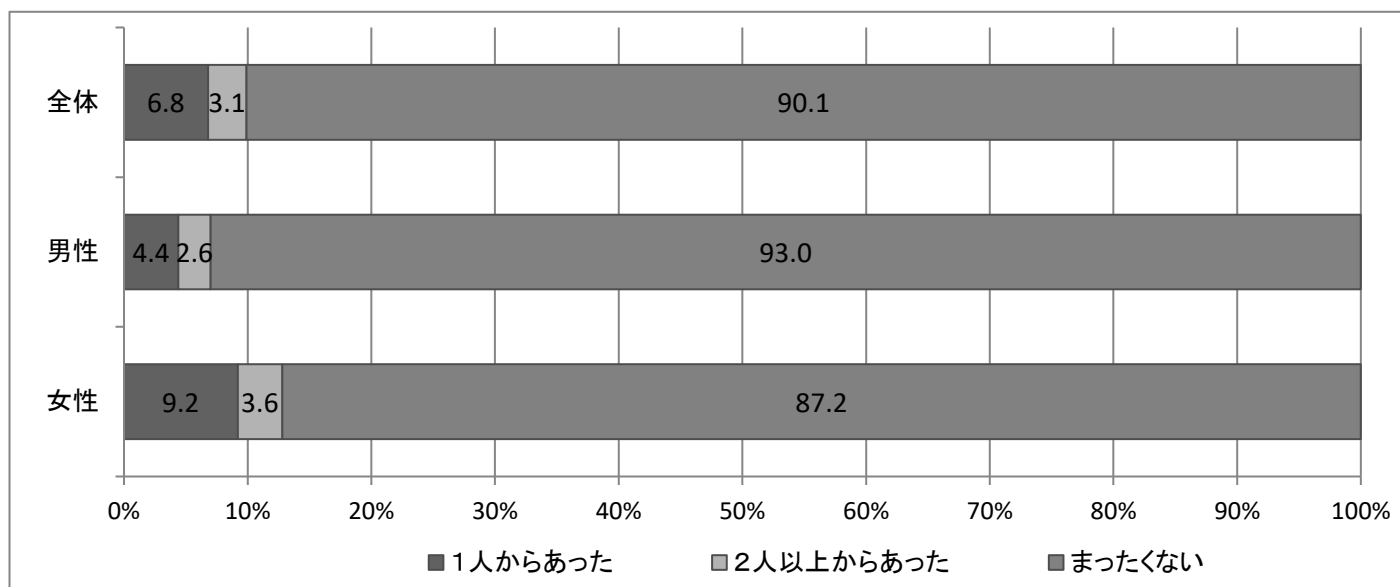
### 【被害経験の有無】

ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・電子メールの送信やSNS・ブログ等への書き込みなど（以下、ストーカー行為とする。）の被害について、「1人からあった」6.8%、「2人以上からあった」3.1%と1人以上の被害経験がある人は約1割で、男女別では、被害経験がある男性は7.0%で、女性は12.8%と女性の方が高くなっている。

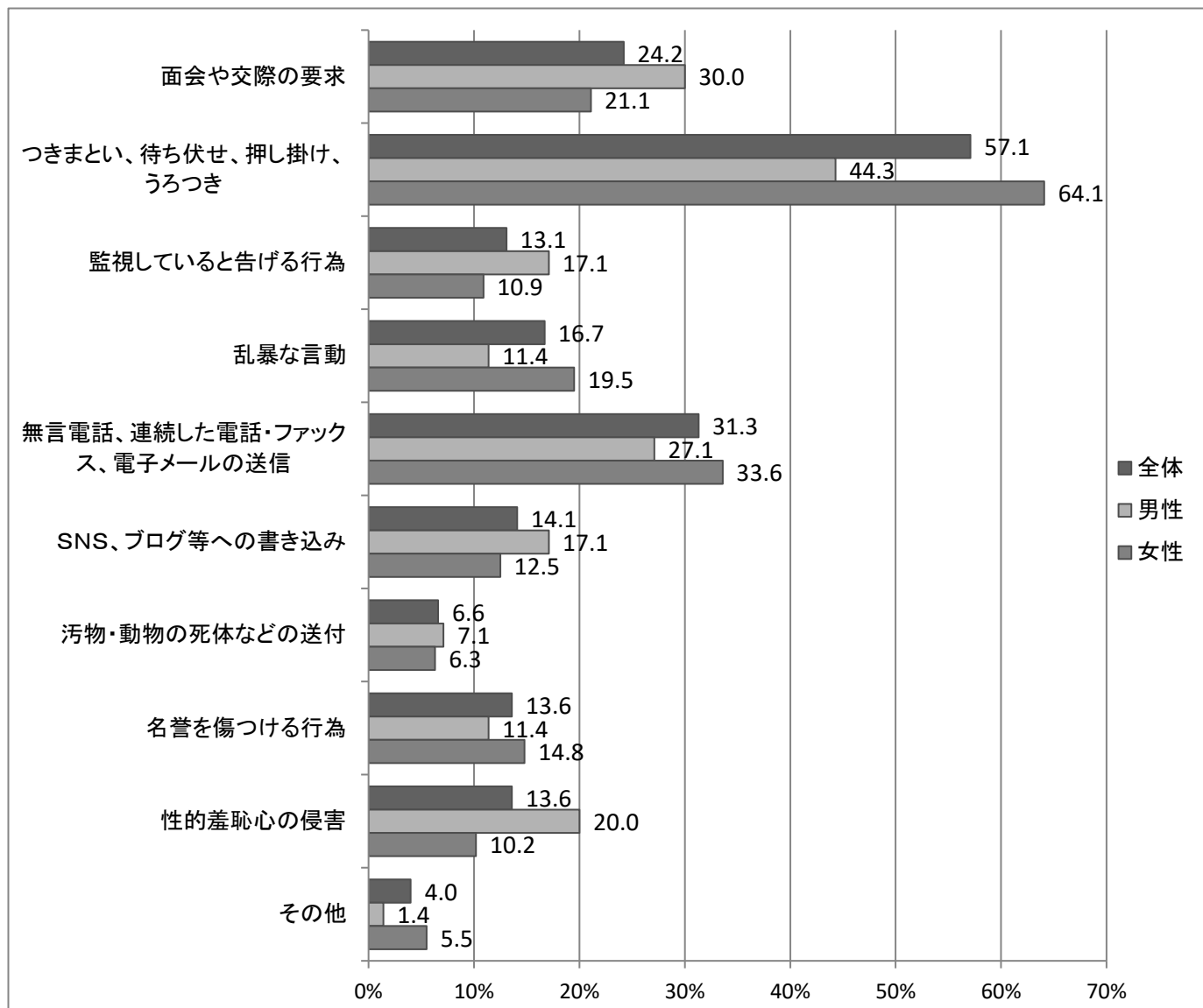
また、ストーカー行為の内容では、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」57.1%、「無言電話、連続した電話・ファックス、電子メールの送信」31.3%、「面会や交際の要求」24.2%の順で高くなっている。

男女別では、女性の方が10ポイント以上高いのは「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」となっており、男性の方が5ポイント以上高いのは「面会や交際の要求」「監視していると告げる行為」「性的羞恥心の侵害」となっている。

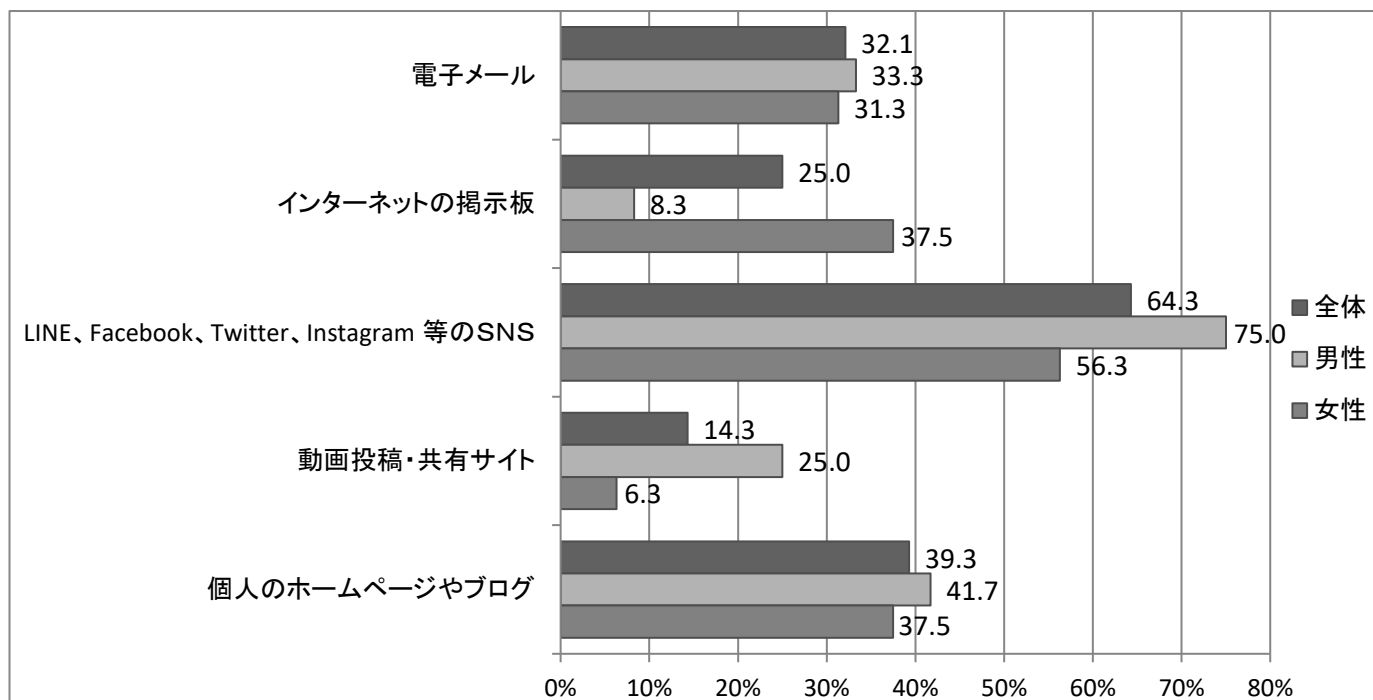
（問）あなたはこれまでにストーカー行為の被害にあったことがありますか。



(問) どのようなストーカー行為をされましたか。



● SNS、ブログ等への書き込みツール (いくつでも)



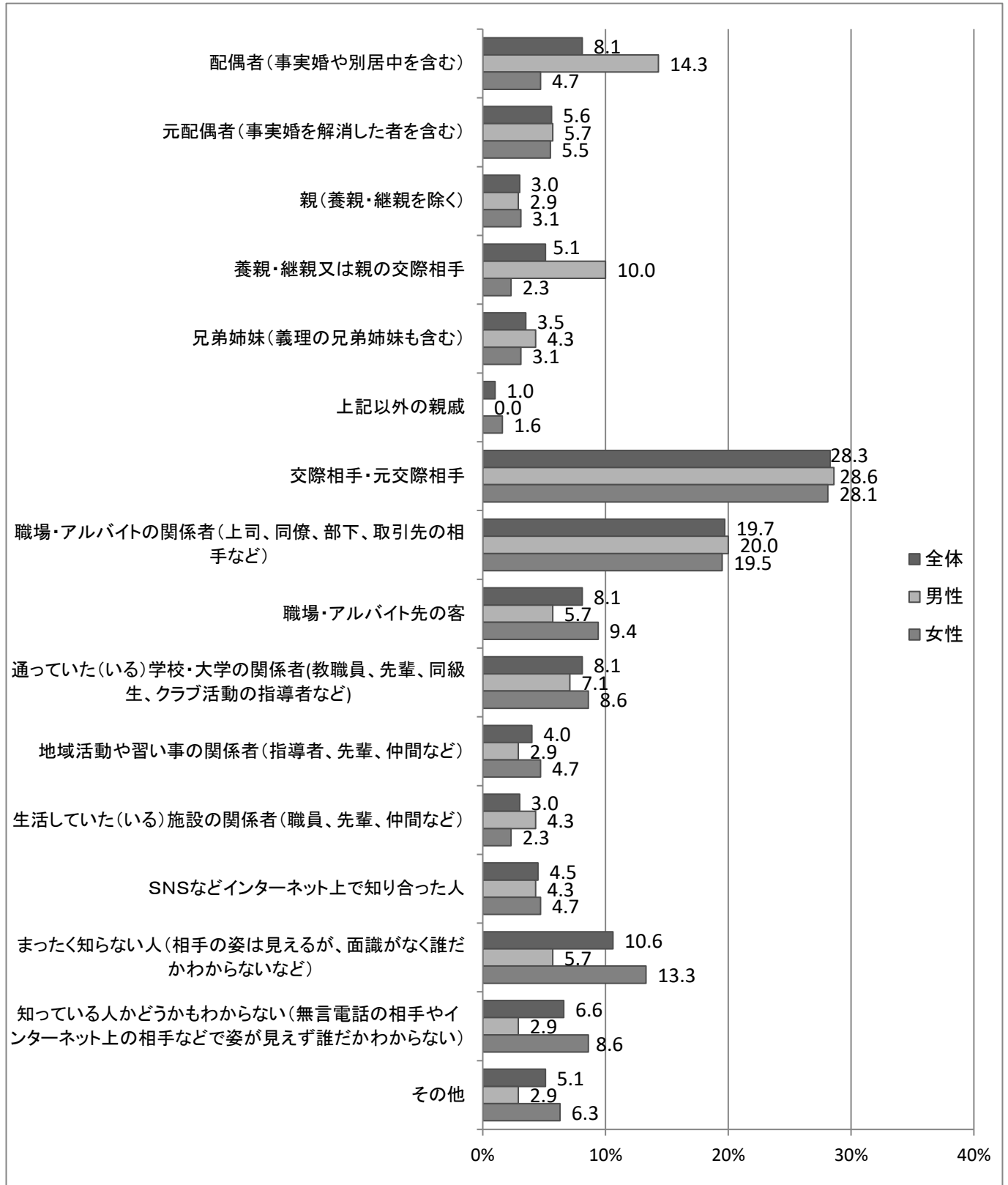


【加害者との関係性】

加害者との関係性については、「交際相手・元交際相手」28.3%、「職場・アルバイトの関係者」19.7%、「まったく知らない人」10.6%の順で高くなっている。

また、男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは「まったく知らない人」「知っている人かどうかもわからない」で、男性の方が5ポイント以上高いのは「配偶者」「養親・継親又は親の交際相手」となっている。

(問) 加害者はあなたとどのような関係でしたか。

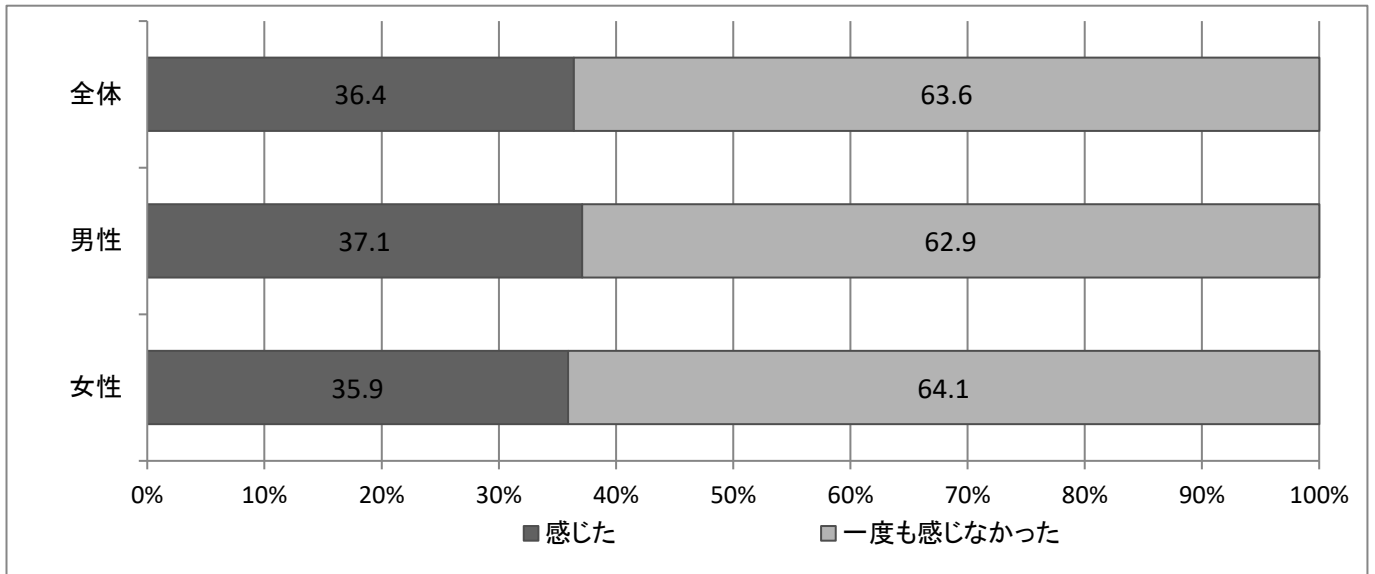


### 【被害による生活の変化】

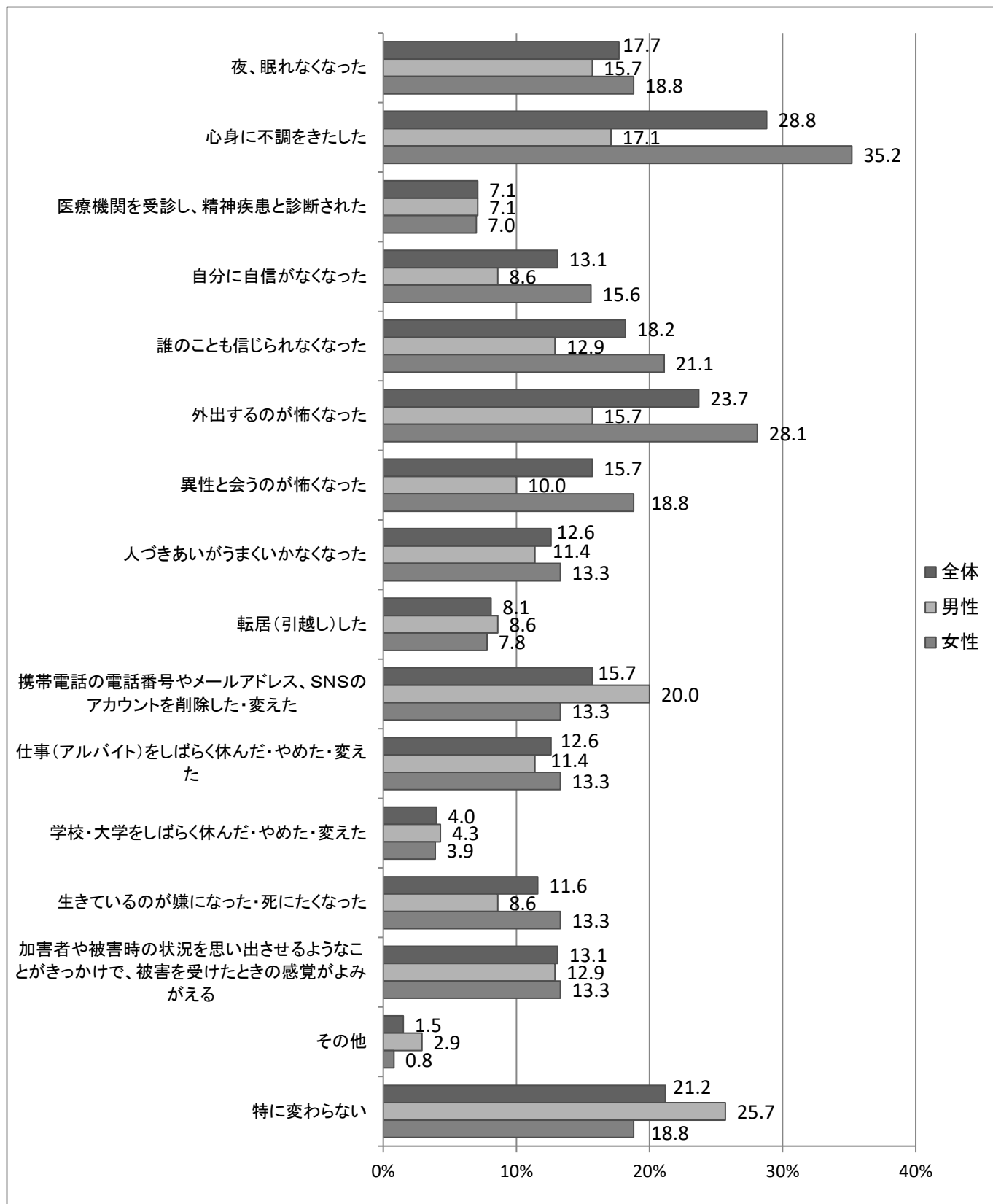
ストーカー行為により「命の危険を感じた」が36.4%（男性37.1%、女性35.9%）となっており、ストーカー被害による生活の変化は「心身に不調をきたした」28.8%、「外出するのが怖くなった」23.7%、「誰のことも信じられなくなった」18.2%となっている。

男女別では女性の方が5ポイント以上高いのは「心身に不調をきたした」「自分に自信がなくなった」「誰のことも信じられなくなった」「外出するのが怖くなった」「異性と会うのが怖くなった」で、男性の方が5ポイント以上高いのは「携帯電話の電話番号やメールアドレス、SNSのアカウントを削除した・変えた」「特に変わらない」となっている。

（問）これまでにストーカーからの行為によって命の危険を感じたことがありますか。



(問) ストーカー被害によって生活が変わりましたか。



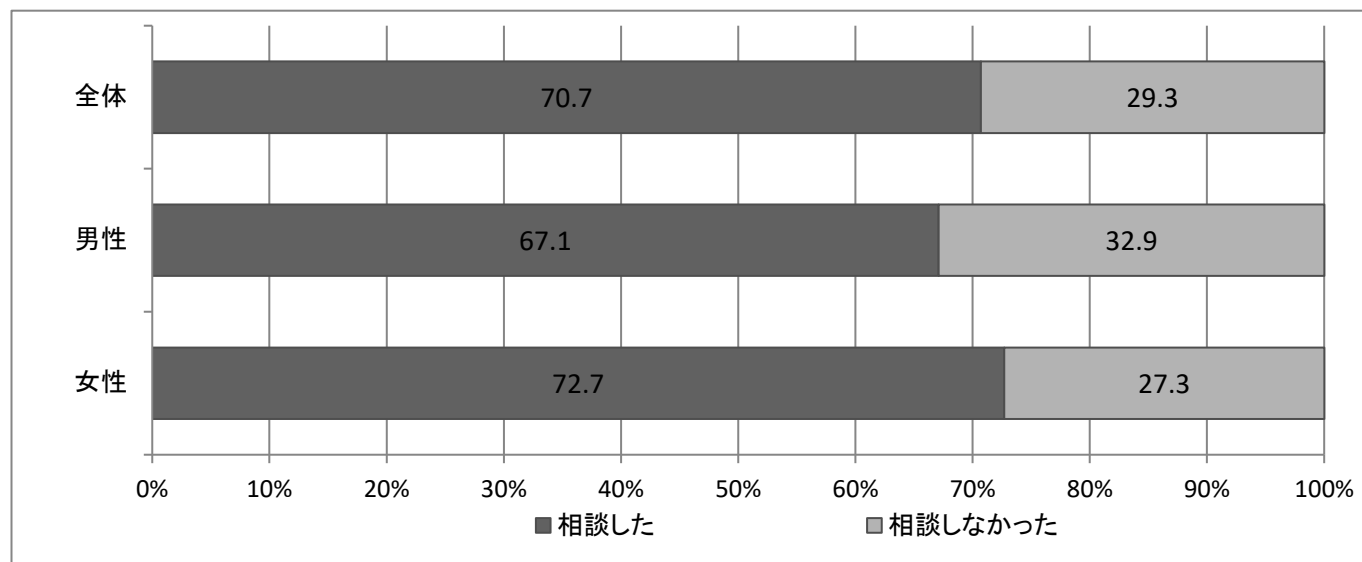
### 【被害を受けたときに相談したか、相談先】

被害を受けたときの相談については、「相談しなかった」が29.3%で、男女別では、男性は女性よりも5.6ポイント高くなっている。

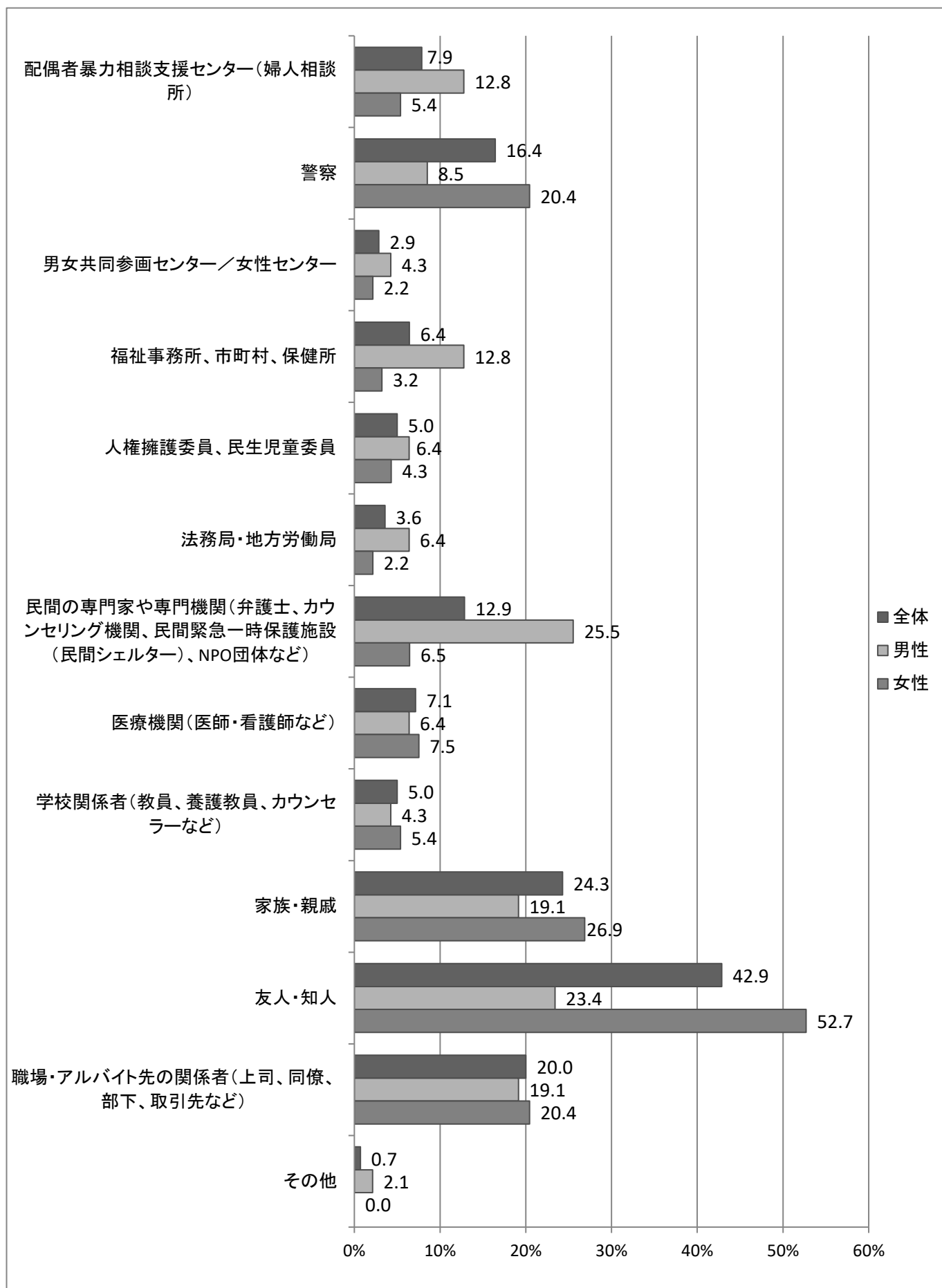
相談した場合の相談先は、「知人・友人」42.9%、「家族・親戚」24.32%が特に高く、次いで「職場・アルバイト先の関係者」が20.0%、「警察」が16.4%となっている。

男女別では、女性の方が5ポイント以上高いのは「警察」「家族・親戚」「友人・知人」で、男性の方が5ポイント以上高いのは「配偶者暴力相談支援センター」「福祉事務所、市町村、保健所」「民間の専門家や専門機関」となっている。

(問) これまでにストーカーから受けた被害について、誰かに打ち明け、相談しましたか。



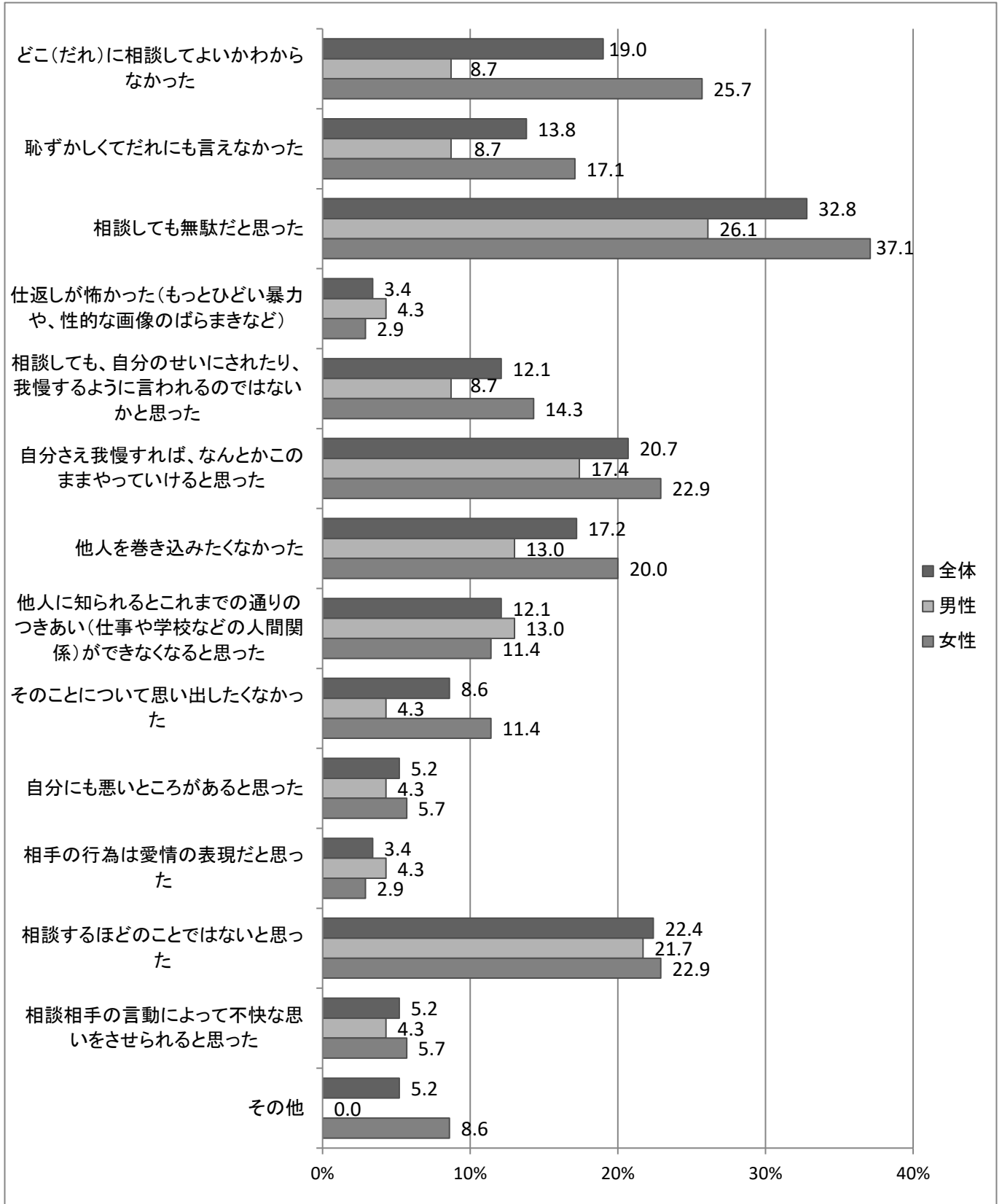
●どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（いくつでも）



**【相談しなかった理由】**

「相談しても無駄だと思った」が最も高く 32.8%、次いで「相談するほどのことではないと思った」22.4%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていると」20.7%、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかった」19.0%の順で高い。

（問）どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（いくつでも）

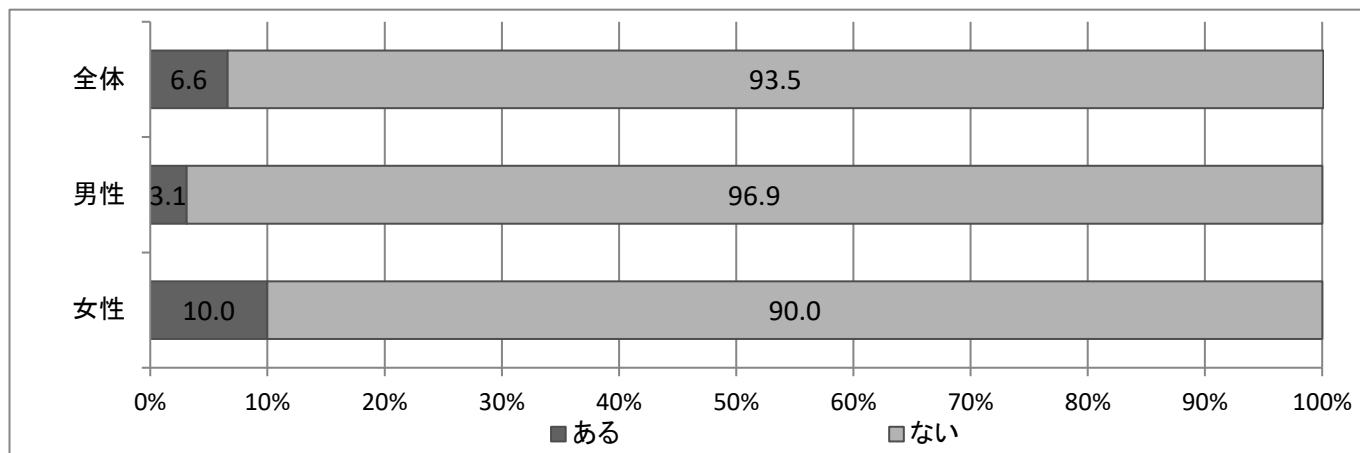


## IX リベンジポルノに関する被害経験

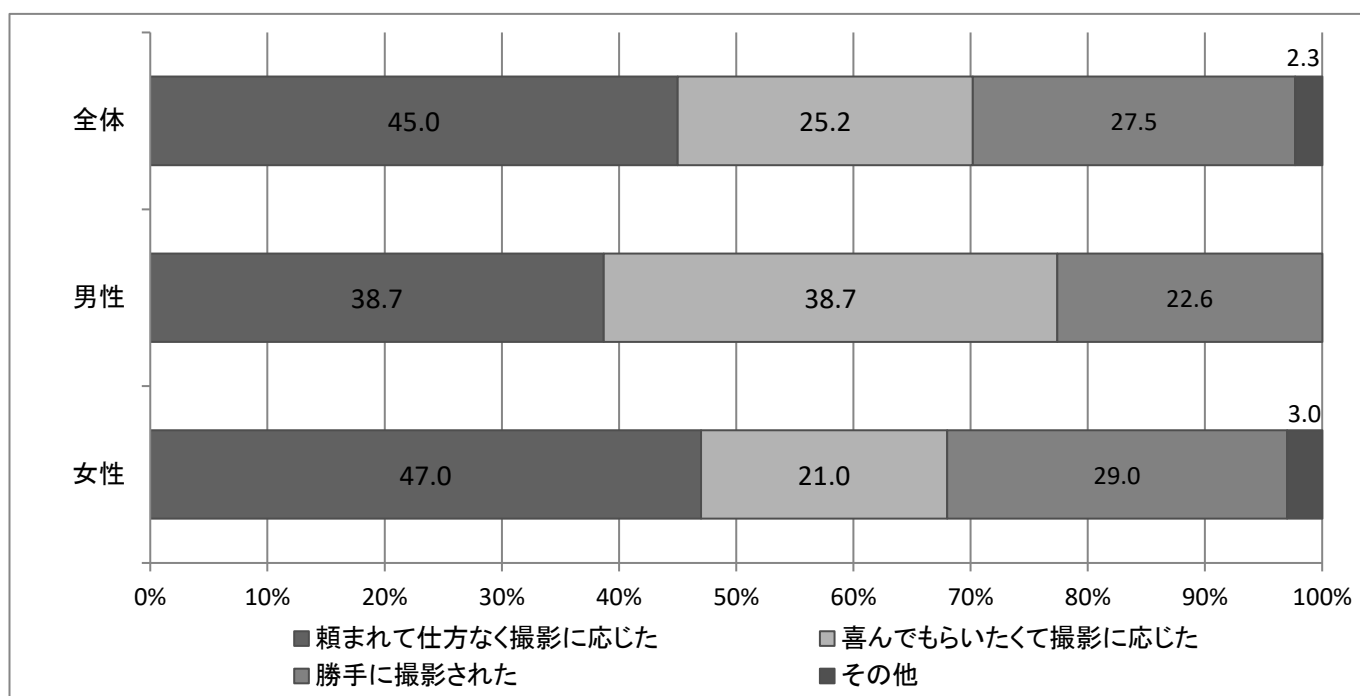
### 【性的な画像等を撮影・所持された経験の有無】

性的な画像等を撮影・所持されたことがある人（6.6%）のうち、画像撮影された理由について「頼まれて仕方なく撮影に応じた」が45.0%（男性38.7%、女性47.0%）、「喜んでもらいたくて撮影に応じた」が25.2%（男性38.7%、女性21.0%）、「勝手に撮影された」が27.5%（男性22.6%、女性29.0%）となっている。

（問）配偶者や交際相手等に裸や下着姿の画像を撮影・所持された経験がありますか。



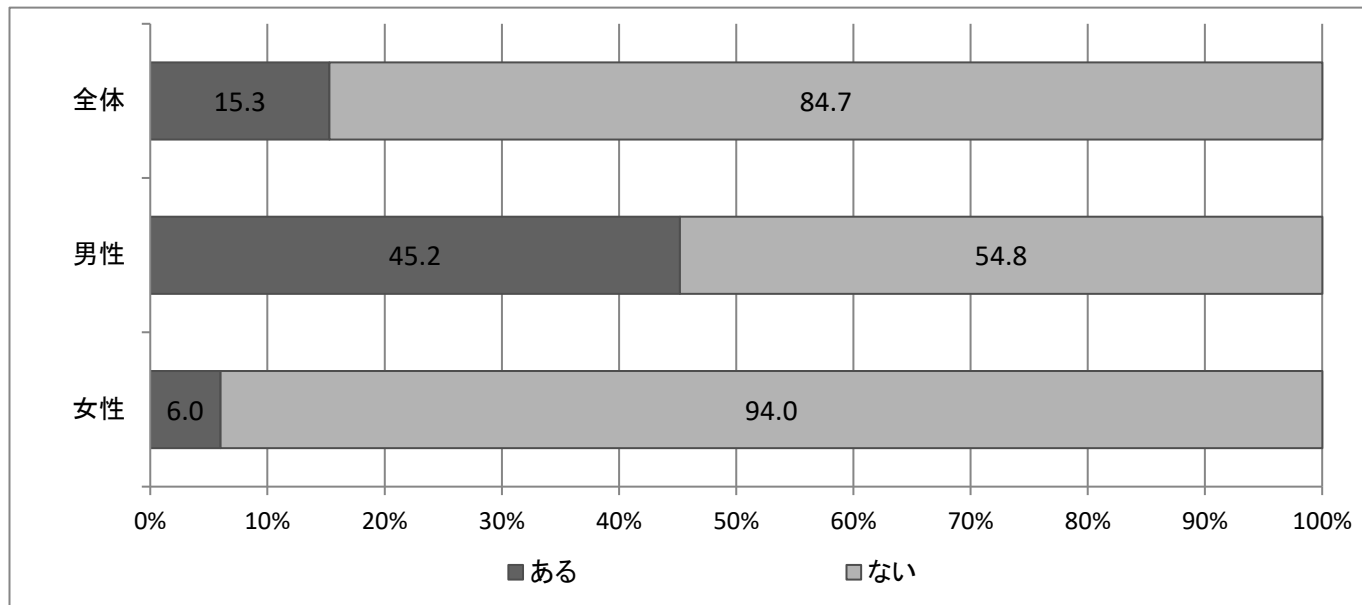
（問）画像撮影された理由は何ですか。



**【性的な画像等を公開された経験の有無】**

性的な画像等を公開されたことがある人は15.3%となっており、男女別では男性が45.2%、女性が6.0%となっている。

(問) 配偶者や交際相手等に撮影された画像をインターネットで公開された経験がありますか。



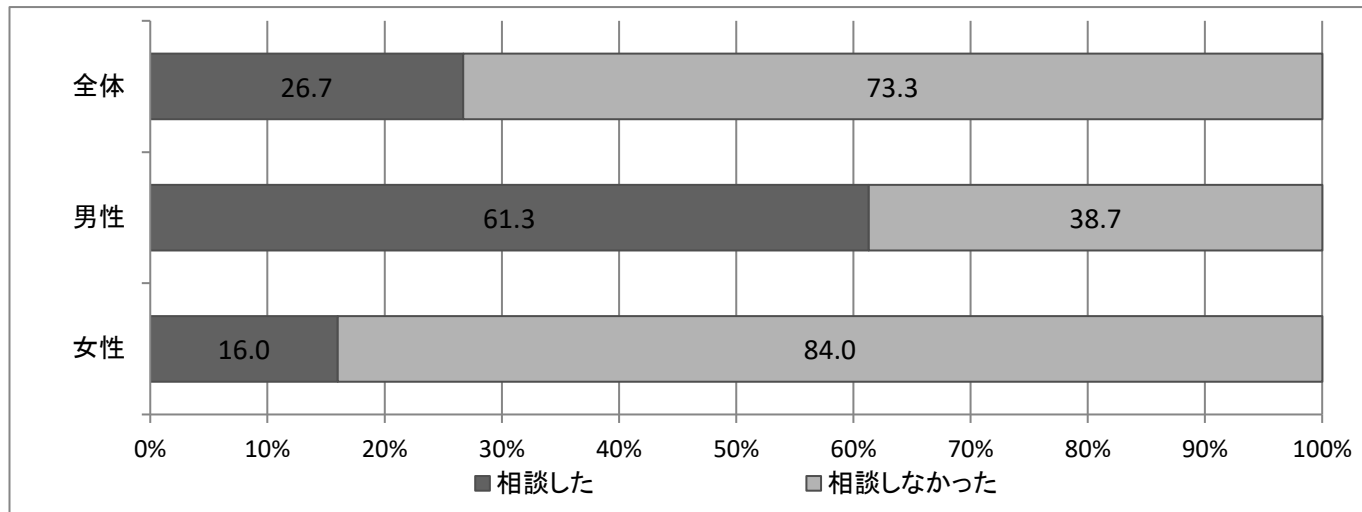
**【被害を受けたときに相談したか、相談先】**

被害を受けたときの相談については、「相談した」割合は全体では26.7%、男女別では女性が16.0%である一方、男性が61.3%と女性よりも45.3ポイント高く大きな差がある。

相談した場合の相談先は、「民間の専門家や専門機関」25.7%、「友人・知人」20.0%、「配偶者暴力相談支援センター」「男女共同参画センター/女性センター」「学校関係者」17.1%となっている。

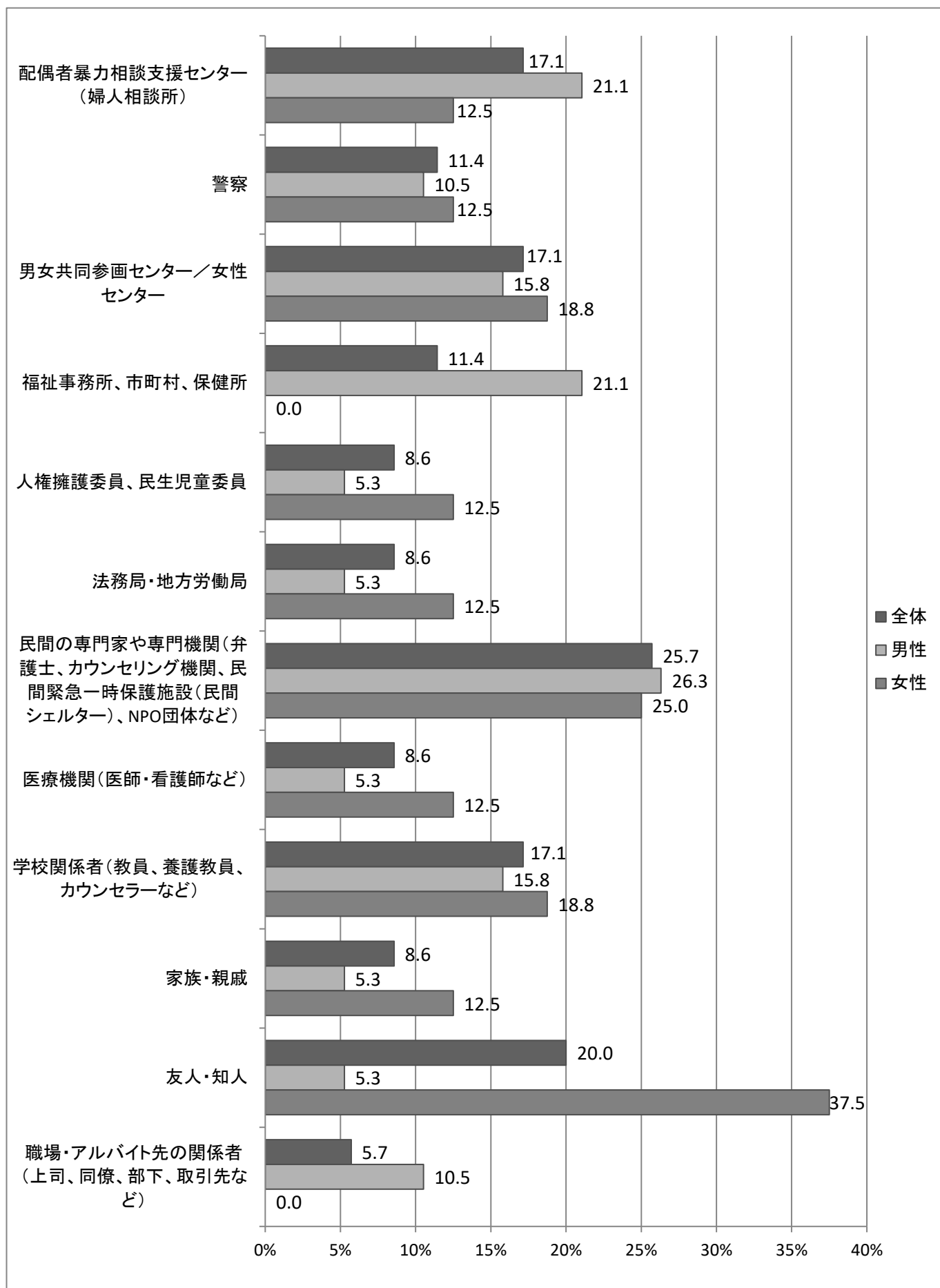
男女別では女性の方が5ポイント以上高いのは「人権擁護委員、民生児童委員」「法務局・地方労働局」「医療機関」「家族・親戚」「友人・知人」で、男性の方が5ポイント以上高いのは「配偶者暴力相談支援センター」「福祉事務所、市町村、保健所」「職場・アルバイト先の関係者」となっている。

(問) 配偶者や交際相手等に裸や下着姿の画像を撮影・所持されたことについて誰かに打ち明け、相談しましたか。





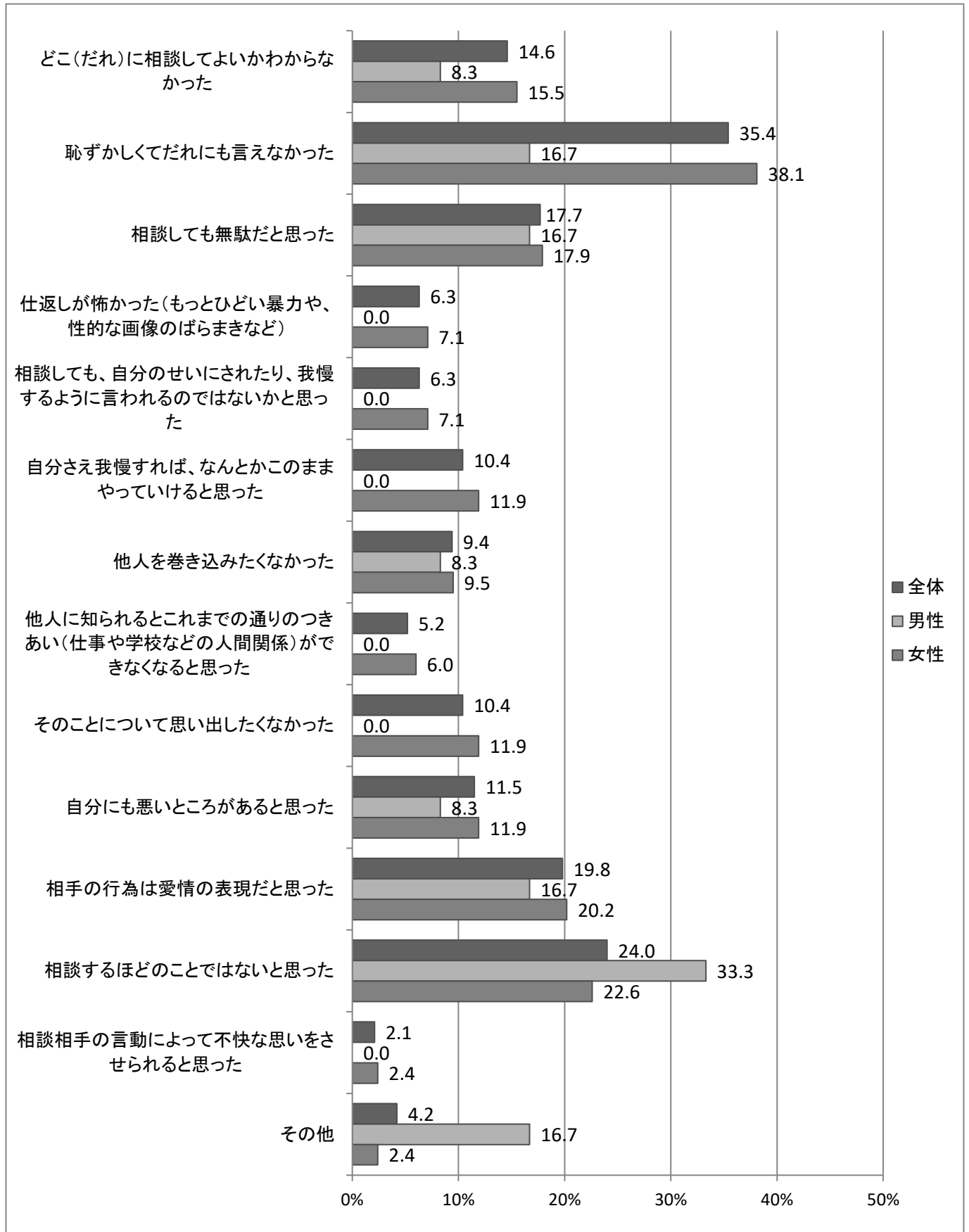
●どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（いくつでも）



【相談しなかった理由】

「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も高く 35.4%、次いで「相談するほどのことではないと思った」24.0%、「相手の行為は愛情の表現だと思った」19.8%、「相談しても無駄だと思った」17.7%の順で高い。

(問) どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(いくつでも)



## 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

## (第4次)」改定に係る意見聴取会議開催スケジュール (案)

日 程	意見聴取会議	会議内容
7月24日	第1回会議	現行計画の進捗、課題への意見聴取
8月28日	第2回会議	計画に盛り込むべき内容の意見聴取 DV相談員からの実態把握
9月	計画概要を9月議会へ報告	
11月上旬	第3回会議	計画中間案の意見聴取
12月中	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取	
	中間案を12月議会へ報告	
12月中旬～ R6年1月下旬	パブリックコメント実施	
1月下旬～2月 月上旬	第4回会議	計画最終案の意見聴取
2月	最終案を2月議会報告	
3月	計画改定・公表	

## 計画改定に係る論点整理

### I DV法改正に伴う変更点

項目	内容	論点
保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接近禁止命令の申立てをすることができる対象者の追加</li> <li>・接近禁止命令等の期間の延長</li> <li>・電話等禁止命令の対象行為の追加</li> <li>・被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件創設</li> <li>・退去等命令の期間に関する特例を新設</li> <li>・保護命令違反の厳罰化</li> </ul>	○身体的暴力だけでなく精神的暴力等もDVであるということを被害者本人への気づきを与えるための啓発が必要ではないか。
基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、以下の内容を必要的記載事項とする</li> <li>・被害者の自立支援のための施策(被害者の保護に「被害者の自立を支援することを含む」と規定することで対応)</li> <li>・国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力</li> </ul>	○被害者の自立支援のためには、横断的な生活再建のための住宅確保や就労支援が必要ではないか。
協議会の法定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化</li> <li>・都道府県に協議会を組織する努力義務(市町村は「できる規定」)</li> <li>・情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設</li> </ul>	○国・都道府県・市町村・民間団体が全般的な情報交換をするだけでなく、個別ケースにおいても連携して支援するとともに緊急時に対応できるよう枠組みの構築(個人情報取扱も含む)が必要。

### II アンケート調査結果若しくは背景に伴う論点

※【調査】[府民対象]配偶者等からの暴力に関する調査(令和5年2月京都府実施)、なお、「増加・減少・横ばい」としているのは、平成30年計画改定時に実施した同様の調査結果との比較。  
 【市町村対象】令和5年5月京都府実施。

項目	内容	論点
<b>1 環境づくり(気づきや理解促進、意識啓発等)</b>		
被害・加害の気づき・自覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】被害を受けて別れなかった理由で最も多いのは、「別れるほどのことではないと思った」(配偶者、交際相手とも)</li> </ul>	○被害者本人への気づきを与えるための啓発には、SNSの活用など発信方法に工夫が必要ではないか
周囲の気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】DV被害者(可能性含む)が周囲にいるとするのは約2割に減少</li> <li>・【調査】気づいたが何もなかったとするのはわずかに増加し約6割</li> </ul>	○コロナ禍で人的交流の制限があり、周囲に分かりにくい状況になったため、二次被害を生まないよう配慮しながら、気づいた際は何か行動してもらえよう、気づいても何もなかった人を減らし、DVの深刻化を防ぐ啓発が必要ではないか。
デートDV対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】交際相手からのDV被害経験は、男女ともに約2割</li> <li>・【調査】被害を受けて、別れようと思っても、3割程度が別れなかった。</li> <li>・【調査】被害を受けて別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」(5割超)、「自分が悪いのだと思っていた」(1割超)の順に多く、被害・加害に対する認識が希薄な状況が窺われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発について、DVのみならず、関連事象(児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ等)と一体的に啓発するための新たなプラットフォームが必要ではないか。</li> <li>○相談員に対してもDV関連事象に関する研修の機会が必要ではないか。</li> </ul>
ストーカー、リベンジポルノ対策と連携した対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【背景】ストーカー規制法改正(令和3年5月26日公布)以下の行為が規制されるようになった</li> <li>・住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為</li> <li>・電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにも関わらず連続して文書を送る行為</li> <li>・GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等</li> <li>・【調査】ストーカーの被害経験は、男性が7.0%、女性が12.8%</li> <li>・【調査】加害者との関係性では、配偶者・交際相手(元含む)が約4割</li> <li>・【調査】被害により命の危険を感じたことがあるのは約4割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デートDVの啓発は、情報化の進展等社会情勢を踏まえると、小中学生など低年齢時からの啓発が必要ではないか。(市町村からも中学生への対策の必要性について意見有り)</li> <li>○その場合、対人コミュニケーション力などテーマ設定やSNSの活用など発信方法に工夫が必要ではないか。</li> <li>【対策の課題】授業の活用の場合、学校教育での位置付け等、教育委員会との調整必要。</li> </ul>
加害者への取組(暴力の抑止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】暴力防止のための求める施策として「加害者への罰則強化」「加害者向け教育」の割合が高く、「加害者向け教育」の割合が増加する一方、令和2年度から京都府が実施している「加害者プログラム」の認知度は約1割。(R4実績:カウンセリング受講者200名、グループワーク参加者延べ120名)</li> </ul>	○被害者との関係修復に前向きな加害者には、加害者カウンセリングを受講してもらえるよう、被害者の相談窓口だけでなく加害者への取組の周知が必要。

## 計画改定に係る論点整理

項目	内容	論 点
<b>2 支援対象に即した相談・保護、自立支援</b>		
男性被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】男性の被害経験(配偶者:25.7%、交際相手:19.1%)は、女性(配偶者:34.1%、交際相手:24.4%)と比べて著しく乖離しているわけではない。</li> <li>・【調査】被害について誰にも相談しなかった割合は、男性の方が女性よりも高い。(配偶者77.5%、交際相手62.4%)</li> <li>・【調査】配偶者から暴力を受けても、別れようと思わない割合は、男性が女性の2倍以上。</li> </ul>	<p>○男性被害者への対応として、男性相談員による男性相談窓口の設置及びその周知啓発が必要ではないか。</p>
若年層支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】DVの認知度は、身体的暴力は上昇し、心理的攻撃、性的強要は横ばい、経済的圧迫は低下。</li> <li>・【調査】被害経験は減少【36.8%→29.5%】するとともに、身体的暴力の割合が減少した。【94.4%→72.4%】 →モラルハラスメント等心理的攻撃によるDVが起こっているが、DVと認識していない層も一定数いるのでは。</li> </ul>	<p>○明確にDVだと認識していない層や若年層が気軽に相談できるよう国が実施しているSNS相談のフォローアップ体制の構築も必要ではないか。</p>
DVが子どもに与える影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV家庭で育った子どもへの影響は大きく、心理的対策が必要。また、愛着障害、複雑性PTSDを発症することがあり、精神科医含め他職種連携が必要。</li> <li>・児童相談所との連携が必要。</li> <li>・【調査】面前DVが虐待と認識しているのは微増しているものの半数以下。(5割弱)</li> <li>・【調査】暴力を受けた回答者の子どもに暴力・虐待があった割合は微減(約1割)。</li> <li>・【調査】子どもが親の暴力行為を知っている割合が増加(5割)。</li> </ul>	<p>○面前DVに対する更なる啓発が必要ではないか。</p> <p>○面前DVにより通告された保護者への児童虐待対応機関(児童相談所、市町村等)による指導支援の強化が必要ではないか。</p> <p>○一時保護所での同伴児童に対する支援の充実が必要ではないか。</p>
<b>3 相談・保護、自立支援体制</b>		
DV対策の担い手、スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が入り交じるなど複層的なケースには、個人だけではなく家族全体を見る(ファミリーソーシャルワーク)視点が必要</li> <li>・臨床カウンセリングができる人材が不足。専門職種への研修が必要。</li> <li>・臨床心理士間の交流が必要。</li> </ul>	<p>○多様な相談事例に対する助言や、より専門的な研修の実施が必要ではないか。</p> <p>○家族全体への相談体制の構築が必要ではないか。</p>
身近で誰もが安心して相談できる体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い地域であれば被害者が加害者や近隣に知られてしまうと感じる場合もあるためどこでも相談できる体制が必要。</li> <li>・障害者や高齢者、精神疾患患者、外国人、LGBTQの人に対する適切な相談対応が必要。</li> <li>・【調査】被害者への支援施策として「身近な相談窓口の充実」を挙げる回答が約3割</li> <li>・【調査】行政機関の相談窓口に求める機能として「安全やプライバシーの確保」「身近な相談窓口を増やす」を挙げる回答が最も多い。</li> </ul>	<p>○対面、電話による相談につなぐため、国が実施するSNS相談のフォローアップ体制の構築も必要ではないか。</p> <p>○多様な相談事例に対する助言や、より専門的な研修の実施が必要ではないか。</p> <p>○医療機関や通訳支援団体、地域包括支援センター、弁護士など関係機関とのより一層の連携が必要ではないか。</p>

## 計画改定に係る論点整理

項目	内容	論 点
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースマネジメントが必要。</li> <li>・市町村では専門の相談員の配置がなく、担当職員ではスキルに限界がある。</li> <li>・相談と自立支援の所管部門が異なったり、住民票、税、保険等の窓口の庁内連携が十分でないことから、被害者にさらなる被害が及ぶ。</li> <li>・市町村窓口は、知り合いがいるなど相談者が躊躇するケースがあると見られる。</li> <li>・DV家庭の子どもには、学校では保健の先生や養護教諭による支援が求められる。その他の先生に対しても気づきのための周知、啓発が必要。</li> <li>・加害者と子どもの面接交流についてリスクがあると思われるため裁判所が禁止しないケース多い。DVに詳しい弁護士の養成も必要。</li> </ul>	<p>○学び生活アドバイザーやスクールカウンセラーの拡充が必要ではないか。</p> <p>○多様な相談事例に対する助言や、より専門的な研修の実施が必要ではないか。(再掲)</p>
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】被害者への支援施策として「一時的に逃れる場所の提供」を挙げる回答が約4割</li> <li>・一時保護には該当しない(希望しない)人への安全を確保しながらニーズにあった緩やかな避難施設の設置が必要。</li> </ul>	<p>○京都府北部への一時保護施設の設置や一時保護の民間委託の推進が必要ではないか。</p>
避難以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV改正法で退去等命令の期間に関する特例を新設されたが、女性の社会進出、経済的自立が進む中、「逃げる支援」だけでない支援が必要。</li> </ul>	
地域での生活支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所から帰宅した場合のフォローが必要。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の構成について、DV対策の視点から検討することが必要。</li> </ul>	<p>○一時保護所退所後の被害者や子どもに対する支援の強化が必要ではないか。</p>
自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【調査】被害者への支援施策として「母子生活支援施設等自立のための施設の増設」を挙げる回答が約2割</li> <li>・【調査】被害を受けてどうしたかの割合は、前回調査から「別れようと思ったが、別れなかった」割合が増加し(③36.6%→④43.1%(配偶者))、女性の別れない理由は「子どもの存在」(45.0%)や「経済的な不安」(40.9%)を挙げる人が多い。</li> </ul>	<p>○避難や一時保護所退所後の被害者や子どもに対する自立支援の強化が必要ではないか。</p>

**I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進**（⇒詳細はP2参照）

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるとともに、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資することを踏まえ、女性の活躍をけん引するため、下記のような施策を講じる。

**① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等**

- ・ 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。
  - ①2025年を目標に、女性役員を1名以上選任するよう努める
  - ②2030年までに、女性役員を30%以上とすることを目標とする
  - ③左記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・ あわせて、企業経営を担う女性リーダー研修の更なる充実、リスキリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へとという女性登用のパイプラインの構築に向けた取組の支援を行う。

**② 女性起業家の育成・支援**

- ・ ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援のため、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%とすることを目標とする。
- ・ あわせて、女性起業家のためのネットワークの充実、女性起業家による資金調達への支援等を行う。

**II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化**（⇒詳細はP3参照）

男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めることとし、下記のような施策を講じる。また、仕事と健康の両立による女性の就業継続を支援する。

**① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進**

- ・ 長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、「多様な正社員」制度の普及促進等に取り組む。
- ・ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

**② 女性デジタル人材の育成などリスキリングの推進**

- ・ デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進、女性デジタル人材育成プランの実行等に取り組むなど、リスキリングのための環境を整備する。

**③ 地域のニーズに応じた取組の推進**

- ・ 地域のニーズに応じた女性活躍を支える各地の男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）による各センターへのバックアップの強化等を図るため、同法人の主管の内閣府への移管や、同法人及び各地のセンターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

⇒これらの取組により、いわゆる「L字カーブ」（右図参照）が生じる背景にある構造的な課題（※）の解消を目指す。

（※）長時間労働を中心とした労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等

**III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現**（⇒詳細はP4参照）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現するため、下記のような施策を講じるほか、ハラスメント対策や、政策決定過程のあらゆる段階における女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を反映するための取組、平和・安全保障の分野における女性の参画に取り組む。

**① 配偶者等からの暴力への対策の強化**

- ・ 配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行（令和6年4月）に向けた環境整備等に取り組む。

**② 性犯罪・性暴力対策の強化**

- ・ 被害が潜在化・深刻化しやすい子どもをはじめ、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底する。
- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策を着実に実行する。

**③ 困難な問題を抱える女性への支援**

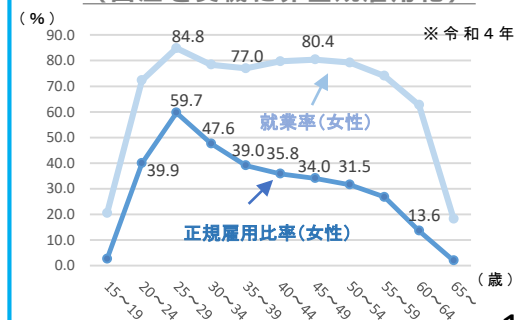
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行（令和6年4月）に向けた支援体制の整備等を図る。

**④ 生涯にわたる健康への支援**

- ・ 事業主健診の充実、フェムテックの利活用、生理休暇制度の普及促進、女性アスリートが抱える健康課題等に取り組む。

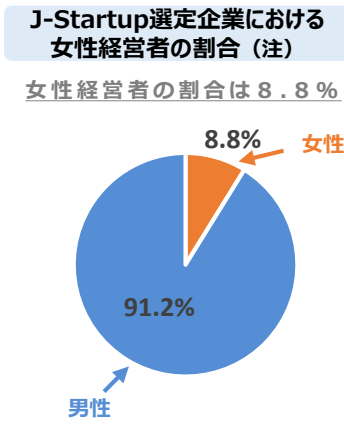
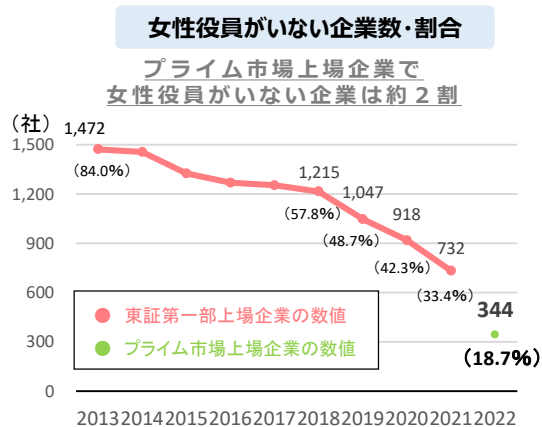
**1⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進（再掲）**

**L字カーブ**  
女性の正規雇用比率は30代以降低下  
（出産を契機に非正規雇用化）





## (1) 企業における女性登用の加速化



## (2) 女性起業家の育成・支援

- ①段階ごとの課題に対する有機的な女性起業家への支援
  - ・外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム (J-Startup) において、女性起業家の割合を20%とすることを旨とする。
  - ・全国ネットワークである「わたしの起業応援団」について支援機関のスキルの見える化、地域金融機関との連携を含めた地域ごとの支援拡充。
  - ・産業革新投資機構による女性キャピタリストを採用・育成する民間ファンドや女性起業家に積極的に投資する方針の民間ファンドへの出資等を促進。
- ②女性起業家育成・支援のためのエコシステムの整備
  - ・現状、実態を捉えた定量的なデータが不足していることから、実態把握に向けたパイロットのアンケート調査を実施し、対外発信。

## (3) 地方・中小企業における女性活躍の促進

- ①中小企業向け補助金における優遇による両立支援に向けた取組
  - ・中小企業向け補助金において、女性活躍や子育て支援に取り組む企業を採択審査において加点する優遇措置を広げていく。
- ②中小企業を含む企業経営者等のアンコンシャス・バイアスの解消・行動変容を促すコンテンツの開発・普及
  - ・企業の経営者等に向けた研修用のコンテンツにより、アンコンシャス・バイアスを解消し、行動の変容を促す。
- ③地域金融機関を通じた女性経営人材のマッチング支援の促進
  - ・大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、転籍、兼業・副業、出向等、様々な形態での地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」の女性経営人材向けの周知広報。
- ④女性活躍に取り組む中小企業の好事例の横展開等
  - ・女性活躍の要素を重視した取引先の選定など、中小企業を始めとして社会全体で女性活躍を促し合う取組の普及・拡大。
  - ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の地域シンポジウムを全国各地で開催し、各地域のネットワーク形成、好事例の横展開。



## II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

### (1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

#### ○企業の労働慣行の見直し

##### ①平時からの多様で柔軟な働き方の推進

- ・長時間労働慣行の是正に向けた的確な監督指導、労働基準法の令和6年度からの全面施行に向け法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施。
- ・労働者に対する就業場所・業務の変更の範囲を明示する新しいルールを令和6年4月より施行。
- ・投資家の評価を利用した両立支援の加速のため、女性活躍に優れた企業を選定するなどでし銘柄を活用し、両立支援に積極的な企業を選定。
- ・「多様な正社員」制度の普及促進に向けた好事例の周知や専門家による導入支援、選択的週休3日制の導入促進。
- ・勤務間インターバル制度の導入率向上に向けたアウトリーチ型のコンサルティング、導入による効果の把握とその効果的な周知の検討。

##### ②育児期における休暇取得や柔軟な働き方の推進

- ・「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化。
- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務の活用を促すための給付を創設。
- ・こどもが病気の際などに休みやすい環境整備を検討。
- ・育児・介護休業法における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討。

##### ③仕事と介護の両立に関する課題への取組

- ・仕事と介護の両立に関する「事前の心構え」と「基礎知識」の獲得を促すため、両立支援制度の情報提供や介護保険制度の更なる周知を検討。

#### ○外部サービス利用の普及による家事・育児負担の軽減

- ・ベビーシッターの保育の質の確保・向上。
- ・家事支援サービス利用の信頼性向上のためサービス提供事業者の認証制度の在り方、企業の福利厚生としてのサービス提供に向けた方策を検討。

#### ○女性のキャリア意識をめぐる課題の解消

- ・女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討。短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組むとともに、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直し。

- ・各教育委員会に対し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムの活用促進。これらを植え付けないための幼児期からの教育環境の整備。

### (2) 男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応

- ・開示を行った各企業における課題の的確な把握・分析とその結果を踏まえた格差の是正に向けた取組を支援。常時雇用労働者101人から300人の事業主への公表義務の対象拡大を検討。
- ・国・地方公共団体の開示はサイトの整備を通じて更なる「見える化」。

### (3) 非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善等

- ・非正規雇用労働者の正規化を進める事業主に対する助成を拡充。企業が雇用形態を問わず訓練を実施することを支援、労働者個人への支援も拡充。
- ・同一労働同一賃金の遵守の徹底のため企業への一層の働きかけ。
- ・地方公共団体の会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」の令和6年4月の施行に向け必要な助言。

### (4) 女性デジタル人材の育成等

- ・デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進。
- ・多様化する就労形態に関する知識向上を目的とした地方公共団体によるセミナー等の取組を地域女性活躍推進交付金で支援。
- ・「女性デジタル人材育成プラン」の実行。

### (5) 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」に盛り込まれた機能強化に係る施策・取組について令和5年度より実施可能なものから計画的に実施。機能強化を図るための所要の法案の令和6年通常国会への提出を目指す。
- ・地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、ジェンダーギャップを解消するための地方公共団体の効果的な取組を支援。

### (6) ひとり親家庭支援

- ・養育費受領率目標の達成<sup>(注)</sup>に向け、周知・広報等による意識改革や相談体制整備、プッシュ型支援、離婚前後親支援モデル事業の活用促進などの取組。
- ・離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについての検討の進展状況等を踏まえ、必要に応じて養育費の受領率の達成目標の見直し。

3.

高等職業訓練促進給付金の一層の利用促進。

(注) 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率（養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率）を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す。

# Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

## (1) 配偶者等からの暴力への対策の強化

### 配偶者暴力防止法一部改正法（令和5年法律第30号）の概要

- 1 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化
  - ・ 接近禁止命令等を申し立てることができる被害者の範囲の拡大
  - ・ 接近禁止命令等の期間の伸長
  - ・ 電話等禁止命令の対象行為の追加 等
- 2 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充
  - (1) 被害者の自立支援のための施策
  - (2) 国・地方公共団体・民間団体の連携・協力
- 3 協議会の法定化

- ・ 令和6年4月の配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行を図るため、国が定める基本方針の改定や下位法令の整備、改正法の周知広報、相談員等の関係者を対象とする研修を実施。
- ・ 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けて更なる周知広報に取り組むとともに、配偶暴力相談支援センター等の相談窓口を一層周知。
- ・ 配偶者暴力対策と児童虐待対策について、改正法による多機関連携や法定協議会の設置により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進。
- ・ 加害者プログラムについて、令和4年度までの試行によって得られた知見に基づいて取りまとめた留意事項を踏まえ、各地域における実施を推進。
- ・ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、若年層への教育及び広報啓発を推進。
- ・ ストーカー対策について、相談体制の充実、一時避難所確保のため必要な連携体制整備等を推進。

## (2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用、再犯防止施策の更なる充実、被害申告・相談をしやすい環境の整備等に取り組む。
- ・ ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実に向けて、地域における関係機関の連携強化のためのネットワーク作りを加速。
- ・ 「AV出演被害防止・救済法」による出演被害の防止及び被害者の救済。
- ・ 「生命（いのち）の安全教育」について全国展開を加速化。
- ・ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行。
- ・ 社会全体への啓発のため、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広報活動を展開。被害が潜在化・深刻化しやすいこどもをはじめ、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底。

## (3) ハラスメント防止対策

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けたパンフレット等による周知、事業主の措置義務・望ましい取組の内容及び外部相談窓口の周知。
- ・ 就職活動中の学生に対するハラスメントの防止のため、各大学における取組の好事例の発信や相談窓口の周知等を一層強化。
- ・ 高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の推進。

## (4) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の円滑な施行に向けて、各都道府県での支援体制の計画的な整備、女性相談支援員の人材の確保・養成・処遇改善の推進などを図る。

## (5) 生涯にわたる健康への支援

- ・ 事業主健診に係る問診に月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加、産業保健体制の充実。
- ・ 生理の貧困への対応として、地域女性活躍推進交付金により生理用品を提供した事例や各地方公共団体による独自の取組の調査・公表。
- ・ フェムテックを利活用し、企業、医療機関、自治体等が連携して行う実証事業への支援、全事業の効果測定を実施。
- ・ 生理休暇制度の普及促進のための方策について検討。
- ・ 学校における健康教育の充実、健康診断の保健調査票の活用により女子児童生徒の月経随伴症状等の健康状態を把握し、保健指導等の実施。
- ・ 女性の健康に関するナショナルセンターとして国立成育医療研究センターに研究の司令塔機能をもたせ、最新のエビデンスの収集・情報提供。
- ・ 女性アスリートが抱える健康課題等への支援体制の整備や理解促進、指導現場におけるハラスメント行為等の根絶。スポーツ団体における女性理事の目標割合の設定、その達成に向けた具体的な方策等の取組の促進。

## (6) 行政運営を補佐する合議体の委員構成における性別の偏りの解消

- ・ 各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体において、その外部有識者たる構成員に性別の偏りが無いよう努める。

## (7) 「女性・平和・安全保障（WPS）」への取組強化

- ・ 「第3次女性・平和・安全保障行動計画」に基づく取組を着実に実施。

## (8) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

# IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

## （1）5次計画の中間年フォローアップ

- 5次計画の全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討。

## （2）政治分野

- 議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要に応じて助言を行うとともに、先進事例の情報提供。

## （3）行政分野

- テレワークの更なる浸透と定着を図るとともに、職員個人の働き方を更に柔軟化する観点から、フレックスタイム制等について必要な対応。

## （4）経済分野

- 全国の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合の「見える化」を継続、役員の女性割合を増加させるために取り組んでいる商工会又は商工会議所を把握し、その取組の継続を図る。

## （5）科学技術・学術分野

項目	現状	成果目標
大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合	理学系：8.7% 工学系：5.7%（2019年）	理学系：12.0% 工学系：9.0%（2025年）
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系：14.5% 工学系：16.3%（2020年）	理学系：20% 工学系：15%（2025年）
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：27.8% 工学部：15.8%（2022年）	前年度以上（毎年度）

- 理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保のため、大学が民間企業等と連携して行う取組を大学の体制整備支援を通じて促進。
- 理工系分野への進路選択の促進に向け、女子中高生や保護者、教員を対象として、大学・企業の双方からロールモデルを提示、ロールモデルによる出前授業を実施。
- 女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進。
- 学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、大学への資源配分において引き続きインセンティブを付与。
- ライフイベントと研究との両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援。

## （6）地域における女性活躍の推進

- 農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上
  - 農林水産団体等の理事に占める女性割合の向上等に向け、具体的な目標の設定等の仕組みづくりを働きかけ、多様な女性の登用促進に向けた事例集を令和5年度中に作成。
  - スマート農林水産業の推進、女性が扱いやすい農業機械等の開発、育児との両立などに関するサポート活動、更衣室や託児スペースの整備、研修会の実施等により女性が活躍しやすい環境を整備。
- 校長・教育委員会等における女性割合の向上
  - 各教育委員会の事業主行動計画等において、女性登用の具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請。
  - 校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有、他地域の好事例やロールモデルの提供。
  - 女性教員が管理職選考試験を受験するにあたっての困難さや課題を把握、必要となる取組を令和5年度中に検討。
  - 各教育委員会における学校の働き方改革等に係る計画の策定や公表、その取組状況等を「見える化」する枠組みを令和5年度中に検討。
  - 女性教育委員がない市町村に対して早期の女性教育委員の選任に向けた速やかな対応を要請。

## （7）防災分野

- こどもや要配慮者の預け先の確保等の環境整備など、災害対応に携わる職員への支援を行う地方公共団体の好事例を継続して収集・展開。
- 「防災・復興ガイドライン」に基づく学習プログラムや、女性の地域での防災活動への参画等を紹介する「ノウハウ・活動事例集」を地方公共団体職員向けの研修、女性防災士や地域の女性防災リーダーとの勉強会で活用。
- 女性の自衛官の採用・登用を積極化、隊員の意識改革、仕事と育児・介護等の両立支援等を一層推進。新たなハラスメント対策を確立。
- 消防吏員や消防団員、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備。

## （8）国際分野

- 在外公館の各役職段階に占める女性の割合向上に向けて、省内公募の活用、**5** 管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等。



## < 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの
- { 身体に対する暴力を受けた者、  
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、  
**「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者**を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により**心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき**」に拡大（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

[10条1項～4項]

- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から**1年間**に延長

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

[17条3項～7項]

- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の**連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得**を追加

[10条2項]

- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件<sup>注1</sup>を満たす場合について、当該**子への電話等禁止命令**<sup>注2</sup>を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

[10条3項]

- ⑤ 退去等命令の期間について、**住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月**（原則は2か月）とする特例を新設

[10条の2]

- ⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役／200万円以下の罰金**

[29条]

## < 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

➤国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

- (1) 被害者の**自立支援のための施策**<sup>注</sup>、
- (2) 国・地方公共団体・民間の団体の**連携・協力** を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

## < 3. 協議会の法定化 >

➤関係機関等から構成される**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会**を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

# (3) 法定協議会について

## 配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を**法定化**

- **都道府県**に協議会の組織の**努力義務**（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、  
児童相談所（都道府県・政令市など）、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。

### <協議会の機能>

✓ 被害者に関する情報その他**被害者の保護を図るために必要な情報の交換**

✓ **被害者に対する支援の内容に関する協議**

（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）

例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）

実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）

個別ケース会議（個別の事案に対応）

✓ 関係機関等への**協力要求権**（資料・情報提供・意見の開陳等）

✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に**守秘義務**  
（1年以下の拘禁刑(懲役)、50万円以下の罰金）



## 経緯

令和2年6月11日

## 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として  
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

## これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
  - 再犯防止プログラムの拡充
  - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
  - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「**更なる集中強化期間**」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。  
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画  
基本計画の目標年度

## 【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

## 【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止  
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

## 【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

## 【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実  
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

## 【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

## 【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済  
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応  
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

## 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

### 性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

- 1 性的姿態等撮影罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】
  - ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影
  - ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせ、又は 相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
  - ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
  - ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）  
（※）相手が13歳以上16歳未満の子どものときは、行為者が5歳以上年長である場合
- 2 性的影像記録提供等罪**
  - ① **1** 又は **5** によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供  
【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】
  - ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列  
【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】
- 3 性的影像記録保管罪** 【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

○ 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管
- 4 性的姿態等影像送信罪** 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

○ 不特定・多数の者に、**1** の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）
- 5 性的姿態等影像記録罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

○ **1** の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

### 16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合（※）、面会要求等の罪が成立

（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

- 1** わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること  
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
  - ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
  - ② 拒まれたのに反復 …… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
  - ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする
- 2** 1の結果、わいせつの目的で会うこと 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】
- 3** 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること  
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

### 公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

- 1** 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長
  - ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
  - ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …… 10年 → **15年**
  - ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**
- 2** 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が**18歳に達する日までの期間**に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。  
※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

### 聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月までに施行予定

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

- ① 供述が、一定の措置（※）が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき  
（※）・ 供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置  
・ 供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置
- ② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき



不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の **1** 又は **2** によって、

性交等(※1)をした場合、**不同意性交等罪**【5年以上の有期懲役】

わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪**【6月以上10年以下の懲役】

が成立(※2)

**1** ①～⑧のいずれかを原因として、

同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行 又は 脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮  
…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、不利益が生じることを不安に思うこと

**2** わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること

**1** や **2** に当たらない場合でも…

**3** 相手が**13歳未満の子ども**である場合、又は、  
相手が**13歳以上16歳未満の子ども**で、行為者が**5歳以上年長**である場合  
にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像  
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
  - ② それ以外の対象画像  
→ 押収物の廃棄
  - ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像  
→ 電磁的記録の消去命令
- (※) 対象画像
- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
  - ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
  - ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など



- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

## 目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ **困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進**  
⇒ **人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与**

\*「**困難な問題を抱える女性**」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で**困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）**をいう

## 基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、**それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に**応じた**最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること**
- ②支援が、**関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること**
- ③**人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とすること

○**国・地方公共団体の責務【第4条】** 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○**関連施策の活用【第5条】** 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○**緊密な連携【第6条】** ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

**基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】** 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

### ○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

### ○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

### ○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

### ○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**支援調整会議【第15条】** 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

**○教育・啓発【第16条】** ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

**○調査研究の推進【第17条】** 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

**○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】** 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

**○民間団体に対する援助【第19条】**

**費用の支弁等【第20～22条】** 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

### 施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）  
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等